

ご契約のしおり・約款

が ん 共 済



かならずお読みください

この冊子は、ご契約に伴う大切なことから記載したものですので、かならずご一読いただき、内容を十分にご確認のうえ、ご契約をお申込みいただくようお願いいたします。
なお、後ほどお送りする共済証書とともに大切に保管し、ご活用ください。

JA共済の事業理念

JA共済は、「相互扶助(助け合い)」を事業理念としています。

～人と人との「絆」を深めたい～

「一人は万人のために、万人は一人のために」――。日本の農村では、古くから共同体をつくり、お互いに支え合い、助け合って暮らしを営んできました。日常の農作業はもちろん、自然災害や火事などの災害時には、共同体全体で救済・援助を行いました。そうした歴史を背景に、農家組合員が協力して農業生産力の増進と経済的・社会的地位の向上をはかること、そして、協同による事業活動を通じて、農家組合員の幸福と利益を実現することを目的に「農業協同組合(JA)」は生まれました。

JAの共済事業は、こうした相互扶助(助け合い)を事業理念として、自主的・民主的に運営されており、人間性の尊重や地域社会づくりへの貢献をめざしています。

はじめに

このたびはご契約のお申込みをいただき、
ありがとうございます。

この「ご契約のしおり・約款」は、
共済契約についての大切なことから
記載したものです。

ぜひご一読いただき、
「共済証書」、「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」
および「意向確認書（控）」（または「意向確認内容（控）」）
とともに大切に保管してください。

お願いとお知らせ

お願いとお知らせ

共済契約にご加入の際には共済約款をご一読ください。

この冊子に掲載している「ご契約のしおり」および「共済約款」をご一読され、ご契約の内容や告知などについてよくご理解いただきますようお願いいたします。

共済契約申込書・告知書はかならず共済契約者および被共済者でご自身で正確にご記入ください。

1. 共済契約申込書の契約条項欄は共済契約にとって重要な内容ですので、共済契約者ご自身でご記入し、内容を十分お確かめのうえ、ご署名をお願いいたします。
2. 告知書は、被共済者のお体の状態、ご職業などについてありのままを被共済者ご自身でご記入いただくことになっております。
告知につきましては、「告知義務について」 **P12** をご覧ください。

お申込み内容等の確認をさせていただくことがあります。

1. 組合職員が、共済契約者ご本人からのお申込みであることを運転免許証やパスポートなどにより、確認させていただくことがありますのでご了承ください。
2. ご契約のお申込み後、組合職員または組合から委託された者が、お申込み内容や告知内容について、電話または訪問により確認させていただくことがあります。
また、共済契約者ご本人がお申込みされたことや被共済者が同意されたことが確認できなかったときには、ご契約をお取り消しさせていただいたり、ご契約の締結をお断りさせていただくことがありますのでご了承ください。

共済契約にかかる手続きは、組合所定の端末を使用する方法により行うこともできます。

共済契約にかかる手続きは、書面に代えて、組合所定の端末を使用する方法により行うこともできます。

わかりにくい点、お気づきの点がある際には、
ご遠慮なくご加入先のJAまでお問い合わせください。

お渡しする書類について

ご契約にあたって、お渡しする書類です。ご確認のうえ、大切に保管してください。

重要事項説明書・意向確認書

重要事項説明書（契約概要）



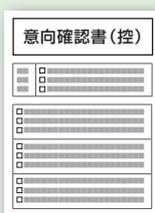
ご契約内容に関する重要な事項のうち、ご契約に際して特にご確認いただきたい事項について記載しています。

重要事項説明書（注意喚起情報）



ご契約に際して共済契約者にとって不利益となる事項など、特にご注意いただきたい事項について記載しています。

意向確認書（控）または意向確認内容（控）



今回お申込みいただいたご契約が、共済契約者のご意向を反映した内容になっているかご確認いただくためのものです（組合所定の端末を使用する方法により共済契約手続を行った場合は、意向確認内容（控）をお渡しします）。

ご契約のしおり・約款（本冊子）

本冊子は次の2つの部分で構成されています。

ご契約のしおり・約款



■ご契約のしおり

約款の内容を読みやすく整理し、ご契約上の重要事項や共済金等の請求、手続き等について、わかりやすく説明しています。

■約款

ご契約のご加入からお支払いまでのいろいろなことと取りきめたものです。

共済証書

共済証書



ご契約内容について具体的に記載したもので、組合がお申込みを承諾した場合に、共済契約者にお渡しいたします。お受取り後、かならず内容をご確認いただき、もし共済証書の記載内容がお申込みいただいた内容と異なるときは、すみやかにご加入先のJAまでご連絡ください。また、共済証書は共済金等の請求時等に必要となりますので大切に保管していただき、万一紛失された場合には、すみやかにご加入先のJAまでご連絡ください。

上記のほかにもJAから書類をお渡しすることがありますので、あわせてご確認ください。

目的別もくじ

お知りになりたい内容から掲載ページをお探しのときにご利用ください。

ご契約に関して

告知書の記入で気をつけなくては
いけないことは？



告知義務について

P12

保障がいつから始まるのか
知りたい



責任（保障）の開始について

P14

申込みを撤回したい



クーリング・オフ制度について

P16

専門用語の意味がわからない



共済用語のご説明

P66

事故発生・共済金等のご請求

どんなときにどんな共済金が
支払われるのか知りたい



がん共済の特徴としくみ

P20

どんなときに共済金が
支払われないのか知りたい



共済金等をお支払いできない場合

P32

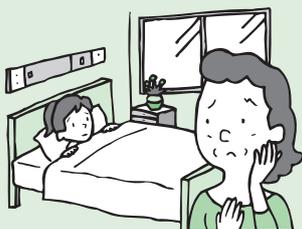
共済金を請求したい



共済金等のご請求について

P56

共済金の受取人が共済金を
請求できないときは？



代理人による共済金等のご請求

P60

共済掛金の払込免除について
知りたい



共済掛金の払込免除

P30

共済掛金はいつまでに
払えばいいの？



共済掛金のお払込み

P36

共済掛金の払込みの方法を変更したい
共済掛金をまとめて払いたい



共済掛金の払込方法

P40

契約者や受取人を変更したい



共済契約関係者の変更

P51

住所や氏名が変わったときは？



ご住所の変更、改姓・改名の届出

P49

保障内容を見直したい



下取り（転換）制度による
保障の見直し

P47

契約を解約した際の
返れい金について知りたい



ご契約の解約について

P42

被共済者が亡くなられた場合の
手続きについて知りたい



被共済者がお亡くなりになられた
場合

P50

共済金などにかかる
税金について知りたい



税金のお取扱いについて

P52

JA共済のご相談・苦情窓口のご案内



JA共済のご相談・苦情窓口の
ご案内

P65

JA共済について

P64

もくじ

ご契約のしおり

お願いとお知らせ	P02
お渡しする書類について	P03
目的別もくじ	P04
安心してご契約期間をお過ごしいただくために はじめにご確認いただきたいこと	P08

第1章 ご契約に際して

ご契約に際してかならずご確認いただきたい
ことがらについて説明しています。

告知義務について	P12
責任（保障）の開始について	P14
個人情報のお取扱いについて	P15
クーリング・オフ制度について	P16

第2章 しくみと共済金

がん共済のしくみの概要を説明しています。

がん共済の特徴としくみ	P20
共済金等をお支払いできない場合	P32

第3章 ご契約中について

共済掛金のお払込みやご契約内容を変更される
場合の手続き等について説明しています。

[共済掛金のお払込みとご契約の継続について]

共済掛金のお払込み	P36
失効したご契約の復活	P38
共済掛金の払込方法	P40
ご契約の解約について	P42
ご契約の無効・取消し・解除・消滅	P44
割りもどし金のお支払い	P46

[ご契約内容の変更と届出]

下取り（転換）制度による保障の見直し	P47
診断保障のあるご契約から診断保障のないご契約への変更、 先進医療保障のあるご契約から先進医療保障のないご契約への変更	P48
ご住所の変更、改姓・改名の届出	P49
被共済者がお亡くなりになられた場合	P50
共済契約関係者の変更	P51

[生命共済と税金]

税金のお取扱いについて	P52
-------------	-----

第4章 共済金等のご請求について

共済金等のご請求の手続き、必要書類について説明しています。

共済金等のご請求について	P56
ご請求に必要な書類	P59
代理人による共済金等のご請求	P60

第5章 JA共済のご案内

JA共済の概略、ご相談・苦情窓口について説明しています。

JA共済について	P64
JA共済のご相談・苦情窓口のご案内	P65
共済用語のご説明	P66
「契約内容照会制度」について	P71
「支払査定時照会制度」について	P73

約 款

目次	P76
普通約款	P78
特則	P94
特約	P97
別表	P100

はじめにご確認いただきたいこと

1 告知義務



2年前に入院したんだけど、やっぱり共済には入れないのかな？
言わなければわからないだろうから、黙っていよう。

**共済金等をお支払いできない場合があります。
告知書には被共済者ご自身で、ありのままをご記入ください。**

ご契約時には、重要な事項（現在の健康状態や過去の病歴など）を告知いただく義務（告知義務）があります。告知書には被共済者ご自身で、ありのままをご記入ください*。告知書の記載が事実と異なる場合は、ご契約が解除されたり共済金等をお支払いできないことがあります。 [告知義務については、P12](#)

2 クーリング・オフ制度



契約の申込みをしたんだけど、やっぱりやめたいわ。
クーリング・オフがあるからあせらなくても平気ね。

クーリング・オフには所定の期間・条件があります。

お申込み（申込書のご提出*が完了した日）または「ご契約のしおり・約款」および「申込内容（控）」（申込書（控）を含みます。）の交付を受けた日のいずれか遅い日から8日を超えるとご契約のお申込みの撤回または解除を行うことができなくなります。 [クーリング・オフ制度については、P16](#)

3 責任（保障）の開始



この間、申込書を書いて渡したから、
いつでも共済金を支払ってもらえるのよね！

**保障が開始するのは
お申込みの時または告知の時のいずれか遅い時からです。**

組合がお申込みを承諾した場合、組合はお申込みの時*または告知の時*のいずれか遅い時から、保障を開始します。なお、がんに関する保障については、ご契約後、一定の期間を経過したのちに開始します。

[責任（保障）の開始については、P14](#)

4 共済金等をお支払いできない場合



万一のことがあっても、共済に入っているから安心だね。
かならず保障してもらえるんだから。

共済金等をお支払いできない場合があります。

例えば、

- がん保障開始日の前日以前に悪性新生物または脳腫瘍と診断確定されていた場合
- 告知いただいた内容が事実と相違し、ご契約が告知義務違反により解除となった場合 ほか

[共済金等をお支払いできない場合については、P32](#)

5 共済掛金の払込猶予期間



共済掛金を払いそびれてしまったよ！
何かあったらどうしよう…？

共済掛金のお払込みには払込猶予期間を設けています。

共済掛金は払込期中にお払込みいただきますが、一時的にお払込みの都合がつかないときのために払込猶予期間を設けています。この期間中に共済掛金のお払込みがないと、ご契約は解除または失効し、共済金等のお支払いができなくなります。 [払込猶予期間については、P36](#)



*組合所定の端末を使用する方法を含みます。

6 貸付制度



余裕がなくて共済掛金を払わないままにしているんだけど、貸付制度が利用できないかしら。

がん共済には貸付制度はありません。

がん共済には共済契約者に対する貸付制度（自動振替貸付・共済証書貸付）が設定されていません。したがって、払込猶予期間が過ぎるとご契約は解除または失効します。

ご契約の解除または失効については、 [P36](#)

7 ご契約の解約と解約時の返れい金



契約を解約しようと思うんだが、今まで払い込んだ共済掛金はもどってくるのかな？

がん共済には、解約時や消滅時などにお支払いする返れい金はありません。

ご契約を解約される場合には、組合所定の申込書に共済契約者ご自身でご署名のうえでお申し出ください。その際は、解約前に未請求となっている共済金等がないかを十分にご確認ください。

ご契約の解約と解約時の返れい金については、 [P42](#)

8 組合（JA）が破綻した場合



組合にもしものことがあったら、保障がなくなってしまうと思うとなんだかこわいよ。

**ご安心ください。
万一、組合（JA）が破綻しても保障は継続します。**

組合（JA）が破綻しても、他の組合（JA）と全国共済農業協同組合連合会が共同もしくは全国共済農業協同組合連合会単独で保障をお引受けいたします。

組合（JA）が破綻した場合については、 [P64](#)

9 ご契約の見直し（ご契約の転換など）



家族も増えたし、保障を見直したいけど、何か条件はあるのかな？

ご契約の見直しの際には、不利益となる事項もありますので、ご留意のうえお申込みください。

現在のご契約を見直して新たにご契約をお申込みされる場合には、共済掛金が高くなったり、健康状態によってはお引受けできないなど、共済契約者にとって不利益となることもあります。また、ご契約を転換される場合には「保障見直し設計書」などをかならずお受取りになり、現在のご契約と比較のうえご検討ください。

ご契約の転換については、 [P47](#)

10 JA共済に対するご相談・苦情等の受付、紛争時における対応などについて



組合の説明に納得ができないんだけど…。

皆さまの声を私たちにお届けください。

JA共済では、ご利用の皆さまにより一層ご満足いただけるサービスを提供できるよう、共済事業にかかるご相談・苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

JA共済のご相談・苦情窓口のご案内 [P65](#)

第1章 ご契約に際して



本章では、ご契約に際してかならずご確認いただきたいことがらについて説明しています。

章内もくじ

- 告知義務について P12
- 責任（保障）の開始について P14
- 個人情報のお取扱いについて P15
- クーリング・オフ制度について P16

告知義務について



ご契約に際して被共済者の最近の健康状態、過去の病歴、身体の障がい状態、ご職業などについて、組合所定の告知書でおたずねします。告知の内容により、ご契約をお引受けできるかどうかを決めさせていただきますので、告知書へは事実をありのまま告知（記入）してください*。

約 款

普通約款第37条

告知義務について

共済契約者または被共済者には、健康状態などについて告知していただく義務（告知義務）があります

生命共済は大勢の人々が共済掛金を出しあって、相互に保障しあう、助けあいの制度です。そこで、この制度の中にはじめから完全に健康とは申しあげられない方や、危険度の高い職業に従事されている方などが無条件でご加入されますと、掛金負担の公平性が保たれません。

そのために、ご契約に際して被共済者の最近の健康状態、過去の病歴、身体の障がい状態、ご職業などについて、組合所定の告知書でおたずねし*、ご契約をお引受けできるかどうか決めさせていただきます。



告知の方法について

告知書へは事実をありのまま正確にもれなく告知（記入）してください

被共済者ご自身で、組合所定の告知書の記載事項についてご記入し、ご署名ください*。



■告知書の記載事項

- 最近の健康状態
- 過去にかかった病気
- 身体の障がい状態
- ご職業 など



■口頭でのみお答えいただいている場合

組合所定の告知書に記入されたことが告知となります*。組合の職員に口頭でお答えいただいただけでは、告知をいただいたことにはなりませんので、ご注意ください。



* 組合所定の端末を使用する方法を含みます。

告知義務違反について

告知が事実と相違する場合、ご契約を解除することがあります

1. お体の状態やご職業などについて、故意または重大な過失によって事実をありのままに告知いただけなかったり、事実と違うことを告知いただいたりしますと、組合は告知義務違反としてご契約を解除することがあります。
 - このお取扱いは、ご契約がその責任開始時*の属する日以後、2年以上継続する前であって、かつ、組合が解除の原因を知った時から1か月以内に限りです。
※復活の場合は、最後の復活により責任が再開した時とします。以下このページにおいて同じ。
 - ご契約が2年以上継続した後であっても、その責任開始時の属する日以後、2年以上継続する前に既に共済金等をお支払いする事由、または共済掛金のお払込みを免除する事由が生じていた場合には、ご契約の責任開始時の属する日から5年以内に、ご契約を解除することがあります（責任開始時前またはがん保障開始日前に原因が生じたことにより共済金等をお支払いする事由または共済掛金のお払込みを免除する事由に該当しなかったときを含みます）。
2. 共済金等をお支払いする事由や共済掛金のお払込みを免除する事由が生じていても、共済金等のお支払いや共済掛金のお払込みを免除することができない場合があります。

約 款

普通約款第38条
普通約款第39条

しおり

共済用語のご説明
●がん保障開始日

責任（保障）の開始について



組合がお申込みを承諾した場合、お申込みの時または告知の時のいずれか遅い時からご契約の責任（保障）を開始します。なお、がんに関する責任（保障）の開始は契約日からその日を含めて91日目からとなります。

約 款

普通約款第9条

しおり

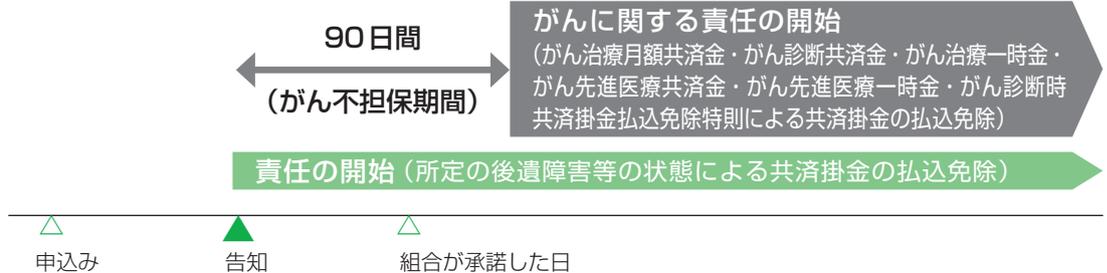
共済用語のご説明
●がん保障開始日

責任（保障）の開始

組合がご契約のお申込みを承諾した場合には、ご契約の責任（保障）は次のとおり開始されます。

共済金等の種類	責任（保障）の開始
がん治療月額共済金 がん診断共済金 がん治療一時金 がん先進医療共済金 がん先進医療一時金 がん診断時共済掛金払込 免除特則による共済掛金の払込免除	契約日からその日を含めて91日目（がん保障開始日）からとなります。
所定の後遺障害等の状態による共済掛金の払込免除	責任開始時（お申込みおよび告知*がともに完了した時）からとなります。

<例>



* 組合所定の端末を使用する方法を含みます。

個人情報のお取扱いについて



共済契約に関する個人情報は次のとおりお取扱いいたします。

個人情報のお取扱い

個人情報を必要な範囲で利用することがあります

ご契約内容、申込書記載事項やその他の知り得た個人情報については、組合（JA）および全国共済農業協同組合連合会が、共済契約のお引受けの判断、共済金等のお支払い、共済契約のご継続・維持管理、各種サービスのご提供・充実を行うために利用します。

また、本契約に関する個人情報は、組合（JA）および全国共済農業協同組合連合会の他の商品・サービスのご案内・ご提供・開発・研究を行うために業務に必要な範囲で利用することがあります。

要配慮個人情報および機微（センシティブ）情報のお取扱い

保健医療等の情報（要配慮個人情報、機微（センシティブ）情報）については、共済事業の適切な業務運営の確保に必要な範囲でお取扱いいたします。

個人番号を含む個人情報（特定個人情報）のお取扱い

法令により認められる範囲を超えた利用は行いません。

個人情報を関係先に提供し、また提供を受けることがあります

適正かつ迅速な共済契約のお引受け・共済金等のお支払いを行うために必要な範囲内の情報を、医療機関、共済契約のお引受け・共済金等のご請求・お支払いに関する関係先等に提供し、またはこれらの者から提供を受けることがあります。

必要な範囲で個人情報を第三者に提供することがあります

法令により必要と判断される場合、共済契約者・被共済者・公共の利益のために必要と考えられる場合、個人情報の利用目的のために業務を委託する場合、再保険取引のために必要な場合に、必要な範囲で個人情報を第三者^(注)に提供することがあります。

(注) 共済金支払査定に用いる診断書の電子化業務を委託する場合等における外国にある第三者を含みます。

共済制度の健全な運営のために以下の制度を運営しています

■契約内容照会制度

共済契約のお引受けの判断および共済金等のお支払いの判断の参考とすることを目的として、「契約内容照会制度」に基づき、共済契約等に関する「開示内容」を各生命保険会社等と共同して利用するものです。

■支払査定時照会制度

お支払いの判断または共済契約等の解除、取消しもしくは無効の判断の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、各生命保険会社等の保有する共済契約等に関する相互照会事項記載の情報を共同して利用するものです。

上記以外の組合（JA）のその他個人情報のお取扱いについては、組合（JA）の個人情報保護方針・個人情報保護法に基づく公表事項等をあわせてご覧ください。また、全国共済農業協同組合連合会の個人情報のお取扱い等の詳細は、**JA共済ホームページ** (<https://www.ja-kyosai.or.jp>) をご覧ください。

しおり

JA共済について
P64

しおり

「契約内容照会制度」
について
P71
「支払査定時照会制度」
について
P73

クーリング・オフ制度について



クーリング・オフとは、ご契約のお申込みを行った後でも、ご契約のお申込みの撤回や解除ができる制度です。

クーリング・オフの申出方法

クーリング・オフの適用には所定の期間・条件があります

お申込者または共済契約者（以下「申込者等」といいます。）は、次のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面によりご契約のお申込みの撤回または解除（以下「お申込みの撤回等」といいます。）をすることができます。

- ご契約の申込日（共済契約申込書のご提出（組合所定の端末を使用する方法を含みます。）が完了した日）
- 「ご契約のしおり・約款」および「申込内容（控）」（申込書（控）を含みます。）の交付を受けた日（お申込み時に「ご契約のしおり・約款」のお受取り方法をWeb（インターネット）で確認と選択した場合、「ご契約のしおり・約款」の交付を受けた日は、申込日となります。）

申込日または「ご契約のしおり・約款」および「申込内容（控）」（申込書（控）を含みます。）の交付日のいずれか遅い日



書面による手続きが必要です

お申込みの撤回等は、書面の発信日（郵便の消印日）に効力を生じるため、郵送により上記の期間内（8日以内の消印有効）にお申込みの組合支所（店）または組合本所（店）あてにお申し出いただく必要があります。

<記入見本>

○月○日に申し込んだがん共済の申込みを取り消します。

① JA○○ △△支店
 ② ○○県△△市□□××-××-×× 共済太郎
 ○○○-○○○-○○○○
 ③ ○○年△△月□□日
 ④ ××万円
 ⑤ 共済太郎

■書面への記載事項

書面には、がん共済契約のお申込みの撤回等をする旨を明記のうえ、

- ① 契約された組合・支所（店）名
- ② 申込者等の住所、氏名（自署）、電話番号（連絡先電話番号）
- ③ 共済契約の申込日
- ④ がん治療月額共済金額
- ⑤ 被共済者の氏名

をご記入ください。なお、ご契約のお申込み時に、共済契約申込書に押印した場合は、その印鑑と同一印を押印してください。

手続きの流れは次のとおりです



お申込みの撤回等が可能な日付であるかをご確認のうえ、がん共済契約のお申込みの撤回等を行う旨を書面に明記してください。なお、ご契約のお申込み時に、共済契約申込書に押印した場合は、その印鑑と同一印を押印してください。



郵送により、お申込みの組合支所（店）または組合本所（店）あてにお申し出ください。お申込みの撤回等は、書面の発信日（郵便の消印日）に効力を生じます。

クーリング・オフができない場合

クーリング・オフのお取扱いができない場合があります

次の場合は、お申込みの撤回等のお取扱いはできません。

- 申込者等が団体の場合
- 債務履行の担保のための共済契約の場合
- その他クーリング・オフ制度の趣旨に反する場合

その他

- お申込みの撤回等の場合には、お申込みいただいた金額を申込者等にお返しいたします。
- お申込みの撤回等の当時、既に共済金等の支払事由が生じているときは、お申込みの撤回等の効力は生じません。ただし、申込者等がお申込みの撤回等の当時、既に共済金等の支払事由が生じたことを知っている場合を除きます。
- 転換によるお申込みの場合は、転換がなかったものとして以前のご契約にもどります。

第2章 しくみと共済金



本章では、がん共済のしくみの概要を説明しています。

章内もくじ

- がん共済の特徴としくみ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P20
- 共済金等をお支払いできない場合・・・・・・・・・・・・・・・・ P32

がん共済の特徴としくみ



がん共済は、被共済者が悪性新生物または脳腫瘍に罹患され、所定のがん治療を受けられた場合の保障を確保するための共済です。また、ご希望に応じて、がん診断時および長期治療時等に対するまとまった一時金の保障ならびに先進医療に対する保障のあるご契約をお選びいただけます。加えて、がん診断時共済掛金払込免除特則を付加することができます。

がん共済の特徴

がんを幅広く保障

がん共済は、被共済者が上皮内新生物を含む悪性新生物または脳腫瘍に罹患された場合のさまざまな保障を確保するための共済です。

がんの治療を目的とした入院、手術、放射線治療、抗がん剤治療、ホルモン剤治療およびがん性疼痛等の緩和のための在宅医療を保障

悪性新生物または脳腫瘍の治療を直接の目的として、以下のいずれかに該当されたとき、該当された月ごとに1回を限度としてがん治療月額共済金をお支払いしますので、がん治療にかかる月々の費用を確保することができます。

- 入院されたとき
- 手術を受けられたとき
- 放射線治療を受けられたとき
- 抗がん剤治療を受けられたとき
- ホルモン剤治療を受けられたとき
- がん性疼痛等の緩和のための在宅医療を受けられたとき

診断保障や先進医療保障のあるご契約をお選びいただくことにより、さらに充実した保障を確保

ご希望に応じて、がん診断時および長期治療時等に対するまとまった一時金の保障（診断保障）、先進医療に対する保障のあるご契約をお選びいただけます。

<診断保障>

初めて悪性新生物または脳腫瘍と診断確定されたときはがん診断共済金、その後の長期治療や再発・転移の場合にはがん治療一時金をお支払いしますので、がん治療にかかる費用を一時金の保障で確保することができます。

ただし、がん治療一時金については、がん診断共済金または前回のがん治療一時金の支払事由に該当した日から1年以上経過後に、悪性新生物または脳腫瘍の治療を直接の目的として、以下のいずれかに該当されたときにお支払いします。

- 入院されたとき
- 手術を受けられたとき
- 放射線治療を受けられたとき
- 抗がん剤治療を受けられたとき
- ホルモン剤治療を受けられたとき
- がん性疼痛等の緩和のための在宅医療を受けられたとき

しおり

共済用語のご説明

- 悪性新生物
- 脳腫瘍

しおり

共済用語のご説明

- 入院
- 手術
- 放射線治療
- 抗がん剤治療
- ホルモン剤治療
- 在宅医療

しおり

共済用語のご説明

- 先進医療
- 診断確定

<先進医療保障>

悪性新生物または脳腫瘍により被共済者が受けた先進医療にかかる技術料相当額を、がん先進医療共済金としてお支払いします。

ただし、がん先進医療共済金のお支払額は共済期間を通じて、2,000万円を限度とします。

また、がん先進医療共済金が支払われることとなる先進医療による療養を受けたときは、がん先進医療一時金をお支払いします。

初めてがんと診断されたとき、共済掛金のお払込みを免除（がん診断時共済掛金払込免除特則が付加されているご契約の場合）

がん診断時共済掛金払込免除特則が付加されているご契約については、初めて悪性新生物または脳腫瘍と診断確定されたとき、次回以後の共済掛金のお払込みを免除しますので、がん治療に伴う収入減少時等も安心して保障を継続いただけます。

注意 ■がん共済における死亡保障について
がん共済には死亡保障はありません。

しおり

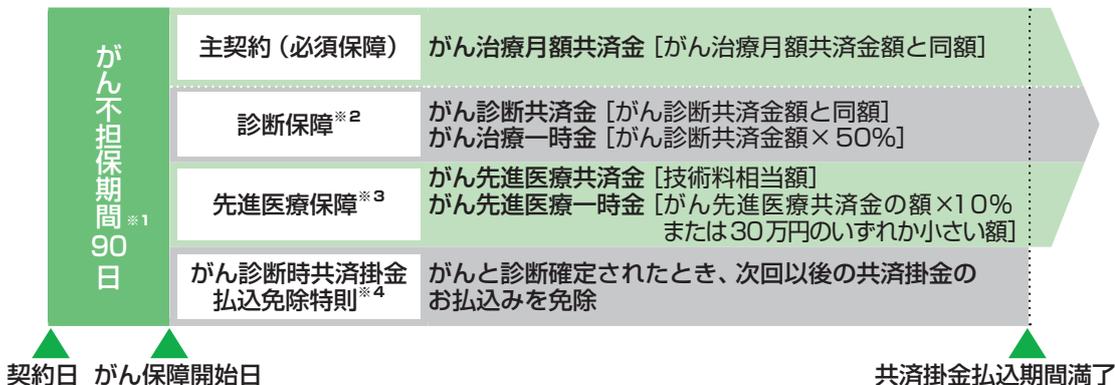
共済掛金の払込免除
P30

約 款

がん診断時共済掛金払込免除特則

がん共済のしくみ

<例：終身保障契約の場合>



※1 「がん不担保期間」については、「責任（保障）の開始について」をご参照ください。

※2 診断保障のあるご契約と診断保障のないご契約のどちらかをお選びいただけます。

※3 先進医療保障のあるご契約と先進医療保障のないご契約のどちらかをお選びいただけます。

※4 この特則は、ご契約のお申込み時に限り付加することができます。

注意 ■がん保障開始日前にがんと診断確定されていた場合

がん保障開始日の前日以前に被共済者が悪性新生物または脳腫瘍に罹患したと診断確定されていた場合には、ご契約は無効となり、共済金のお支払いおよびがん診断時共済掛金払込免除特則による共済掛金のお払込みの免除はできません。

しおり

共済金等のお支払い
P23

しおり

共済金等をお支払い
できない場合
P32

がん共済の共済期間

がん共済およびがん診断時共済掛金払込免除特則付がん共済の共済期間には、終身保障・80歳満了の2つのタイプがあります。

終身保障契約

一生涯にわたる保障を確保します。



共済掛金の払込終了年齢は50歳、55歳、60歳、65歳、70歳、75歳、80歳または99歳の中からお選びいただけます。

80歳満了契約

80歳までの保障を確保します。



共済掛金の払込終了年齢は50歳、55歳、60歳、65歳、70歳、75歳、80歳の中からお選びいただけます。

共済金等のお支払い

次のとおり共済金等をお支払いします。

お支払いする共済金	お支払いする場合	お支払いする共済金の額	共済金受取人
がん治療月額共済金	被共済者ががん保障開始日 ^{※1} 以後共済期間内に診断確定された 悪性新生物 または 脳腫瘍 の治療を直接の目的として、がん保障開始日以後共済期間内に次のア.～カ.のいずれかに該当されたとき ア. 入院されたとき イ. 手術を受けられたとき ウ. 放射線治療を受けられたとき エ. 抗がん剤治療を受けられたとき オ. ホルモン剤治療を受けられたとき カ. がん性疼痛等の緩和のための在宅医療を受けられたとき	がん治療月額共済金額と同額	被共済者 ^{※2}

※1 復活の場合は、最後の復活により責任が再開した時とします。ただし、最後の復活の時ががん保障開始日前である場合には、がん保障開始日とします。以下このページにおいて同じ。

※2 共済契約者が法人かつ死亡時通知人であるときは、共済金の受取人は共済契約者となります。以下このページにおいて同じ。

■診断保障のあるご契約の場合

お支払いする共済金	お支払いする場合	お支払いする共済金の額	共済金受取人
がん診断共済金	被共済者ががん保障開始日以後共済期間内にがん保障開始日前を含めて初めて 悪性新生物 または 脳腫瘍 に罹患したと診断確定されたとき	がん診断共済金額と同額	被共済者
がん治療一時金	被共済者ががん診断共済金の支払事由に該当した日からその日を含めて1年を経過した日以後共済期間内に、診断確定された 悪性新生物 または 脳腫瘍 の治療を直接の目的として次のア.～カ.のいずれかに該当されたとき ア. 入院されたとき イ. 手術を受けられたとき ウ. 放射線治療を受けられたとき エ. 抗がん剤治療を受けられたとき オ. ホルモン剤治療を受けられたとき カ. がん性疼痛等の緩和のための在宅医療を受けられたとき	がん診断共済金額×50%	

約 款

普通約款第2条

約 款

普通約款第3条

約 款

普通約款第4条

■先進医療保障のあるご契約の場合

お支払いする共済金	お支払いする場合	お支払いする共済金の額	共済金受取人
がん先進医療共済金	被共済者ががん保障開始日 ^{*1} 以後共済期間内に診断確定された 悪性新生物 または 脳腫瘍 により、がん保障開始日以後共済期間内に先進医療による療養を受けられたとき	先進医療にかかる技術料に応じた次の表の額	被共済者 ^{*2}
がん先進医療一時金	被共済者ががん先進医療共済金が支払われることとなる先進医療による療養を受けられたとき ^{*3}	次のいずれか小さい額 ア. がん先進医療共済金の額の10%に相当する額 イ. 30万円	

※1 復活の場合は、最後の復活により責任が再開した時とします。ただし、最後の復活の時ががん保障開始日前である場合には、がん保障開始日とします。この表において同じ。

※2 共済契約者が法人かつ死亡時通知人であるときは、共済金の受取人は共済契約者となります。

※3 がん先進医療共済金のお支払いがない場合、がん先進医療一時金のお支払いもありません。

<先進医療にかかる技術料に応じた額>

先進医療にかかる技術料	がん先進医療共済金の額
1万円以上の場合	先進医療にかかる技術料の額
1万円未満の場合	1万円

共済掛金のお払込みと共済金等のお支払いについて

共済掛金のお払込みがないまま、契約応当日（月払契約の場合は月応当日）からその日を含めてその共済掛金にかかる払込猶予期間の満了日までの間に主契約でお支払いする共済金等の支払事由が生じた場合には、次のとおりお取扱いします。

共済金等の種類	お取扱い
がん治療月額共済金 がん治療一時金 がん先進医療共済金 がん先進医療一時金	共済掛金のお払込みがなされるまで、共済金等をお支払いしません。
がん診断共済金	お支払いするがん診断共済金から共済掛金を差し引いてお支払いします。 [*]

※お支払いする共済金が共済掛金を下回る場合は、共済掛金のお払込みがなされるまで、共済金をお支払いしません。



■共済金等をお支払いできない場合

共済金等の支払事由が生じましても、共済金等をお支払いできない場合があります。詳しくは「共済金等をお支払いできない場合」をご参照ください。



■支払事由の変更

支払事由にかかる公的医療保険制度の改正があり、共済契約の支払事由に影響をおよぼす場合で、必要なときは、農林水産大臣の承認を受けて、その承認を受けて定めた日から将来に向かって支払事由を変更することがあります。この場合、組合は支払事由を変更する日の30日前までに共済契約者にご連絡します。

約 款

普通約款第16条

しおり

共済金等をお支払いできない場合
P32

約 款

普通約款第48条

約 款

普通約款第2条

がん治療月額共済金について

お支払いするがん治療月額共済金について

悪性新生物または脳腫瘍の治療を直接の目的として、以下のいずれかに該当されたとき、該当された月ごとに1回を限度としてがん治療月額共済金をお支払いします。

なお、がん治療月額共済金が支払われることとなる以下のいずれかに、同一の月に複数回該当されたときは、その月のうち、以下のいずれかに該当された最初の日にがん治療月額共済金の支払事由に該当されたものとします。*

- 入院されたとき
- 手術を受けられたとき
- 放射線治療を受けられたとき
- 抗がん剤治療を受けられたとき
- ホルモン剤治療を受けられたとき
- がん性疼痛等の緩和のための在宅医療を受けられたとき

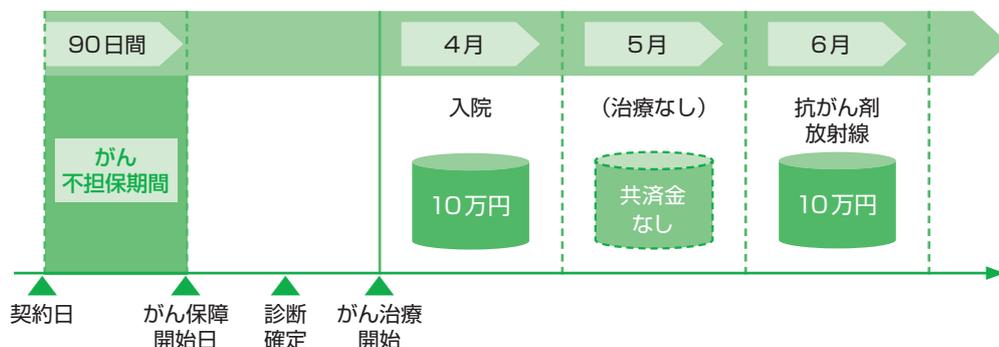
*同一の月に既に支払われたがん治療月額共済金がある場合は、既に支払われたがん治療月額共済金の支払事由が発生した日にがん治療月額共済金の支払事由に該当されたものとする場合があります。

共済期間を通じての通算支払限度回数

がん治療月額共済金の通算支払限度回数はありません。

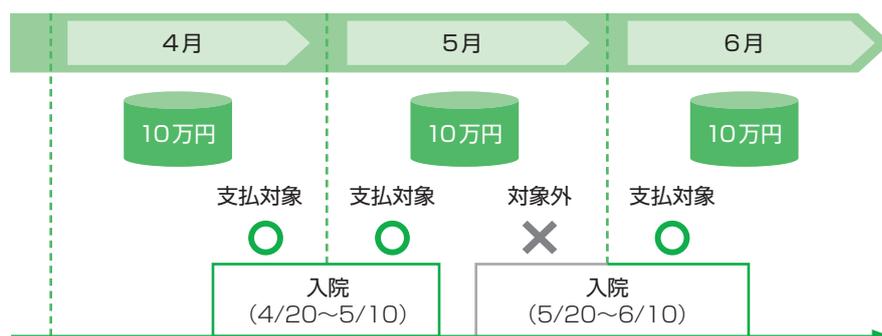
■がん治療月額共済金のお支払い例（がん治療月額共済金額 10万円の場合）

<例1：所定のがん治療を受けられた場合>



- 所定のがん治療を受けられた月ごとに1回を限度にがん治療月額共済金をお支払いします。
- 所定のがん治療を受けられなかった月にはがん治療月額共済金をお支払いしません。

<例2：所定のがん治療を月をまたいで受けられた場合>



- 月をまたいで所定のがん治療を受けられた場合も、治療を受けられた月ごとに1回を限度にがん治療月額共済金をお支払いします。

がん治療月額共済金のお支払い対象となる入院

- がん治療月額共済金は、診断確定された悪性新生物または脳腫瘍の治療を直接の目的として入院された場合にお支払いします。
- 悪性新生物または脳腫瘍以外の治療（例えば良性ポリープ）を目的として入院され、その入院中に悪性新生物または脳腫瘍と診断確定された場合は、その診断確定された日以降の入院について、がん治療月額共済金をお支払いします。

がん治療月額共済金のお支払い対象となる手術

がん治療月額共済金は、診断確定された悪性新生物または脳腫瘍の治療を直接の目的とし、かつ、公的医療保険制度によって保険給付の対象となり、医科診療報酬点数表により手術料が算定される手術または輸血料が算定される骨髄移植術（末梢血幹細胞移植および臍帯血幹細胞移植を含みます。）のいずれかを受けたときにお支払いします。

- 手術を受けられた時点における医科診療報酬点数表によります。
- 歯科診療報酬点数表により手術料が算定される手術のうち、医科診療報酬点数表においても手術料が算定される手術については、お支払い対象となります。
- 手術にかかる管理料は、手術料の算定対象となりますが、手術の計画管理等を行うものであるため、がん治療月額共済金のお支払いの対象とはなりません。

ただし、次の手術については、がん治療月額共済金のお支払い対象とはなりません。

- ① 治療を直接の目的としないもの（例えば生検・腹腔鏡検査など、診断または検査を目的とするもの）
- ② 医科診療報酬点数表において手術料の算定対象として列挙されている手術のうち、次のもの
 - 創傷処理 ● 皮膚切開術 ● デブリードマン ● 骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術、非観血的関節授動術 ● 外耳道異物除去術 ● 鼻内異物摘出術 ● 抜歯手術

■ 複数の手術を受けられた場合について

- 医科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して手術を受けられた場合に、手術料が1回のみ算定される手術があります。これらの手術を受けられた場合には、最初の手術についてのみ手術を受けられたものとします。

<手術料が一連の治療過程につき1回のみ算定される手術例（令和8年1月現在の医科診療報酬点数表による）>

皮膚腫瘍冷凍凝固摘出術	乳腺腫瘍画像ガイド下吸引術	体外衝撃波碎石破砕術
組織拡張器による再建手術	乳腺悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法	副腎腫瘍ラジオ波焼灼療法
難治性骨折電磁波電気治療法	肺悪性腫瘍及び胸腔内軟部腫瘍ラジオ波焼灼療法	体外衝撃波腎・尿管結石破砕術
難治性骨折超音波治療法	食道・胃静脈瘤硬化療法（内視鏡によるもの）	腎悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法
超音波骨折治療法	内視鏡的食道・胃静脈瘤結紮術	経皮的腎（腎盂）瘻拡張術
骨悪性腫瘍、類骨骨腫及び四肢軟部腫瘍ラジオ波焼灼療法	内視鏡的胃静脈瘤組織接着剤注入術	尿失禁又は膀胱尿管逆流現象コラーゲン注入手術
体外衝撃波疼痛治療術	下肢静脈瘤手術（硬化療法）	膀胱尿管逆流症手術（治療用注入材によるもの）
自家培養軟骨組織採取術	胸水・腹水濾過濃縮再静注法	経尿道的前立腺高温度治療
末梢神経ラジオ波焼灼療法	骨盤内悪性腫瘍及び腹腔内軟部腫瘍ラジオ波焼灼療法	焦点式高エネルギー超音波療法
網膜光凝固術	体外衝撃波胆石破砕術	胎児胸腔・羊水腔シャント術
鼓膜穿孔閉鎖術	肝悪性腫瘍マイクロ波凝固法	無心体双胎焼灼術
唾石摘出術	肝悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法	胎児輸血術

- 医科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定される手術があります。その手術については、その手術を受けられた1日目についてのみ手術を受けられたものとします。

<対象となる手術例（令和8年1月現在の医科診療報酬点数表による）>

大動脈バルーンパンピング法 (IABP法)	経皮的心肺補助法	小児補助人工心臓
人工心臓	経皮的循環補助法 (ポンプカテーテルを用いたもの)	植込型補助人工心臓 (非拍動流型)
体外式膜型人工肺	補助人工心臓	

がん治療月額共済金のお支払い対象となる放射線治療

がん治療月額共済金は、診断確定された悪性新生物または脳腫瘍の治療を直接の目的とし、かつ、公的医療保険制度によって保険給付の対象となり、医科診療報酬点数表により放射線治療料が算定される放射線治療を受けたときにお支払いします。

- 放射線治療を受けられた時点における医科診療報酬点数表によります。
- 歯科診療報酬点数表により放射線治療料が算定される放射線治療のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料が算定される放射線治療については、お支払い対象となります。
- 血液照射は放射線治療料の算定対象となりますが、被共済者が受ける放射線治療ではなく、輸血用血液に対して放射線照射を行うものであるため、がん治療月額共済金のお支払いの対象とはなりません。
- 放射線治療にかかる管理料は、放射線治療料の算定対象となりますが、放射線治療の計画管理等を行うものであるため、がん治療月額共済金のお支払いの対象とはなりません（一部の管理料については、お支払いの対象となる場合があります）。

■複数の放射線治療を受けられた場合について

- 医科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して放射線治療を受けられた場合に、放射線治療料が1回のみ算定される放射線治療があります。これらの放射線治療を受けられた場合には、最初の放射線治療についてのみ放射線治療を受けられたものとします。

<放射線治療料が一連の治療過程につき1回のみ算定される放射線治療例（令和8年1月現在の医科診療報酬点数表による）>

直線加速器による放射線治療	全身照射
粒子線治療	電磁波温熱療法
ホウ素中性子捕捉療法	密封小線源治療

がん治療月額共済金のお支払い対象となる抗がん剤治療およびホルモン剤治療

■お支払い対象となる抗がん剤治療について

がん治療月額共済金は、診断確定された悪性新生物または脳腫瘍の治療を直接の目的とし、かつ、次のいずれにも該当する抗がん剤治療を受けられたときにお支払いします。

- 抗がん剤を投与することにより、悪性新生物または脳腫瘍を破壊またはこれらの発育・増殖を阻止することを目的とした治療法であること
- 公的医療保険制度によって保険給付の対象となり、医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表により抗がん剤にかかる薬剤料または処方せん料が算定されること

<抗がん剤について>

保障対象となる抗がん剤は、被共済者に投与または処方された時点において厚生労働大臣の承認を受けている次のいずれにも該当する医薬品とします。

- 厚生労働大臣による製造販売の承認時に、被共済者が診断確定された悪性新生物または脳腫瘍の治療に対する効能または効果が認められたこと
- 世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類のうち、L01（抗悪性腫瘍薬）、L03（免疫賦活薬）、L04（免疫抑制薬）またはV10（治療用放射性医薬品）に分類されること

■お支払い対象となるホルモン剤治療について

がん治療月額共済金は、診断確定された悪性新生物または脳腫瘍の治療を直接の目的とし、かつ、次のいずれにも該当するホルモン剤治療を受けられたときにお支払いします。

- ホルモン剤を投与することにより、悪性新生物または脳腫瘍の発育・増殖を阻止することを目的とした治療法であること
- 公的医療保険制度によって保険給付の対象となり、医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表によりホルモン剤にかかる薬剤料または処方せん料が算定されること

<ホルモン剤について>

保障対象となるホルモン剤は、被共済者に投与または処方された時点において厚生労働大臣の承認を受けている次のいずれにも該当する医薬品とします。

- 厚生労働大臣による製造販売の承認時に、被共済者が診断確定された悪性新生物または脳腫瘍の治療に対する効能または効果が認められたこと
- 世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類のうち、L02（内分泌療法）に分類されること

■抗がん剤治療またはホルモン剤治療を受けられた場合について

抗がん剤治療またはホルモン剤治療を受けられた場合は、次のいずれかの日をその治療を受けられた日とみなしてがん治療月額共済金をお支払いします。

- 注射による抗がん剤またはホルモン剤の投与日
- 抗がん剤またはホルモン剤の処方日*

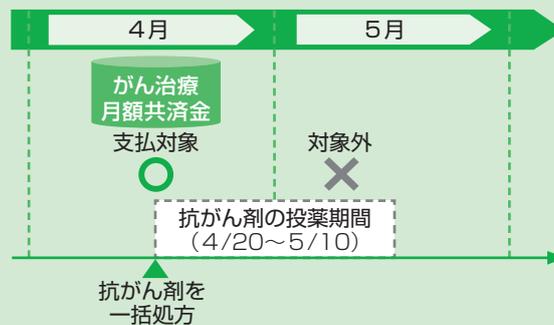
※処方せんの交付を受けられた場合はその交付日とし、紛失等により処方せんが再発行される場合は、最初の処方せんの交付日とします。



■抗がん剤・ホルモン剤の処方を複数月分まとめて受けられた場合

その投薬期間にかかわらず、その処方せんの交付を受けられた日のみを、がん治療月額共済金およびがん治療一時金の支払事由に該当する抗がん剤治療・ホルモン剤治療を受けられた日とします。

<抗がん剤の処方を複数月分まとめて受けられた場合のがん治療月額共済金のお支払い>



がん治療月額共済金のお支払い対象となるがん性疼痛等の緩和のための在宅医療

がん治療月額共済金は、診断確定された悪性新生物または脳腫瘍の治療を直接の目的とし、かつ、次のいずれにも該当するがん性疼痛等の緩和のための在宅医療を受けられたときにお支払いします。

- 病院または診療所に通院することが困難であると医師が判断し、かつ、計画的な医学管理のもとに医師または医師の指示による看護師、保健師、理学療法士等が定期的に被共済者の居宅等を訪問して、公的医療保険制度を利用した診療または看護等を行うこと
- 公的医療保険制度によって保険給付の対象となり、医科診療報酬点数表により在宅患者診療・指導料（往診料および救急搬送診療料を除きます。）が算定されること

<がん性疼痛等について>

「がん性疼痛等」とは、がんによる痛みはもとより、がんの治療による痛み（抗がん剤治療等を行うことにより生じる痛み等）についても含みます。

がん診断共済金について

がん診断共済金のお支払いは、共済期間を通じて1回とします。

約 款

普通約款第3条

がん治療一時金について

お支払いするがん治療一時金について

がん診断共済金の支払事由に該当した日からその日を含めて1年を経過した日以後に、悪性新生物または脳腫瘍の治療を直接の目的として、以下のいずれかに該当されたときに、がん治療一時金をお支払いします。

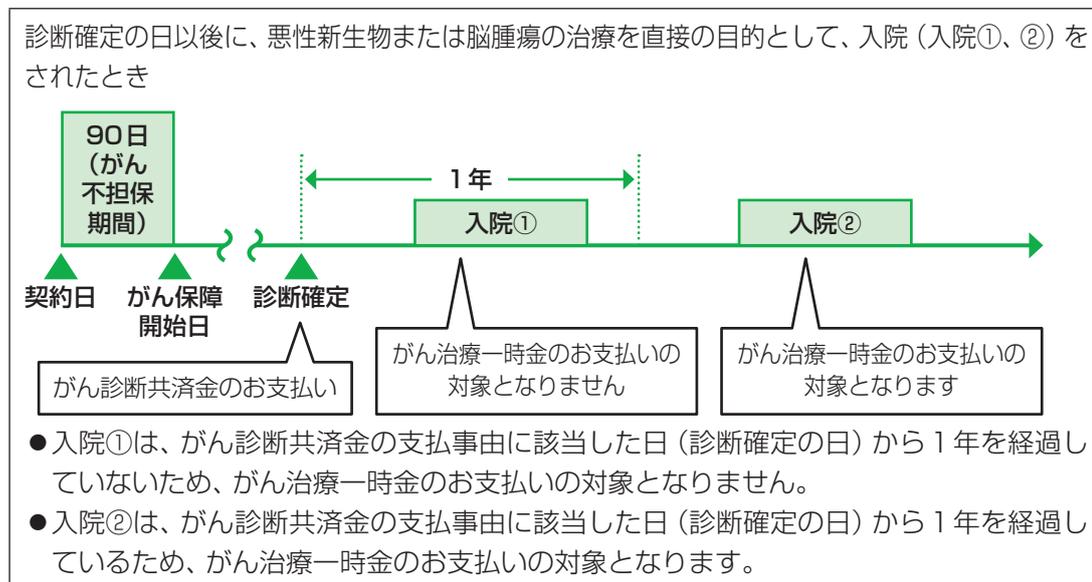
また、がん治療一時金のお支払い後も、直近のがん治療一時金の支払事由に該当した日からその日を含めて1年を経過した日以後に、悪性新生物または脳腫瘍の治療を直接の目的として、以下のいずれかに該当されたときに、がん治療一時金をお支払いします。

- 入院されたとき
- 手術を受けられたとき
- 放射線治療を受けられたとき
- 抗がん剤治療を受けられたとき
- ホルモン剤治療を受けられたとき
- がん性疼痛等の緩和のための在宅医療を受けられたとき

共済期間を通じたの通算支払限度回数

がん治療一時金の通算支払限度回数はありません。

■がん治療一時金のお支払い例



がん治療一時金のお支払い対象となる入院、手術、放射線治療、抗がん剤治療、ホルモン剤治療およびがん性疼痛等の緩和のための在宅医療

お支払い対象となる入院、手術、放射線治療、抗がん剤治療、ホルモン剤治療およびがん性疼痛等の緩和のための在宅医療は、がん治療月額共済金と同様です。

約 款

普通約款第4条

がん先進医療共済金について

がん先進医療共済金のお支払い対象となる先進医療

がん先進医療共済金は、悪性新生物または脳腫瘍により、公的医療保険制度における評価療養のうち、厚生労働大臣の定める先進医療による療養（先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）を受けたときにお支払いします。

ご契約後に新たに厚生労働大臣の承認を得て先進医療の対象となった医療技術もがん先進医療共済金のお支払い対象となりますが、ご契約時点で先進医療の対象であった医療技術であっても、療養を受けた日において公的医療保険制度によって保険給付の対象となっている場合や、承認取消し等によって先進医療でなくなっている場合は、がん先進医療共済金のお支払い対象とはなりません。

がん先進医療共済金の通算支払限度

先進医療による療養を受けたことにより支払われるがん先進医療共済金の額の合計額は、共済期間を通じて2,000万円を限度とします。



■先進医療を受けられる場合

がん先進医療共済金の支払対象となる医療技術および病院または診療所については、厚生労働省のホームページで最新の一覧をご確認いただくことができます。

がん先進医療共済金のご請求には、先進医療にかかる技術料が記載されている領収書が必要となりますので、先進医療を受けた病院等の発行する領収書を大切に保管してください。

■先進医療保障のご加入について

先進医療保障のある他の共済契約にご加入いただいている場合、重複して先進医療保障のあるがん共済契約にご加入いただくことはできません。



先進医療とはどのような医療のことですか？

- 先進医療とは、新しい医療技術の出現や医療に対するニーズの多様化に対応するために、一般の保険診療で認められている医療の水準を超えた最新技術のうち、厚生労働大臣が定めるものをいいます。
- 先進医療による療養を受ける場合、一般的な治療にかかる費用は公的医療保険制度の給付対象となりますが、先進医療の技術にかかる費用は給付対象外となるため、全額自己負担となります。
- 先進医療による療養を受ける場合、主治医から事前に治療内容とその治療が先進医療にあたる旨の説明を受け、同意書に署名するのが一般的です。

約 款

普通約款第7条
がん診断時共済掛金払込
免除特則

共済掛金の払込免除

被共済者が次のいずれかの状態になられたときは、次回以後の共済掛金のお払込みを免除します。

お体の状態等	払込免除の条件
災害により第1級～第4級の後遺障害の状態になられたとき	責任開始時 ^{*1} 以後に生じた災害を受けた日以後200日以内にその災害を直接の原因として約款別表〔後遺障害等級表〕の第1級～第4級の後遺障害の状態になられたとき。この場合には、責任開始時に既にあった後遺障害の状態に、責任開始時以後に生じた災害を直接の原因とする後遺障害の状態が新たに加わって約款別表〔後遺障害等級表〕の第1級～第4級の後遺障害の状態になられたときを含みます。

約 款

別表〔後遺障害等級表〕

しおり

共済用語のご説明
● 災害

お体の状態等	払込免除の条件
災害により重度要介護状態になられたとき	責任開始時以後に生じた災害を受けた日以後200日以内にその災害を直接の原因として約款別表〔重度要介護状態〕の状態になり、かつ、その状態が6か月以上継続して将来回復見込みのないとき。
特定感染症により第1級後遺障害の状態になられたとき	責任開始時以後に生じた特定感染症により約款別表〔後遺障害等級表〕の第1級後遺障害の状態になられたとき。この場合には、責任開始時に既にあった後遺障害の状態に、責任開始時以後に生じた特定感染症による後遺障害の状態が新たに加わって第1級後遺障害の状態になられたときを含みます。
特定感染症により重度要介護状態になられたとき	責任開始時以後に生じた特定感染症により約款別表〔重度要介護状態〕の状態になり、かつ、その状態が6か月以上継続して将来回復見込みのないとき。
がんと診断確定されたとき ^{※2}	がん保障開始日 ^{※3} 以後共済期間内にがん保障開始日前を含めて初めて悪性新生物または脳腫瘍に罹患したと診断確定されたとき。

※1 復活の場合は、最後の復活により責任が再開した時とします。この表において同じ。

※2 がん診断時共済掛金払込免除特則が付加されているご契約に限ります。

※3 復活の場合は、最後の復活により責任が再開した時とします。ただし、最後の復活の時ががん保障開始日前である場合には、がん保障開始日とします。この表において同じ。

Q&A

特定感染症とは、どのような病気のことですか？

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項、第3項または第4項に掲げる「エボラ出血熱」、「クリミア・コンゴ出血熱」、「痘そう」、「南米出血熱」、「ペスト」、「マールブルグ病」、「ラッサ熱」、「急性灰白髄炎」、「結核」、「ジフテリア」、「重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）」、「中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）」、「鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであって、その血清亜型が新型インフルエンザ等感染症の病原体に変異するおそれが高いものの血清亜型として政令に定めるものに限る。）」、「コレラ」、「細菌性赤痢」、「腸管出血性大腸菌感染症」、「腸チフス」および「パラチフス」の18種類の病気をいいます。

※「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)」については、令和5年5月8日以降、「5類感染症」と分類されていることから、特定感染症には該当しません。

(令和8年1月現在)

!

■共済掛金のお払込みを免除しない場合

共済掛金の払込免除事由に該当しても、次の場合には共済掛金のお払込みを免除しません。

お体の状態等	共済掛金のお払込みを免除しない場合
災害により第1級～第4級の後遺障害の状態または重度要介護状態になられたとき	<ul style="list-style-type: none"> ●被共済者または共済契約者の故意または重大な過失により生じた災害によるとき ●被共済者の泥酔または精神障害の状態を原因として生じた災害によるとき ●被共済者の犯罪行為により生じた災害によるとき ●被共済者の無免許運転、酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた災害によるとき
特定感染症により第1級後遺障害の状態または重度要介護状態になられたとき	被共済者または共済契約者の故意または重大な過失によるとき

約款

別表〔重度要介護状態〕

共済金等をお支払いできない場合



共済金等の支払事由が生じましても、共済金等をお支払いできない場合があります。

約款

普通約款第2条
普通約款第3条
普通約款第4条

しおり

ご契約の無効・取消し・解除・消滅
P44

約款

普通約款第11条

約款

普通約款第35条

約款

普通約款第27条

約款

普通約款第36条

支払事由に該当しない場合

がん共済の共済金等は、約款に定める支払事由に該当しない場合はお支払いできません。

ご契約が無効、取消しまたは解除となった場合

がん保障開始日の前日以前に悪性新生物または脳腫瘍に罹患したと診断確定されていたことによる無効の場合

がん保障開始日の前日以前に被共済者が悪性新生物または脳腫瘍に罹患したと診断確定されていたことにより、共済契約が無効となった場合は、共済金等をお支払いする事由が発生していても、共済金等をお支払いできません。

共済金等の不法取得目的による無効の場合

共済契約者が共済金等を不法に取得する目的または他人に共済金等を不法に取得させる目的で共済契約を締結または復活し、共済契約が無効となった場合は、共済金等をお支払いする事由が発生していても、共済金等をお支払いできません。

年齢誤りによる取消しの場合

共済契約の申込みの日における被共済者の真正な年齢が組合の定める加入年齢の範囲外であることにより、組合が共済契約を取り消した場合は、共済金等をお支払いする事由が発生していても、共済金等をお支払いできません。

詐欺または強迫による取消しの場合

共済契約者、被共済者または共済金受取人の詐欺または強迫によって共済契約を締結または復活したため、組合が共済契約または共済契約の復活を取り消した場合は、共済金等をお支払いする事由が発生していても、共済金等をお支払いできません。

第1回共済掛金のお払込みがないことによる解除の場合

第1回共済掛金の払込猶予期間満了日までに共済掛金のお払込みがない場合、組合は、将来に向かって、共済契約を解除します。

告知義務違反による解除の場合

お体の状態やご職業などについて、故意または重大な過失によって事実をありのままに告知いただけなかったり、事実と違うことを告知いただいたりしたため、組合が共済契約を告知義務違反により解除した場合、共済金等をお支払いする事由が発生していても、共済金等をお支払いできません。

ただし、共済金等の支払事由の原因が解除の原因となった事実に基づかなかった場合を除きます。

重大事由による解除の場合

次のいずれかに該当し、組合が共済契約を解除した場合、次のいずれかの事由が発生した時から解除した時まで生じた支払事由については、共済金等をお支払いできません。

- 共済契約者、被共済者または共済金受取人が、組合にこの共済契約に基づく共済金等を支払わせることを目的として、支払事由を生じさせ、または生じさせようとした場合
- 共済金受取人が、この共済契約に基づく共済金等の請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合
- 共済契約者、被共済者または共済金受取人が、反社会的勢力*¹に該当すると認められる場合、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係*²を有していると認められる場合
 - ※ 1 暴力団、暴力団員（脱退後5年を経過しない者を含む）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
 - ※ 2 反社会的勢力に対する資金等の提供または便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと、共済契約者または共済金受取人が法人の場合に反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していることをいいます。
- 他の共済契約または保険契約との重複によって、被共済者にかかる共済金等の額の合計額が著しく過大であって、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
- 他の共済契約*が重大事由により解除されたことにより、組合の共済契約者、被共済者または共済金受取人に対する信頼を損ない、この共済契約を継続することを期待しえない上記に掲げる事由と同等の事由が生じた場合
 - ※ 共済契約者、被共済者または共済金受取人が他の保険会社等との間で締結した保険契約または共済契約を含みます。
- そのほか、組合の共済契約者、被共済者または共済金受取人に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合

ご契約が失効している場合

第2回以後の共済掛金が払込猶予期間満了日までにお払込みされなかったことにより、共済契約の効力を失っている間は、共済金等をお支払いする事由が発生していても、共済金等をお支払いできません。

約 款

普通約款第13条

約 款

普通約款第38条
普通約款第39条

約 款

普通約款第40条

約 款

普通約款第15条

第3章 ご契約中について



本章では、共済掛金のお払込みやご契約内容を変更される場合の手続き等について説明しています。

章内もくじ

- | | |
|--|---|
| <p>[共済掛金のお払込みとご契約の継続について]</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 共済掛金のお払込み P36 ■ 失効したご契約の復活 P38 ■ 共済掛金の払込方法 P40 ■ ご契約の解約について P42 ■ ご契約の無効・取消し・解除・消滅 P44 ■ 割りもどし金のお支払い P46 | <p>[ご契約内容の変更と届出]</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 下取り（転換）制度による保障の見直し P47 ■ 診断保障のあるご契約から診断保障のないご契約への変更、先進医療保障のあるご契約から先進医療保障のないご契約への変更 P48 ■ ご住所の変更、改姓・改名の届出 P49 ■ 被共済者がお亡くなりになられた場合 P50 ■ 共済契約関係者の変更 P51 <p>[生命共済と税金]</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 税金のお取扱いについて P52 |
|--|---|

[共済掛金のお払込みとご契約の継続について] 共済掛金のお払込み



共済掛金は払込期月中にお払込みください。なお、払込期月中にお払込みいただけないときのために、払込猶予期間を設けています。

約 款

普通約款第12条

しおり

共済用語のご説明

- 払込期月
- 払込猶予期間
- 契約日
- 月応当日

第1回共済掛金のお払込みについて

第1回共済掛金の払込期月

第1回共済掛金は、次の払込期月中にお払込みいただきます。

第1回共済掛金の払込期月	契約日からその日を含めて契約日の属する月の翌月の末日までの期間
--------------	---------------------------------

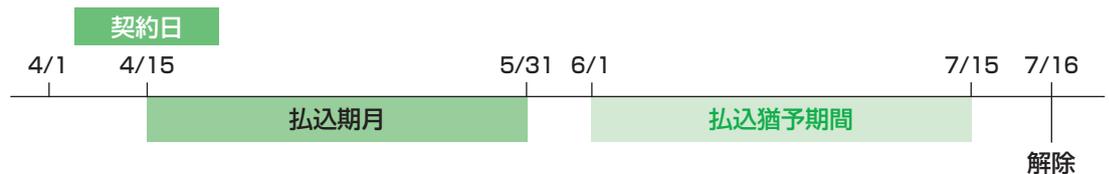
第1回共済掛金の払込猶予期間

払込期月中にお払込みいただけないときのために、次のとおり払込猶予期間を設けています。

第1回共済掛金の 払込猶予期間	年払契約	払込期月の翌月初日からその日を含めてその払込期月の翌々月の月応当日（契約日が契約日の属する月の末日の場合は、その払込期月の翌々月の末日）までの期間
	月払契約	払込期月の翌月初日からその日を含めてその払込期月の翌月末日までの期間

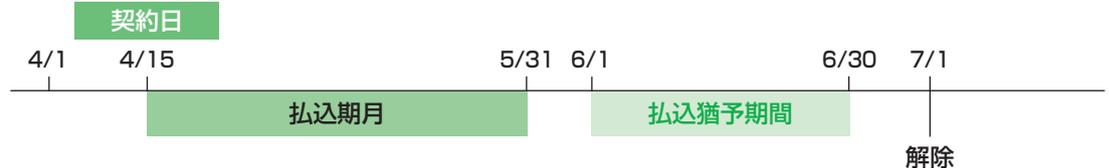
■年払契約の場合

<例>



■月払契約の場合

<例>



ご契約の解除

第1回共済掛金の払込猶予期間満了日までに共済掛金のお払込みがない場合、組合は、将来に向かって、共済契約を解除（共済契約が転換契約の場合、取消し）します。

約 款

普通約款第13条

第2回以後の共済掛金のお払込みについて

第2回以後の共済掛金の払込期月

第2回以後の共済掛金は、次の払込期月中にお払込みいただきます。

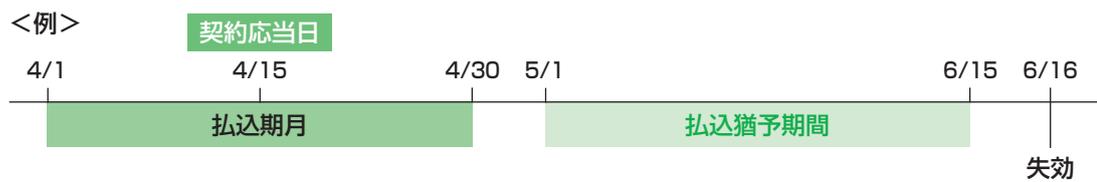
第2回以後の共済掛金の払込期月	契約応当日（共済掛金の払込方法が月払いの場合は、月応当日）の属する月の初日からその日を含めて末日までの期間
-----------------	---

第2回以後の共済掛金の払込猶予期間

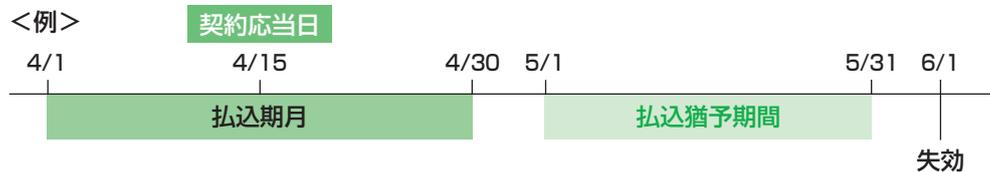
払込期月中にお払込みいただけないときのために、次のとおり払込猶予期間を設けています。

第2回以後の共済掛金の払込猶予期間	年払契約	払込期月の翌月初日からその日を含めてその払込期月の翌々月の月応当日（契約応当日が払込期月の末日の場合は、その払込期月の翌々月の末日）までの期間
	月払契約	払込期月の翌月初日からその日を含めてその払込期月の翌月末日までの期間

■年払契約の場合



■月払契約の場合



共済掛金のお払込みが困難な場合のお取扱い

がん治療月額共済金額およびがん診断共済金額の減額や、払込方法を変更（年払契約から月払契約）するお取扱いがありますので、詳しくはご加入先のJAまでご相談ください。

ご契約の失効

第2回以後の共済掛金の払込猶予期間満了日までに共済掛金のお払込みがない場合、ご契約の効力がなくなり（失効）、共済金等をお支払いできません。

- 共済掛金を自動的に貸し付ける制度（自動振替貸付）はありません。
- 失効となった場合でも失効日以後3年以内であれば、ご契約の復活を申し込むことができます。

約 款

普通約款第14条

しおり

共済用語のご説明

- 払込期月
- 払込猶予期間
- 契約応当日
- 月応当日

約 款

普通約款第21条
普通約款第22条
普通約款第28条

約 款

普通約款第15条

しおり

共済用語のご説明
● 失効と復活

[共済掛金のお払込みとご契約の継続について] 失効したご契約の復活



第2回以後の共済掛金のお払込みがないためにご契約が失効した場合でも、失効日以後3年以内であれば、ご契約の復活を申し込むことができます。

約 款

普通約款第20条

ご契約の復活

復活のお申込みの際には、次のものをご用意いただきます

- ①共済契約復活申込書
- ②告知書
- ③復活のお申込みの時までの払い込まれなかった共済掛金に相当する額*
- ④共済証書

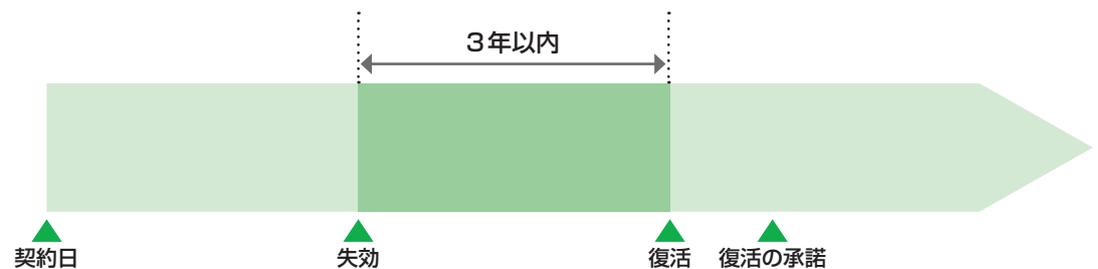
場合によっては次のものも必要となります。

- ⑤延滞利息（③の利息です。組合が定めた利率によって算出されます。）

*「口座振替扱掛金」が適用されたご契約であっても、復活のお申込みの時までの払い込まれなかった共済掛金に相当する額には「口座振替扱掛金」は適用されません。

復活のお申込みの承諾について

復活の際にも「告知義務」があり、復活のお申込みをされても、新規にご契約を申し込まれる場合と同様に、お体の状態などによっては復活を承諾できない場合があります。組合が共済契約の復活を承諾したときは、組合の共済契約上の責任は、上記③および⑤の額の合計額を受け取った時（告知の前に受け取った場合には告知の時）に再開します。



しおり

告知義務について
P12



■失効によるご契約の消滅

ご契約が失効し、復活しないまま失効日以後3年を経過すると、ご契約は消滅します。

■告知義務違反について

告知いただいた内容が事実と相違する場合は、ご契約が「告知義務違反による解除」となることがあります。

復活のお申込みががん保障開始日前の場合



共済掛金の払込方法が月払いの場合で、その復活のお申込みががん保障開始日前であるときには、がん治療月額共済金、がん診断共済金、がん治療一時金、がん先進医療共済金およびがん先進医療一時金のお支払いならびにがん診断時共済掛金払込免除特別による共済掛金のお払込みの免除については、がん保障開始日から責任（保障）を開始します。

復活の時以前にがんと診断された場合

ご契約の復活の時以前に被共済者が悪性新生物または脳腫瘍に罹患したと診断確定されていた場合には、ご契約は被共済者が悪性新生物または脳腫瘍に罹患したと診断確定された時に消滅したものとみなします。

ご契約の復活について、詳しくはご加入先のJAまでご相談ください。

約 款

普通約款第20条

約 款

普通約款第41条

[共済掛金のお払込みとご契約の継続について] 共済掛金の払込方法



共済掛金は、次の払込経路でお払込みいただけます。なお、共済掛金をまとめて払い込む方法もあります。

約 款

普通約款第17条

共済掛金の払込経路

口座振替扱い ^{*1}	JAや銀行等の金融機関の口座振替によりお払込みいただく方法です。組合が指定した金融機関の預貯金口座を振替口座としてお決めいただけます。共済契約者が指定した口座から共済掛金が自動的に振り替えられます。指定した口座が残高不足等の理由で振替えができなかった場合は、共済掛金の払込猶予期間満了日までに直接JAの窓口でお払込みください。
クレジットカード扱い ^{*2}	組合の指定するクレジットカードによりお払込みいただく方法です。組合が共済掛金の領収ができなかった場合は、共済掛金の払込猶予期間満了日までに直接JAの窓口でお払込みください。
持参扱い	直接、JAの窓口でお払込みいただく方法です。

※1 口座振替扱掛金が適用されます。

※2 組合が取り扱っている場合に限りです。



■共済掛金の払込経路の変更

1. 払込経路の変更をご希望の場合（例：持参扱いから口座振替扱いへの変更など）はご加入先のJAまでご連絡ください。
2. 口座振替扱いまたはクレジットカード扱いにされている場合で、組合の定める取扱条件を満たさなくなった場合、別の払込経路でお払込みいただくこととなります。この場合に、払込経路が変更されるまでは、直接JAの窓口でお払込みください。

共済掛金をまとめて払い込む方法

まとまったお金がある場合に、将来の共済掛金をまとめてお払込みいただくことができる制度があります。

■前納（年払契約の場合）

将来の何年分かの共済掛金を、まとめて前納するお取扱いです。この場合は、前納期間中の共済掛金に「口座振替扱掛金」が適用され、さらに組合が定めた率（この率は経済情勢などによって変動することがあります。）で割り引いて計算した前納共済掛金をお払込みいただけます。この前納共済掛金は、契約応当日ごとに年払いの共済掛金にあてられます。

また、次の場合に、前納共済掛金の残額については、払いもどされます。

- 共済掛金の払込みを要しなくなった場合
- 共済掛金の払込方法が月払いに変更された場合
- 天災地変その他やむを得ない理由により、共済契約者から払いもどしの請求があつて、組合が承諾した場合

約 款

普通約款第19条

■一括払い（月払契約の場合）

当月以後の共済掛金の3か月分または6か月分をまとめてお支払いいただくお取扱いです。この場合は、組合が定めた率で割り引いて計算した一括払共済掛金をお支払いいただきます。

また、次の場合に、一括払共済掛金のうち未到来の共済期間に対応する共済掛金については、払いもどされます。

- 共済掛金の払込みを要しなくなった場合
- 共済掛金の払込方法が年払いに変更された場合
- 天災地変その他やむを得ない理由により、共済契約者から払いもどしの請求があって、組合が承諾した場合



■まとめてお支払いいただく場合の留意点

- 前納共済掛金および一括払共済掛金は、次の払込経路にてお支払いいただきます。

	口座振替扱い	クレジットカード扱い	持参扱い
前納共済掛金	○	×	○
一括払共済掛金	○	○	○

- 共済掛金の前納・一括払いについて、詳しくはご加入先のJAまでご相談ください。

口座振替扱掛金の適用について

共済掛金の払込経路を口座振替扱いとしたご契約、または前納期間中のご契約には、お支払いいただく共済掛金に割安な「口座振替扱掛金」が適用されます。

■口座振替扱掛金は以下の場合に適用されます

- 払込経路を「口座振替扱い」としているご契約の共済掛金*
 - ※ 共済掛金の払込経路を「クレジットカード扱い」または「持参扱い」に変更したご契約は、「口座振替扱掛金」は適用されなくなります。
- 共済掛金を前納しているご契約の前納期間中の共済掛金

[共済掛金のお払込みとご契約の継続について] ご契約の解約について



ご契約の解約はいつでもできますが、ご契約は、被共済者が悪性新生物または脳腫瘍に罹患された場合の保障に役立つ大切な財産ですので、ぜひ未永くご継続ください。

約 款

普通約款第34条

ご契約を解約される場合について

やむを得ずご契約を解約される場合には、組合所定の申込書に**共済契約者ご自身**でご署名をされたうえでお申し出ください。

その際は、解約前に未請求となっている共済金等がないかを十分ご確認ください。



■がん診断時共済掛金払込免除特則が付加されている場合

注意 がん診断時共済掛金払込免除特則のみを解約することはできません。

約 款

普通約款第21条
普通約款第22条
普通約款第28条

ご契約の継続を迷われた場合のお取扱い

がん治療月額共済金額およびがん診断共済金額の減額や、払込方法を変更（年払契約から月払契約）するお取扱いがありますので、ご加入先のJAまでご相談ください。

しおり

共済用語のご説明
●返れい金

解約の際の返れい金・共済掛金の払いもどしについて

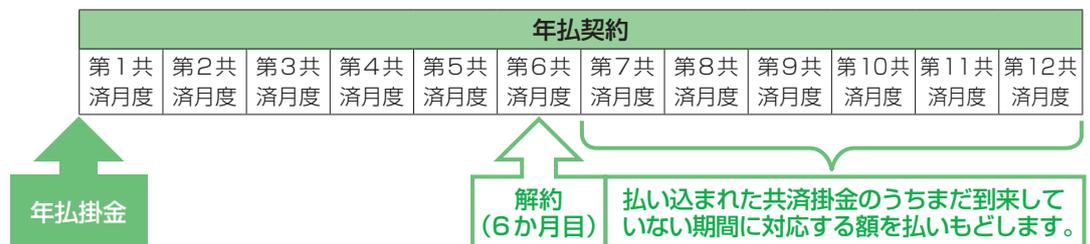
返れい金について

がん共済契約には、返れい金はありません。

共済掛金の払いもどしについて

ご契約を解約される場合には、払い込まれた共済掛金のうちまだ到来していない期間に対応する額を月単位で払いもどします。

<共済掛金の払いもどし例>



■月払契約のお取扱い

注意 月払契約は払いもどしの対象とはなりません。

約 款

普通約款第42条

債権者等からの解約請求を受けたご契約の取扱い

共済契約者以外の者による解約の効力について

共済契約者の債権者等*が払いもどし金等から自己の債権の弁済を受けるために、共済契約の解約権を行使する場合があります。この場合、共済契約の解約は、解約の通知が組合に到達した日の翌日から起算して1か月後にその効力が生じることになります。その効力が生じる前に、次の条件に該当する共済金受取人が共済契約者の同意を得て、解約の通知が組合に到達した日に解約の効力が生じたとすれば組合が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、その旨を組合に通知することによって、解約を免れることができます。

※差押債権者、破産管財人等をいいます。

<共済金受取人の条件>

共済金受取人のうち、共済契約者以外の者で、かつ次のいずれかに該当する者とします。

- 共済契約者または被共済者の親族であること
- 被共済者であること

被共済者が共済契約者に対してご契約の解約を請求できる場合

保険法では、共済契約の締結時に被共済者が同意する前提となった事情が著しく変化し、共済契約の存続を困難とする重大な事由がある場合（共済契約者が被共済者を故意に死亡させようと意図している場合など）に限って、**被共済者は共済契約者に対して共済契約の解約を請求する権利が認められています。**（保険法第87条）

[共済掛金のお払込みとご契約の継続について] ご契約の無効・取消し・解除・消滅



ご契約が、無効・取消し・解除・消滅となる場合は次のとおりです。

約 款

普通約款第11条

ご契約の無効

がん保障開始日の前日以前に悪性新生物または脳腫瘍と診断確定されていたことによる無効

がん保障開始日の前日以前に悪性新生物または脳腫瘍と診断確定されていた場合は、共済契約は無効とします。

約 款

普通約款第35条

共済金等の不法取得目的による無効

共済契約者が共済金等を不法に取得する目的または他人に共済金等を不法に取得させる目的をもって共済契約の締結または復活をした場合は、共済契約を無効とし、既に払い込まれた共済掛金は払いもどしません。

約 款

普通約款第27条

ご契約の取消し

年齢誤りによる取消し

共済契約の申込みの日における被共済者の真正な年齢が組合の定める加入年齢の範囲外である場合は、組合は共済契約を取り消すことができます。

約 款

普通約款第36条

詐欺または強迫による取消し

共済契約者、被共済者または共済金受取人の詐欺または強迫によって共済契約を締結または復活した場合、組合は共済契約または共済契約の復活を取り消すことができます。

この場合、既に払い込まれた共済掛金は払いもどしません。

(復活の場合は、復活の申込みの時に共済契約は消滅したものとし、復活時以後に払い込まれた共済掛金は払いもどしません。)

約 款

普通約款第13条

ご契約の解除

第1回共済掛金のお払込みがないことによる解除

第1回共済掛金の払込猶予期間満了日までに共済掛金のお払込みがない場合、組合は、将来に向かって、共済契約を解除(共済契約が転換契約の場合、取消し)します。

約 款

普通約款第38条

告知義務違反による解除

お体の状態やご職業などについて、故意または重大な過失によって事実をありのままに告知いただけなかったり、事実と違うことを告知いただいた場合、組合は、将来に向かって、共済契約を解除することができます。

重大事由による解除

組合は次のいずれかに該当した場合には、将来に向かって、共済契約を解除することができます。

- 共済契約者、被共済者または共済金受取人が、組合にこの共済契約に基づく共済金等を支払わせることを目的として、支払事由を生じさせ、または生じさせようとした場合
- 共済金受取人が、この共済契約に基づく共済金等の請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合
- 共済契約者、被共済者または共済金受取人が、反社会的勢力^{*1}に該当すると認められる場合、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係^{*2}を有していると認められる場合
 - ※1 暴力団、暴力団員（脱退後5年を経過しない者を含む）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
 - ※2 反社会的勢力に対する資金等の提供または便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと、共済契約者または共済金受取人が法人の場合に反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していることをいいます。
- 他の共済契約または保険契約との重複によって、被共済者にかかる共済金等の額の合計額が著しく過大であって、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
- 他の共済契約^{*}が重大事由により解除されたことにより、組合の共済契約者、被共済者または共済金受取人に対する信頼を損ない、この共済契約を継続することを期待しえない上記に掲げる事由と同等の事由が生じた場合
 - ※共済契約者、被共済者または共済金受取人が他の保険会社等との間で締結した保険契約または共済契約を含みます。
- そのほか、組合の共済契約者、被共済者または共済金受取人に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合

約 款

普通約款第40条

ご契約の消滅

次の場合には、ご契約は消滅します。

- 被共済者が死亡した場合
- 被共済者ががん保障開始日以後共済期間内にがん保障開始日前を含めて初めて悪性新生物または脳腫瘍に罹患したと診断確定された日以後に共済契約が失効した場合
- 共済契約が失効し、復活しないまま被共済者が悪性新生物または脳腫瘍に罹患したと診断確定された場合
- 共済契約が失効し、復活しないまま失効した日以後3年を経過した場合

約 款

普通約款第41条



■ご契約が解除、消滅となる場合の返れい金やまだ到来していない期間の共済掛金の払いもどしについて

●返れい金

がん共済契約には、返れい金はありません。

●共済掛金の払いもどし

共済契約が解除され、または消滅した場合は、払い込まれた共済掛金^{*}のうちまだ到来していない期間に対応する額を月単位で払いもどします。

※月払契約は払いもどしの対象とはなりません。

約 款

普通約款第44条

しおり

共済用語のご説明

- 返れい金

約 款

普通約款第18条

[共済掛金のお払込みとご契約の継続について] 割りもどし金のお支払い



割りもどし金は、共済事業の決算（年1回）において剰余が生じた場合に共済契約者に公平に分配してお支払い（還元）するお金のことです。

約 款

普通約款第45条

割りもどし金について

割りもどし金のお支払いの対象となるご契約は、事業年度末の決算時において満1年以上経過している有効契約、すなわち翌事業年度の契約応当日に第3共済年度または、それ以後の共済年度をむかえるご契約としています。例えば第1回目の割りもどし金は、第1共済年度を経過した後に来る事業年度末において割りあてられ、第3共済年度の契約応当日に割りもどされます。

割りもどし金は、自動的に据え置かれ、組合の定めた率（この率は経済情勢などによって変動することがあります。）で積み立てられますが、共済契約者のお申出により、その全部または一部をお受取りになることもできます。



- ご契約が解約もしくは解除され、または消滅する場合には、据え置かれていた割りもどし金は共済契約者へお支払いします。
- 被共済者が死亡され、ご契約が消滅した場合はご加入先のJAまで被共済者の死亡をお知らせください。この場合、据え置かれていた割りもどし金は死亡時通知人にお支払いします。

[ご契約内容の変更と届出] 下取り（転換）制度による保障の見直し



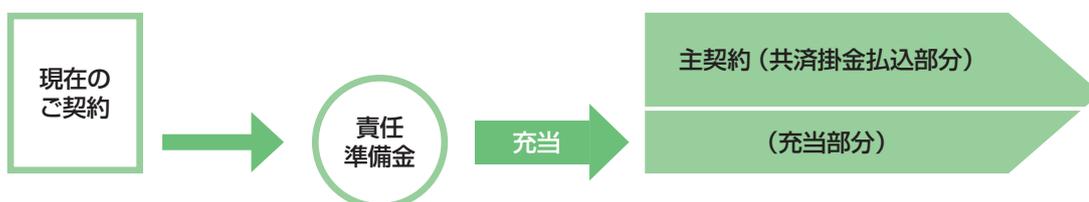
現在のご契約を解約することなく、責任準備金を新しいご契約の保障の一部に充当することにより、保障を充実させることができる制度です。

転換制度について

1. 現在のご契約を解約することなく、その責任準備金を新しいご契約の保障の一部に充当することによって、より保障を充実させることができます。
2. 責任準備金は、現在のご契約の共済掛金積立金とします。
3. がん共済からがん共済への転換のみ可能です。ただし、次のような共済契約は転換できません。
 - ① 契約日以後2年を経過していない共済契約
 - ② 被共済者ががん保障開始日以後共済期間内にがん保障開始日前を含めて初めて悪性新生物または脳腫瘍に罹患したと診断確定された共済契約
 - ③ 払込免除契約
4. 転換制度をご利用いただく際には、あらためて告知が必要です。
5. 共済掛金は、転換したときの被共済者の年齢により計算します。

転換制度の契約形態は次のとおりです

現在のご契約の下取価格（責任準備金）を転換後契約の主契約の共済金額の一部に充当する方法です。



約 款

転換条項

[ご契約内容の変更と届出]

診断保障のあるご契約から診断保障のないご契約への変更、 先進医療保障のあるご契約から先進医療保障のない ご契約への変更



診断保障のあるご契約から診断保障のないご契約への変更および先進医療保障のあるご契約から先進医療保障のないご契約への変更をすることができます。

約 款

普通約款第24条
普通約款第25条
別表[請求書類]

変更手続きについて

1. これらの変更は、いつでも、共済契約者のお申出により行うことができます。
2. これらの変更をする場合は、共済契約者は約款別表[請求書類]の必要書類を組合にご提出ください。
3. これらの変更によって、変更時における変更前のご契約の共済掛金の額と、変更後のご契約の共済掛金の額とで差額があるときは、組合の定める取扱いに基づき、その差額を共済契約者にお支払いします。

■支払われたがん先進医療共済金の額の合計が2,000万円に達した場合

先進医療保障のあるご契約は先進医療保障のないご契約へ変更されます。



注意

■変更手続きができない場合

診断保障のないご契約から診断保障のあるご契約へ変更することおよび先進医療保障のないご契約から先進医療保障のあるご契約へ変更することはできません。

[ご契約内容の変更と届出]

ご住所の変更、改姓・改名の届出



お引越しやご結婚などで共済証書記載の共済契約者のご住所等に変更があった場合には、遅滞なくご加入先のJAまで通知してください。
ご通知がない場合は、JAからの大切なお知らせをお届けできなくなります。

住所変更

約 款

普通約款第29条



お届けいただいている共済契約者のご住所が転居、住所表示の変更などによって変更された場合

改姓・改名



共済契約者・被共済者・死亡時通知人などがご結婚などによって改姓または改名された場合

[ご契約内容の変更と届出] 被共済者がお亡くなりになられた場合



被共済者がお亡くなりになられたときは、死亡時通知人は、遅滞なくご加入先のJAまでご連絡ください。

約 款

普通約款第43条

被共済者がお亡くなりになられた場合

組合への通知

被共済者がお亡くなりになられた場合には、ご契約は消滅しますので、遅滞なく、ご加入先のJAまでご通知ください。この場合、共済掛金の払いもどしや割りもどし金がある場合は、次のとおりお支払いします。

共済掛金の払いもどし

払い込まれた共済掛金*のうちまだ到来していない期間に対応する額を月単位で死亡時通知人に払いもどします。

*月払契約は払いもどしの対象とはなりません。

割りもどし金

割りもどし金*がある場合は、死亡時通知人にお支払いします。

*割りもどし金とは、次のものをいいます。

- 据え置かれている割りもどし金
- 契約消滅時の割りもどし金がある場合には、その割りもどし金

[ご契約内容の変更と届出] 共済契約関係者の変更



共済契約者、死亡時通知人および指定代理請求人は、次のように変更することができます。

共済契約者の変更

共済契約者は、**被共済者の同意**と組合の承諾を得て、共済契約者を変更することができます。共済契約者を変更しますと、共済契約上の権利義務（死亡時通知人を変更する権利、共済掛金を払い込む義務など）はすべて新しい共済契約者に承継されます。

約款

普通約款第30条

死亡時通知人の変更

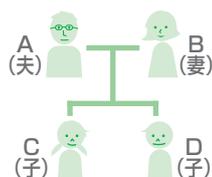
- 共済契約者は、死亡時通知人を変更することができます。
- 共済契約者は、法律上有効な遺言により、死亡時通知人を変更することができます。
- 死亡時通知人を変更する場合は、**被共済者の同意**が必要です。
- 遺言による死亡時通知人の変更は共済契約者が死亡された後、共済契約者の相続人または遺言執行者が組合に通知してください。
- 死亡時通知人が死亡された場合には、新たに死亡時通知人を指定していただきますので、すみやかにご加入先のJAまでご連絡ください。

約款

普通約款第31条
普通約款第32条

万一、死亡時通知人の変更手続きが行われていない間に、被共済者が死亡された場合は、次のようなお取扱いとなります。

(例)



〔共済契約者・被共済者 Aさん〕
〔死亡時通知人 Bさん〕

Aさんより先にBさんが死亡し、その後死亡時通知人の変更手続きが行われていない間にAさんが死亡した場合、Bさんの法定相続人で、Aさんの死亡時に生存しているCさん、Dさんが死亡時通知人となります。

死亡時通知人となった者が2人以上いるときは、その受取割合は、均等とします。



■死亡時通知人の変更における留意点

注意 被共済者が亡くなられた後は、死亡時通知人を変更することができません。

指定代理請求人の変更

共済契約者は、**被共済者の同意**と組合の承諾を得て、指定代理請求人を変更することができます。なお、指定代理請求人となることができる方には一定の制限があります（「代理人による共済金等のご請求」をご参照ください）。詳しくはご加入先のJAまでご相談ください。

約款

指定代理請求特約
第4条

しおり

代理人による共済金等
のご請求
P60

[生命共済と税金] 税金のお取扱いについて



生命共済にかかる税金のお取扱いは次のとおりです。

令和8年1月現在

共済掛金をお払込みいただいたとき

生命保険料控除が受けられますので、所得税等*・住民税が軽減されます。ただし、受取人のすべてが、共済契約者(共済掛金負担者)、その配偶者またはその他の親族の場合に限ります。
*所得税等とは、令和19年12月31日までの間の復興特別所得税を含みます。

生命保険料控除の適用

生命保険料控除には、一般生命保険料控除、個人年金保険料控除および介護医療保険料控除の3つの区分があります。

各保険料控除は、主契約・特約掛金ごとに、それぞれの保障内容により適用されるため、1つの共済契約であっても、主契約・特約ごとに適用される保険料控除の区分が異なる場合があります。

がん共済の主契約掛金は、**介護医療保険料控除**の対象となります。

生命保険料控除の控除額

次の表により計算した金額が、その年の所得金額より控除されます。

■所得税の生命保険料控除

支払共済掛金の合計額** (A)	控除額
20,000円以下のとき	(A)の全額
20,000円を超え40,000円以下のとき	$(A) \times 1/2 + 10,000$ 円
40,000円を超え80,000円以下のとき	$(A) \times 1/4 + 20,000$ 円
80,000円を超えるとき	一律40,000円

*支払共済掛金の合計額とは、割りあてられた割りもどし金を控除した後の金額です。

■住民税の生命保険料控除

支払共済掛金の合計額** (A)	控除額
12,000円以下のとき	(A)の全額
12,000円を超え32,000円以下のとき	$(A) \times 1/2 + 6,000$ 円
32,000円を超え56,000円以下のとき	$(A) \times 1/4 + 14,000$ 円
56,000円を超えるとき	一律28,000円

*支払共済掛金の合計額とは、割りあてられた割りもどし金を控除した後の金額です。

3つの生命保険料控除合計の適用限度額は、所得税で12万円、住民税で7万円となります。

生命保険料控除につきましては、令和8年1月現在の法令・通達等を踏まえて記載しておりますが、国税当局から新たな取扱いが示された場合には、記載の内容と異なる可能性があります。

課税所得控除共済掛金払込証明書の発行

生命保険料控除を受けるためには、年末調整(給与所得者の場合)または確定申告(事業所得者等の申告納税者の場合)の際の申告が必要です。

年中に生命保険料控除の対象となる共済掛金をお払込みいただいたときは、組合より課税所得控除共済掛金払込証明書を発行いたしますので、年末調整または確定申告時まで保管のうえ、ご使用ください。

共済金等をお受取りになられたとき

がん治療月額共済金、がん診断共済金、がん治療一時金、がん先進医療共済金、がん先進医療一時金は、全額非課税となります。



注意

■税金のお取扱いについての留意点

ここでは個人契約の場合の税金のお取扱いについて記載しています。

なお、税金のお取扱いについては、令和8年1月現在の法令等に基づくもので、将来を保証するものではありません。個別のお取扱いについては所轄の税務署にご確認ください。

第4章 共済金等のご請求について



本章では、共済金等のご請求の手続き、必要書類について説明しています。

章内もくじ

- 共済金等のご請求について P56
- ご請求に必要な書類 P59
- 代理人による共済金等のご請求 P60

共済金等のご請求について



共済事故が発生した場合は、ご加入先のJAまでご連絡のうえ、すみやかに必要書類をご用意いただいて、共済金等の請求手続きを行ってください。

ご請求にあたって

■共済金等をもれなくご請求いただくために

共済金等の支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、ご請求いただいた共済金等のほかにもお支払いできる共済金等がある場合があります。共済金等をもれなくご請求いただくため、お手持ちの共済証書によりご契約内容を十分にご確認ください。

■共済金等のご請求手続き等について

共済金等のご請求手続きの詳細や、共済金等をお支払いする場合とお支払いできない場合の事例については、ご請求の際にお渡しする「共済金請求のご案内」をご確認ください。

■承諾書について

共済金等のご請求の際、組合は、共済事故の内容について確認および調査をさせていただくことがあります。なお、組合が確認および調査をさせていただく場合には、事前に共済契約者や被共済者から「承諾書」を提出していただきますので、あらかじめご了承ください。

■代理請求制度について

代理請求制度により請求される場合には、かならずご加入先のJAまでご相談ください。

■がん先進医療共済金のご請求について

一部の先進医療については、ご請求いただいたがん先進医療共済金をJAから医療機関へ直接お支払いできる制度があります。制度のご利用には一定の条件がございますので、詳しくはご加入先のJAまでご相談ください。

■共済金等を請求する権利の時効について

共済金等の支払い、または共済掛金の払込免除を請求する権利は、これらを行わせることができる時から3年間行わない場合は、時効によって消滅します。

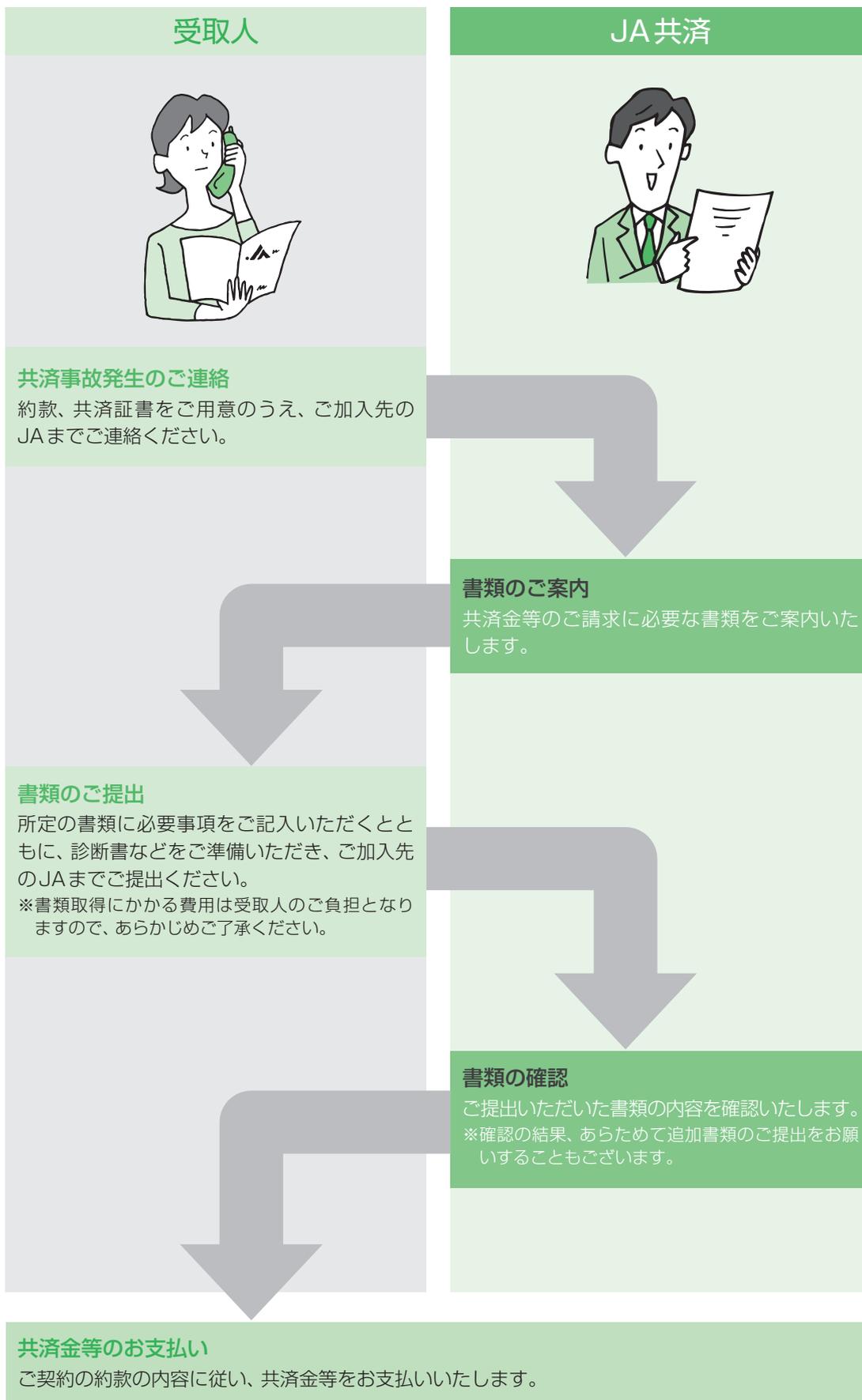
しおり

代理人による共済金等のご請求
P60

約款

普通約款第46条

ご請求手続きの流れ



しおり

ご請求に必要な書類
P59

約 款

普通約款第6条

お支払い時期について

共済金の種別、事実確認・調査の有無によって、共済金等をお支払いする時期を定めています。共済金の種別ごとのお支払い時期については約款をご覧ください。
 なお、ご請求に必要な書類が組合に到達した日の翌日を起算日とします。

<お支払い時期の例>

	30日以内	60～180日以内
がん治療月額共済金 がん診断共済金 など	原則	要調査

■共済金等のお支払いのために事実の確認を行う必要がある場合(30日以内のケース)

30日以内に次の確認を終え、共済金等をお支払いします。

- 悪性新生物または脳腫瘍にかかる診断・入院・手術・放射線治療・抗がん剤治療・ホルモン剤治療・がん性疼痛等の緩和のための在宅医療・先進医療による療養に該当する事実の有無
- 無効、取消または解除の事由に該当する事実の有無

■事実の確認を行うために、特別な照会または調査が不可欠な場合(60～180日以内のケース)

次の特別な照会または調査の内容に応じた日数を経過する日までに照会または調査を終え、共済金等をお支払いします。

特別な照会または調査の内容	日数
災害救助法が適用された被災地域における調査	60日
医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
●弁護士法その他の法令に基づく照会 ●警察、検察、消防その他の公の機関による調査・捜査の結果の照会 ●日本国内で行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

※複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

■事実の確認、特別な照会または調査の日数に含まない場合

共済契約者、被共済者または共済金受取人が正当な理由なくこの確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合には、これにより確認が遅延した期間について、上記の日数に含みません。

■お支払い時期を超過して共済金等をお支払いすることとなった場合

お支払い時期を超過した期間について、遅延利息を付して共済金等をお支払いします。

お支払い方法について

共済金等については、次のいずれかのうち、共済金受取人がお選びいただいた方法によりお支払いします。

- 組合または組合の指定する金融機関等にある共済金受取人が指定した口座に振り込む方法
- 組合の事務所または組合の指定する場所でお支払いする方法

ご請求に必要な書類



共済金等のご請求にあたり、ご用意いただく書類は次のとおりです。

請求関係書類

請求に必要な書類	がん治療月額 共済金 がん治療 一時金	がん診断 共済金	がん先進医療 共済金 がん先進医療 一時金	共済掛金 払込免除
共済金支払請求書 共済掛金払込免除請求書	○	○	○	○
共済証書	○	○	○	○
被共済者の印鑑証明書	△	△	△	
被共済者の戸籍抄本または 住民票の写しもしくは住民 票記載事項証明書	△	△	△	△
入院証明書 ^{*1} 手術証明書 ^{*1}	○			
診断書 ^{*1}	○	○	○	○
領収書 ^{*2}			○	
その他特に必要な書類	△	△	△	△

※1 組合所定の用紙でない場合は、再度ご提出していただくことがあります。

※2 先進医療による療養を受けた病院または診療所の発行する、先進医療にかかる技術料が記載されている領収書とします。

詳しくはご加入先のJAまでお問い合わせください。

■請求書類のお取扱いについて

共済金等のご請求の際にご提出いただいた書類、組合で共済事故について確認および調査をさせていただいた内容については、ご返却・開示いたしません。

また、ご契約が消滅した場合で共済金等のお支払いを完了したときは、ご提出いただいた共済証書など請求書類を組合が一定期間保管した後、破棄いたします。

約 款

別表 [請求書類]

- ：ご請求の際に
かならず必要なもの
- △：ご提出が不要な場合
や、他の書類で代替可
能な場合があるもの

代理人による共済金等のご請求



被共済者が受取人となる共済金等について、被共済者が共済金等を請求できない特別な事情があるときに、被共済者にかわって指定代理請求人が共済金等を請求することができる制度があります。

約 款

指定代理請求特約

代理請求制度とは

代理請求制度は共済金等をお支払いする場合に該当し、共済金等の受取人である被共済者がその共済金等を請求できない「特別な事情」があるときに、指定代理請求人が「特別な事情」を証明して、共済金等を請求することができる制度です。

「特別な事情」について

「特別な事情」とは、次のような状態をいいます。

- 被共済者ご自身で共済金等を請求できない身体状況にある場合
- 被共済者ご本人に病名告知（例えば、がん告知）がなされていない場合 など



注意

■代理請求における注意事項

- この制度により共済金等を既にお支払いしているときは、その後に被共済者ご本人からご請求を受けた場合でも、重複してその共済金等のお支払いはいたしません。
- この制度によりご請求される場合には、かならずご加入先のJAまでご相談ください。

指定代理請求人による共済金等のご請求

指定代理請求特約を付加し、指定代理請求人を指定することにより、指定代理請求人が被共済者の代理人として共済金等を請求できます。

指定代理請求人の指定について

指定代理請求人は、被共済者の同意を得て、次の範囲内から1人指定していただきます。なお、指定代理請求人は、共済金等の請求時においてもこの範囲内である必要があります。

① 次の範囲の方

- 被共済者の戸籍上の配偶者
- 被共済者の直系血族
- 被共済者の兄弟姉妹
- 被共済者の3親等内の親族

② 次の範囲の方。ただし、共済金等の受取人のために共済金等を請求すべき適当な関係があると組合が認めた方に限ります。

- 被共済者と同居し、または被共済者と生計を一にしている方
- 被共済者の財産管理を行っている方

指定代理請求人の変更・取消し

- 共済契約者は被共済者の同意を得て、指定代理請求人を変更することができます。
- 指定代理請求人の指定が不要なときは、指定代理請求人の指定を取り消すことができます。（指定代理請求特約のみを解約することはできません。）
- 指定代理請求人が住所等を変更した場合は、必ずご連絡ください。

対象となる共済金等の範囲

指定代理請求人は、次の共済金等を請求することができます。

対象となる共済金等
がん治療月額共済金、がん診断共済金、がん治療一時金、がん先進医療共済金、がん先進医療一時金、共済掛金の払込免除 ^{*1、*2}

※1 共済契約者と被共済者が同一の者である場合に対象となります。

※2 共済掛金払込免除と同時に支払われる前納共済掛金の残額などについてもご請求の対象となります。

ご留意いただきたい事項

- 共済契約者が法人でかつ死亡時通知人となる場合は、指定代理請求特約を付加できません。
- 故意に共済金等の支払事由を生じさせた者、または故意に共済金等の受取人を請求できない状態に該当させた者は、指定代理請求人として代理請求はできません。
- 指定代理請求人に共済金等をお支払いした後、共済契約者または被共済者からお問い合わせがあったときは、支払状況について回答せざるを得ないことがあります。このことにより問題が生じた場合、組合は責任を負いかねますのでご了承ください。

第5章 JA共済のご案内



本章では、組合（JA）と全国共済農業協同組合連合会の概略について、また、ご相談・苦情窓口のご案内について記載しています。

JA共済は、未永く安心してご契約を継続いただけるよう努めています。

章内もくじ

- JA共済について P64
- JA共済のご相談・苦情窓口のご案内 P65

JA共済について

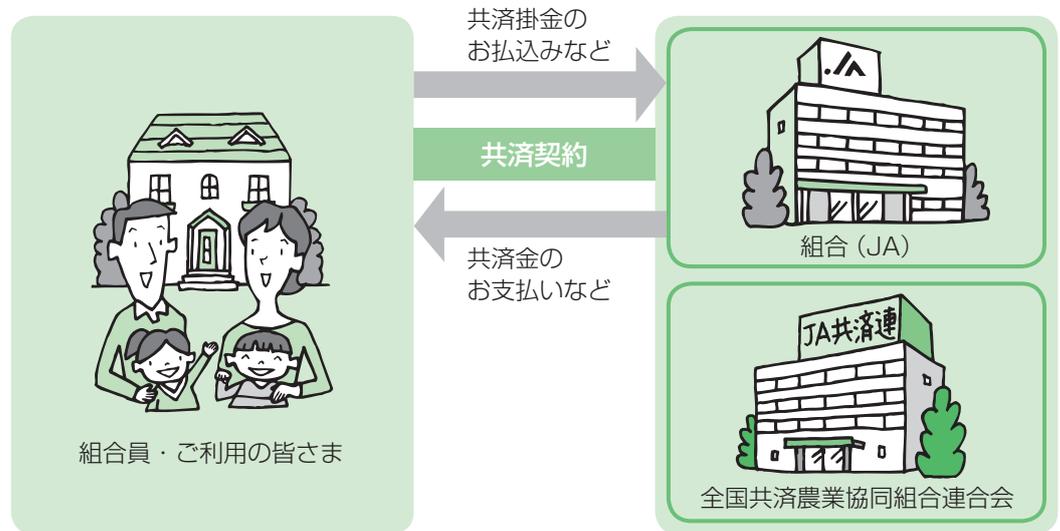


JA共済は、農業協同組合法に基づいて組合（JA）と全国共済農業協同組合連合会が運営する共済です。共済契約は、組合（JA）と全国共済農業協同組合連合会が共同してお引受けいたします。

JA共済の概略

JA共済事業は、組合（JA）と全国共済農業協同組合連合会が一体となって運営しています。

<概略図>



■組合（JA）

JA共済の窓口です。

共済契約のお申込み、共済掛金のお払込み、共済金等のご請求、各種のご通知などのお手続きは、組合（JA）でお受けいたします。

■全国共済農業協同組合連合会

全国の組合（JA）が会員となり組織している法人であり、企画、開発、資金運用などさまざまな面で組合（JA）と一体となってJA共済事業を運営しています。

将来、万一組合（JA）の経営が困難になった場合でも、共済契約は、他の組合（JA）と全国共済農業協同組合連合会が共同して、または全国共済農業協同組合連合会が単独でお引受けすることにより、保障を継続してまいります。

皆さまの声を、私たちにお届けください JA共済のご相談・苦情窓口のご案内



JA共済では、ご利用の皆さまにより一層ご満足いただけるサービスを提供できるよう、共済事業にかかる相談・苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申し出ください。
※「相談・苦情等」とは、共済事業にかかるご相談・苦情・紛争等に該当するものをいいます。

苦情受付と対応について（苦情処理措置の内容）

1. ご利用の皆さまからの相談・苦情等については、まずはお加入先の組合（JA）の本支所等で受け付けます。
2. 相談・苦情等の申し出があった場合、組合（JA）は、これを誠実に受け付け、ご利用の皆さまから申し出内容・事情等を充分聞き取る等により、当該相談・苦情等にかかる事情・事実関係等を調査します。
3. 組合（JA）は、相談・苦情等については、迅速かつ適切に対応するとともに、その対応について組合（JA）内で協議し、相談・苦情等の迅速な解決に努めます。
4. 組合（JA）は、ご利用の皆さまからの相談・苦情等への対応にあたっては、できるだけご利用の皆さまにご理解・ご納得いただけるよう努めます。
5. 受け付けた相談・苦情等については、定期的に組合（JA）の経営者層に報告するとともに、組合（JA）内において情報共有を推進し、苦情処理の態勢の改善や苦情等の再発防止策・未然防止策として活用します。

まずは、ご加入先の組合（JA）のJA共済相談・苦情等受付窓口へお申し出ください。

○JA共済相談受付センターでは、JA共済全般に関するお問い合わせのほか、相談・苦情等をお電話で受け付けております。相談・苦情等のお申し出があった場合には、お申出者のご理解を得たうえで、ご加入先の組合（JA）に対して解決を依頼します。

JA共済相談受付センター（JA共済連 全国本部）

電話番号：☎0120-536-093 ☎0120-167-100（ご高齢者専用ダイヤル）
※ご高齢者専用ダイヤルとは、直接オペレーターにつながり、ご高齢の方にもよりわかりやすく丁寧に対応させていただきます番号サービスです。
受付時間：9:00～18:00（月～金曜日） 9:00～17:00（土曜日）

※日曜日、祝日および12月29日～1月3日を除きます。
※メンテナンス等により予告なく変更となる場合があります。
※電話番号は、おかけ間違いのないようご注意ください。

※組合（JA）の電話番号に関しましては、JA共済ホームページ（<https://www.ja-kyosai.or.jp>）でもご確認ください。また、ご不明な場合にはJA共済相談受付センターまでお問い合わせください。

紛争時の対応について（紛争解決措置の内容）

ご利用の皆さまからの相談・苦情等については、ご加入先の組合（JA）が対応しますが、ご納得のいく解決に至らない場合は、下記の中立的な外部機関である「一般社団法人 日本共済協会 共済相談所」に解決の申し立てを行うことができます。また、組合（JA）は下記外部機関を紹介し、その外部機関の標準的な手続きの概要等の情報をご提供します。詳細は組合（JA）までお問い合わせください。

一般社団法人 日本共済協会 共済相談所 <https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

電話番号：03-5368-5757 受付時間：9:00～17:00

（土日・祝日および12月29日～1月3日を除く）

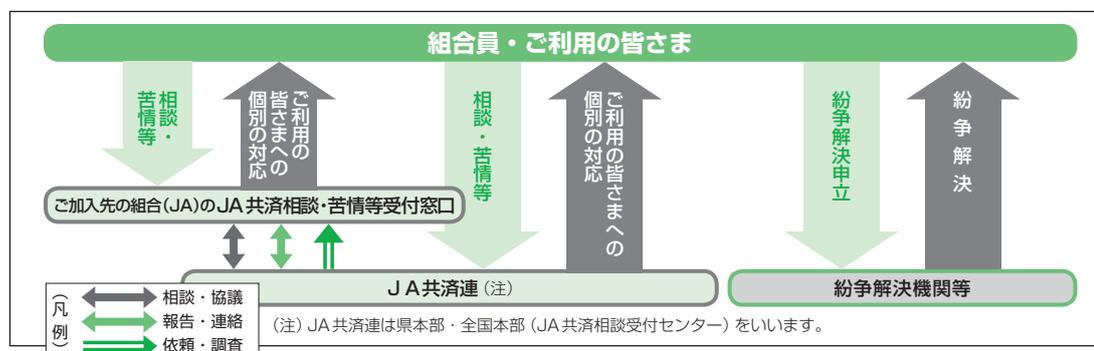
※電話番号は、おかけ間違いのないようご注意ください。

一般社団法人 日本共済協会 共済相談所では審査委員会を設置しており、裁定または仲裁により解決支援業務を行います。

一般社団法人 日本共済協会 共済相談所は、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」（ADR促進法）にもとづく法務大臣の認証を取得しております。（認証取得日：平成22年1月26日 認証番号：第57号）

相談・苦情等受付・対応態勢

下図のような態勢で組合員・ご利用の皆さまからの声を真摯に受け止め、分析・業務改善活動を通じて共済仕組みや各種サービスの開発・改善に努めています。



共済用語のご説明

あ	
悪性新生物 <small>【あくせいしんせいびつ】</small>	約款別表【悪性新生物】の悪性新生物をいいます。
医科診療報酬点数表 <small>【いかしんりょうほうしゅうてんすうひょう】</small>	手術、放射線治療、抗がん剤治療、ホルモン剤治療または在宅医療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき規定されている医科診療報酬点数表をいいます。
か	
加入年齢 <small>【かにゅうねんれい】</small>	ご契約時の年齢は満年齢で計算します。 <例> 36歳8か月の被共済者の加入年齢は36歳となります。
がん保障開始日 <small>【がんほしょうかいじび】</small>	がん治療月額共済金、がん診断共済金、がん治療一時金、がん先進医療共済金、がん先進医療一時金およびがん診断時共済掛金払込免除特則による共済掛金のお払込みの免除の保障（責任）を開始する日をいいます。契約日からその日を含めて91日目となります。
共済掛金 <small>【きょうさいかけきん】</small>	共済契約の保障に対して共済契約者からお払込みいただくお金のことです。
共済掛金積立金 <small>【きょうさいかけきんつみたてきん】</small>	将来の共済金等をお支払いするために、共済掛金の中から積み立てられているお金のことです。
共済金 <small>【きょうさいきん】</small>	被共済者が所定の支払事由に該当されたときに、お支払いするお金のことです。
共済契約者 <small>【きょうさいけいやくしゃ】</small>	組合と共済契約を締結され、ご契約上の権利（契約内容変更等の請求権など）と義務（共済掛金支払義務など）を有する方をいいます。
共済月度 <small>【きょうさいげつど】</small>	契約日または契約応当日以後、最初の1か月を第1共済月度、次の1か月を第2共済月度といい、以下順次第3共済月度、第4共済月度、……第12共済月度といいます。
共済事故 <small>【きょうさいじこ】</small>	共済金等が支払われる出来事として共済約款に定められているもので、お申込みの際にその発生が不確定（偶然）でなければなりません。
共済証書 <small>【きょうさいしやうしょ】</small>	ご加入いただいた共済金額、共済期間、付加された特約などのご契約内容を具体的に記載したものです。組合がお申込みを承諾した場合に共済契約者へお渡しします。
共済年度 <small>【きょうさいねんど】</small>	契約日以後、最初の1か年を第1共済年度、次の1か年を第2共済年度といい、以下順次第3共済年度、第4共済年度、……といいます。
共済約款 <small>【きょうさいやくかん】</small>	「ご契約から共済金等のお支払い・消滅までのとりきめなど」を記載したものです。
契約応当日 <small>【けいやくおうとうび】</small>	ご契約後の共済期間中にむかえる毎年の、共済契約の契約日に対応する日（ご契約後ちょうど1年目、2年目、3年目などにあたる日）のことです。
契約日 <small>【けいやくび】</small>	ご契約上の責任（保障）を開始する日をいいます。がん共済においては、所定の後遺障害等の状態による共済掛金のお払込み免除の責任（保障）を開始する日となります。また、共済掛金の払込期間や告知義務違反による解除などの基準日となります。

抗がん剤 [こうがんざい]	被共済者に投与または処方された時点において厚生労働大臣の承認を受けている次のいずれにも該当する医薬品をいいます。 1. 厚生労働大臣による製造販売の承認時に、被共済者が診断確定された悪性新生物または脳腫瘍の治療に対する効能または効果が認められたこと 2. 世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類のうち、L01（抗悪性腫瘍薬）、L03（免疫賦活薬）、L04（免疫抑制薬）またはV10（治療用放射性医薬品）に分類されること
抗がん剤治療 [こうがんざいちりょう]	次のいずれにも該当するものをいいます。 1. 抗がん剤を投与することにより、悪性新生物または脳腫瘍を破壊またはこれらの発育・増殖を阻止することを目的とした治療法であること 2. 公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表により抗がん剤にかかる薬剤料または処方せん料が算定されること
公的医療保険制度 [こうてきいりょうほけんせいど]	次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。 1. 健康保険法 2. 国民健康保険法 3. 国家公務員共済組合法 4. 地方公務員等共済組合法 5. 私立学校教職員共済法 6. 船員保険法 7. 高齢者の医療の確保に関する法律
告知義務と告知義務違反 [こくちぎむとこくちぎむいはん]	共済契約者または被共済者には、ご契約のお申込みや復活などをされるときに、現在の健康状態や過去の病歴など組合がおたずねする重要なことがらについてありのままを告知していただく義務があり、このことを告知義務といいます。 その際に事実が告げられなかったとき、または事実でないことを告げられたときには、告知義務違反となり、ご契約が解除され、共済金等のお支払いができないことがあります。

さ											
災害 <small>〔さいがい〕</small>	<p>急激かつ偶発的な外来の事故による被害をいいます。ただし、約款別表〔除外する事故〕に該当する事故による被害を除きます。</p> <p><急激・偶発・外来の定義></p> <table border="1"> <tr> <td>急激</td> <td>事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます（慢性、反復性または持続性が認められるものは該当しません）。</td> </tr> <tr> <td>偶発</td> <td>事故の発生または事故による傷害の発生が被共済者にとって予見できないことをいいます（被共済者の故意に基づくものは該当しません）。</td> </tr> <tr> <td>外来</td> <td>事故および事故の原因が被共済者の身体の外部から作用することをいいます（疾病や疾病に起因する外因等身体の内部に原因があるものは該当しません）。</td> </tr> </table> <p><災害に該当するもの、該当しないものの一例></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>該当例</th> <th>非該当例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 次のような事故は、急激かつ偶発的な外来の事故に該当する場合は、災害に該当します。 ・交通事故 ・不慮の転落・転倒 ・不慮の溺水 </td> <td> 次のような事故は、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しないため、災害に該当しません。 ・高山病、潜水病、乗物酔いにおける原因 ・飢餓 ・処刑 ・疾病の症状に起因する入浴中の溺水 </td> </tr> </tbody> </table>	急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます（慢性、反復性または持続性が認められるものは該当しません）。	偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被共済者にとって予見できないことをいいます（被共済者の故意に基づくものは該当しません）。	外来	事故および事故の原因が被共済者の身体の外部から作用することをいいます（疾病や疾病に起因する外因等身体の内部に原因があるものは該当しません）。	該当例	非該当例	次のような事故は、急激かつ偶発的な外来の事故に該当する場合は、災害に該当します。 ・交通事故 ・不慮の転落・転倒 ・不慮の溺水	次のような事故は、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しないため、災害に該当しません。 ・高山病、潜水病、乗物酔いにおける原因 ・飢餓 ・処刑 ・疾病の症状に起因する入浴中の溺水
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます（慢性、反復性または持続性が認められるものは該当しません）。										
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被共済者にとって予見できないことをいいます（被共済者の故意に基づくものは該当しません）。										
外来	事故および事故の原因が被共済者の身体の外部から作用することをいいます（疾病や疾病に起因する外因等身体の内部に原因があるものは該当しません）。										
該当例	非該当例										
次のような事故は、急激かつ偶発的な外来の事故に該当する場合は、災害に該当します。 ・交通事故 ・不慮の転落・転倒 ・不慮の溺水	次のような事故は、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しないため、災害に該当しません。 ・高山病、潜水病、乗物酔いにおける原因 ・飢餓 ・処刑 ・疾病の症状に起因する入浴中の溺水										
在宅医療 <small>〔ざいたくいりょう〕</small>	<p>次のいずれにも該当するものをいいます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 病院または診療所に通院^{※1}することが困難であると医師が判断し、かつ、計画的な医学管理のもとに医師または医師の指示による看護師、保健師、理学療法士等が定期的に被共済者の居宅等を訪問して、公的医療保険制度を利用した診療または看護等を行うこと 2. 公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により在宅患者診療・指導料^{※2}が算定されること <p>※1 医師による治療が必要であり、病院または診療所において、外来による診察、投薬、処置、手術その他の治療を受けることをいいます。</p> <p>※2 往診料および救急搬送診療料を除きます。</p>										
歯科診療報酬点数表 <small>〔しかしんりょうほうしゅうてんすうひょう〕</small>	<p>手術、放射線治療、抗がん剤治療またはホルモン剤治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき規定されている歯科診療報酬点数表をいいます。</p>										
失効と復活 <small>〔しっこうとふっかつ〕</small>	<p>第2回以後の共済掛金を払込猶予期間満了日までにお払込みいただけなかった場合、ご契約の効力が失われます（失効）。</p> <p>失効した日以後3年以内に所定の手続きによりご契約の効力をもとの状態へもどすことを復活といいます。</p>										
指定代理請求人 <small>〔していだいりせいきせうにん〕</small>	<p>指定代理請求特約が付加されている共済契約において、被共済者が受け取ることとなる共済金等の支払事由が生じた場合で、その共済金等の受取人が共済金等を請求できない特別な事情があるときに、共済金等の受取人の代理人として共済金等を請求することができる方をいいます。</p>										
死亡時通知人 <small>〔しぼうじつうちん〕</small>	<p>被共済者の死亡によりご契約が消滅する場合に、必要書類を提出して組合に通知する人をいいます。</p>										
重度要介護状態 <small>〔じゅうどうようかいごじょうたい〕</small>	<p>約款別表〔重度要介護状態〕の状態に該当し、かつ、その状態が6か月以上継続して将来回復見込みがないものをいいます。</p>										
主契約 <small>〔しゅけいやく〕</small>	<p>共済契約のもっとも基本となる契約部分で、特約を付加する対象となっている主たる部分のことです。</p>										

手術 [しゅじゆつ]	次のいずれかに該当するものをいいます。 1. 医師または歯科医師による治療を目的とし、かつ、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料が算定されるもの（ただし、診断または検査（生検または腹腔鏡検査など）のためのものは含みません。） 2. 医師または歯科医師による治療を目的とし、かつ、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により輸血料が算定される骨髄移植術（ただし、移植はヒトからヒトへの同種移植に限り、異種移植は含みません。）				
診断確定 [しんだんかくてい]	悪性新生物または脳腫瘍の診断確定は、医師によって病理組織学的所見（生検を含みます。）によりなされることを要します。ただし、病理組織学的所見（生検を含みます。）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。				
先進医療 [せんしんいりょう]	公的医療保険制度の法律に基づく評価療養のうち、厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成18年厚生労働省告示第495号）第1条第1号に規定する先進医療（先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます。ただし、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の法律に規定する「療養の給付」に関する規定において給付対象となっている療養を除きます。				
た					
第〇級後遺障害 [だい〇きゅうこういしょうがい]	約款別表〔後遺障害等級表〕の該当等級の後遺障害をいいます。 なお、約款別表〔後遺障害等級表〕中の「労務」には、就学や家事その他日常生活に関する行為も含みます。労務にかかる制限の程度は、日常生活動作の制限や四肢の麻痺の程度、精神または身体の状態などにより総合的に判定されます。				
月応当日 [つきおうとうび]	月ごとの共済契約の契約日に対応する日のことをいいます。ただし、対応する日がない場合は、その月の末日が月応当日となります。				
特則 [とくそく]	主契約に別な一定の保障を組み合わせることを目的として、ご加入時に限り付加することができます。				
特約 [とくやく]	主契約とは異なるお約束をするために主契約に付加することができるものです。				
な					
入院 [にゅういん]	医師または歯科医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所 [*] に入り、常に医師または歯科医師の管理下において治療に専念することをいいます。 ※病院または診療所とは、次のいずれかに該当するものをいいます。 1. 医療法に規定された病院または患者を収容する施設を有する診療所 2. 日本国外の医療施設であって組合が1. と同等と認めたもの				
脳腫瘍 [のうしゅよう]	頭蓋内に発生する新生物をいいます。				
は					
払込期月 [はらいこみぎげつ]	共済掛金をお払込みいただく月のことです。 <table border="1"> <tr> <td>第1回共済掛金の払込期月</td> <td>契約日からその日を含めて契約日の属する月の翌月の末日までの期間</td> </tr> <tr> <td>第2回以後の共済掛金の払込期月</td> <td>契約応当日（共済掛金の払込方法が月払いの場合は、月応当日）の属する月の初日からその日を含めて末日までの期間</td> </tr> </table>	第1回共済掛金の払込期月	契約日からその日を含めて契約日の属する月の翌月の末日までの期間	第2回以後の共済掛金の払込期月	契約応当日（共済掛金の払込方法が月払いの場合は、月応当日）の属する月の初日からその日を含めて末日までの期間
第1回共済掛金の払込期月	契約日からその日を含めて契約日の属する月の翌月の末日までの期間				
第2回以後の共済掛金の払込期月	契約応当日（共済掛金の払込方法が月払いの場合は、月応当日）の属する月の初日からその日を含めて末日までの期間				

払込猶予期間 <small>[[はらいこみゆうよきかん]]</small>	<p>共済掛金のお払込みについて、猶予される期間をいいます。</p> <table border="1" data-bbox="715 344 1489 887"> <tr> <td data-bbox="715 344 959 613">第1回共済掛金の払込猶予期間</td> <td data-bbox="959 344 1075 510">年払契約</td> <td data-bbox="1075 344 1489 510">払込期月の翌月初日からその日を含めてその払込期月の翌々月の月応当日(契約日が契約日の属する月の末日の場合は、その払込期月の翌々月の末日)までの期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="715 510 959 613"></td> <td data-bbox="959 510 1075 613">月払契約</td> <td data-bbox="1075 510 1489 613">払込期月の翌月初日からその日を含めてその払込期月の翌月末日までの期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="715 613 959 887">第2回以後の共済掛金の払込猶予期間</td> <td data-bbox="959 613 1075 779">年払契約</td> <td data-bbox="1075 613 1489 779">払込期月の翌月初日からその日を含めてその払込期月の翌々月の月応当日(契約当日が払込期月の末日の場合は、その払込期月の翌々月の末日)までの期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="715 779 959 887"></td> <td data-bbox="959 779 1075 887">月払契約</td> <td data-bbox="1075 779 1489 887">払込期月の翌月初日からその日を含めてその払込期月の翌月末日までの期間</td> </tr> </table>	第1回共済掛金の払込猶予期間	年払契約	払込期月の翌月初日からその日を含めてその払込期月の翌々月の月応当日(契約日が契約日の属する月の末日の場合は、その払込期月の翌々月の末日)までの期間		月払契約	払込期月の翌月初日からその日を含めてその払込期月の翌月末日までの期間	第2回以後の共済掛金の払込猶予期間	年払契約	払込期月の翌月初日からその日を含めてその払込期月の翌々月の月応当日(契約当日が払込期月の末日の場合は、その払込期月の翌々月の末日)までの期間		月払契約	払込期月の翌月初日からその日を含めてその払込期月の翌月末日までの期間
第1回共済掛金の払込猶予期間	年払契約	払込期月の翌月初日からその日を含めてその払込期月の翌々月の月応当日(契約日が契約日の属する月の末日の場合は、その払込期月の翌々月の末日)までの期間											
	月払契約	払込期月の翌月初日からその日を含めてその払込期月の翌月末日までの期間											
第2回以後の共済掛金の払込猶予期間	年払契約	払込期月の翌月初日からその日を含めてその払込期月の翌々月の月応当日(契約当日が払込期月の末日の場合は、その払込期月の翌々月の末日)までの期間											
	月払契約	払込期月の翌月初日からその日を含めてその払込期月の翌月末日までの期間											
被共済者 <small>[[ひきょうさいしゃ]]</small>	<p>その方の入院・手術などに関して共済金等が支払われることとなる方をいいます。</p>												
復活 <small>[[ひっかつ]]</small>	<p>「失効と復活」をご参照ください。</p>												
返れい金 <small>[[へんれいきん]]</small>	<p>ご契約を解約された場合などに、共済契約者にお支払いするお金のことです。なお、がん共済契約には返れい金はありません。</p>												
放射線治療 <small>[[ほうしゃせんちりょう]]</small>	<p>医師または歯科医師による悪性新生物または脳腫瘍の治療を目的とし、かつ、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により放射線治療料が算定されるものをいいます。</p>												
ホルモン剤 <small>[[ほるもんざい]]</small>	<p>被共済者に投与または処方された時点において厚生労働大臣の承認を受けている次のいずれにも該当する医薬品をいいます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 厚生労働大臣による製造販売の承認時に、被共済者が診断確定された悪性新生物または脳腫瘍の治療に対する効能または効果が認められたこと 2. 世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類のうち、L02(内分泌療法)に分類されること 												
ホルモン剤治療 <small>[[ほるもんざいちりょう]]</small>	<p>次のいずれにも該当するものをいいます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ホルモン剤を投与することにより、悪性新生物または脳腫瘍の発育・増殖を阻止することを目的とした治療法であること 2. 公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表によりホルモン剤にかかる薬剤料または処方せん料が算定されること 												
ま													
や													
ら													
わ													
割りもどし金 <small>[[わりもどしきん]]</small>	<p>共済事業の決算(年1回)において剰余が生じた場合に共済契約者に公平に分配してお支払い(還元)するお金のことです。</p> <p>割りもどし金のお支払いの対象となる共済契約は、事業年度末の決算時において満1年以上経過している有効契約、すなわち翌事業年度の契約応当日に第3共済年度または、それ以後の共済年度をむかえる共済契約としています。例えば第1回目の割りもどし金は、第1共済年度を経過した後に到来する事業年度末において割りあてられ、第3共済年度の契約応当日に割りもどされます。</p>												

「契約内容照会制度」について

あなたのご契約内容が開示・照会されることがあります

全国共済農業協同組合連合会（以下「当会」といいます。）は、一般社団法人生命保険協会および一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社（以下、当会を含み「各生命保険会社等」といいます。）とともに、共済契約、保険契約または特約付加（以下「共済契約等」といいます。）のお引受けの判断および共済金、給付金または保険金等（以下「共済金等」といいます。）のお支払いの判断の参考とすることを目的として、「契約内容照会制度」に基づき、当会の共済契約等に関する下記の開示内容を共同して利用しております。

共済契約等のお申込みがあった場合、当会は、一般社団法人生命保険協会に、共済契約等に関する下記の開示内容を開示します。ただし、共済契約等をお引受けできなかったときは、その開示内容は消去されます。

「契約内容照会制度」に開示された情報は、同じ被共済者について共済契約等のお申込みがあった場合または共済金等のご請求があった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、共済契約等のお引受けまたはこれらの共済金等のお支払いの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。

なお、開示の期間ならびにお引受けおよびお支払いの判断の参考とさせていただく期間は、契約日、復活日、増額日または特約の中途付加日から5年間（契約日、復活日、増額日または特約の中途付加日において被共済者が満15歳未満の場合は、契約日、復活日、増額日または特約の中途付加日から5年または被共済者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）とします。

各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、共済契約等のお引受けおよびこれらの共済金等のお支払いの判断の参考とする以外に用いることはありません。

また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

当会の共済契約等に関する開示内容については、当会が管理責任を負います。共済契約者または被共済者は、当会の定める手続きにしたがい、開示内容を照会することができ、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次のア）～オ）に記載の事由を理由とする場合、当会の定める手続きにしたがい、利用停止または消去を求めることができます。上記各手続きの詳細については、次のお問い合わせ窓口までお問い合わせください。

ア) 当会があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合

イ) 当会が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合

ウ) 本人が識別される保有個人データを当会が利用する必要がなくなった場合

エ) 当会が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きい場合

オ) 本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

全国共済農業協同組合連合会 お問い合わせ窓口

〒102-8630 東京都千代田区平河町2丁目7番9号

電話番号：☎0120-536-093 ☎0120-167-100（ご高齢者専用ダイヤル）

※ご高齢者専用ダイヤルとは、直接オペレーターにつながり、ご高齢の方にもよりわかりやすく丁寧に対応させていただく番号サービスです。

※電話番号は、おかけ間違いのないようご注意ください。

※「契約内容照会制度」の最新の内容については、当会ホームページ（https://www.ja-kyosai.or.jp/attention_security/）をご確認ください。

開示内容

令和6年3月31日以前の開示内容

- (1) 共済契約者ならびに被共済者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
- (2) 死亡共済金額および災害死亡共済金額
- (3) 入院共済金の種類（入院時諸費用共済金を含みます。）および日額
- (4) 契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- (5) 当会の名称

令和6年4月1日以降の開示内容

- (1) 共済契約者ならびに被共済者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
- (2) 死亡共済金額
- (3) 入院共済金の種類（治療共済金・入院時諸費用共済金を含みます。）および入院共済金の日額または一時金額
- (4) 災害死亡共済金額
- (5) がん一時金額（悪性新生物に罹患したと診断確定されたときにお支払いする共済金の額）
- (6) 先進医療保障の有無
- (7) 契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- (8) 当会の名称

※令和6年4月1日以降に復活、増額または特約の中途付加、内容変更のお申込みがあった場合、お申込みの対象となる共済証書番号に紐づくすべての主契約・特約のうち、上記(2)～(6)に該当する主契約・特約が開示対象となります。

その他、正確な情報の把握のため、契約および申込の状態に関して相互に照会することがあります。

※「契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ (<https://www.seiho.or.jp/>) の「会員会社一覧」をご参照ください。

「支払査定時照会制度」について

共済金等のご請求に際し、あなたのご契約内容等を照会させていただきます

全国共済農業協同組合連合会（以下「当会」といいます。）は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下、当会を含み「各生命保険会社等」といいます。）とともに、お支払いの判断または共済契約もしくは保険契約等（以下「共済契約等」といいます。）の解除、取消しもしくは無効の判断（以下「お支払い等の判断」といいます。）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、各生命保険会社等の保有する共済契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

共済金、年金または給付金（以下「共済金等」といいます。）のご請求があった場合や、これらにかかる共済事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会をなし、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます。）があります。相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求にかかる傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。

当会が保有する相互照会事項記載の情報については、当会が管理責任を負います。共済契約者、被共済者または共済金等受取人は、当会の定める手続きにしたがい、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次のア）～オ）に記載の事由を理由とする場合、当会の定める手続きにしたがい、当該情報の利用停止または消去を求めることができます。上記各手続きの詳細については、次のお問い合わせ窓口までお問い合わせください。

ア) 当会があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合

イ) 当会が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合

ウ) 本人が識別される保有個人データを当会が利用する必要がなくなった場合

エ) 当会が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きい場合

オ) 本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

全国共済農業協同組合連合会 お問い合わせ窓口

〒102-8630 東京都千代田区平河町2丁目7番9号

電話番号：☎0120-536-093 ☎0120-167-100（ご高齢者専用ダイヤル）

※ご高齢者専用ダイヤルとは、直接オペレーターにつながり、ご高齢の方にもよりわかりやすく丁寧に対応させていただきます番号サービスです。

※電話番号は、おかけ間違いのないようご注意ください。

※「支払査定時照会制度」の最新の内容については、当会ホームページ（https://www.ja-kyosai.or.jp/attention_security/）をご確認ください。

相互照会事項

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約にかかるものは除きます。

1. 被共済者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします。）
2. 共済事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる共済事故（左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとする。）
3. 共済種類、契約日、復活日、消滅日、共済契約者の氏名および被共済者との続柄、死亡共済金等受取人の氏名および被共済者との続柄、死亡共済金額、共済金額、各特約内容、共済掛金および払込方法

上記相互照会事項において、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金とあるのは、保険契約においてはそれぞれ、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料と読み替えます。

※「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ（<https://www.seiho.or.jp/>）の「会員会社一覧」をご参照ください。

約 款

約款は、ご契約についてのとりきめを記載したものです。

約款をお読みの際には、次の点にご注意ください。

- 約款には、この共済契約に付加、適用可能なすべての項目について規定しておりますので、ご契約内容によっては適用されない内容も含まれております。
- 約款中の [用語の説明] において、この約款で規定されている内容のうち主要な用語について説明しています。約款をお読みの際には、この [用語の説明] もあわせてご確認ください。

ご不明な点等につきましては、

ご加入先のJAまでお問い合わせください。

がん共済約款

目 次

〔普通約款〕

1 用語の説明	78
第1条 [用語の説明ならびに悪性新生物および脳腫瘍の診断確定の要件]	
2 共済金の支払	80
第2条 [がん治療月額共済金の支払]	
第3条 [診断保障のある共済契約の場合のがん診断共済金またはがん治療一時金の支払]	
第4条 [先進医療保障のある共済契約の場合のがん先進医療共済金およびがん先進医療一時金の支払]	
第5条 [共済金の支払請求]	
第6条 [支払時期および支払方法]	
3 共済掛金の払込免除	84
第7条 [共済掛金の払込免除]	
第8条 [共済掛金の払込免除請求]	
4 共済契約の責任開始	85
第9条 [組合の責任開始]	
第10条 [共済証書]	
第11条 [がん保障開始日の前日以前に悪性新生物または脳腫瘍に罹患したと診断確定されていた場合の取扱い]	
5 共済掛金の払込みならびに共済掛金が払い込まれない場合の解除および失効	85
第12条 [第1回共済掛金の払込み]	
第13条 [第1回共済掛金が払込猶予期間の満了日までに払い込まれない場合の解除]	
第14条 [第2回以後の共済掛金の払込み]	
第15条 [第2回以後の共済掛金が払込猶予期間の満了日までに払い込まれない場合の失効]	
第16条 [共済掛金が払い込まれないまま払込期月中または払込猶予期間中に共済金の支払事由または共済掛金の払込免除事由が生じた場合の取扱い]	
第17条 [共済掛金の払込経路]	
第18条 [共済掛金の払いもどし]	
第19条 [共済掛金の前納または一括払い]	
6 共済契約の復活	87
第20条 [共済契約の復活]	
7 共済契約の変更	87
第21条 [がん治療月額共済金額の減額]	
第22条 [共済契約が診断保障のある共済契約の場合のがん診断共済金額の減額]	
第23条 [共済掛金払込終了年齢の繰上げ]	
第24条 [診断保障のある共済契約から診断保障のない共済契約への変更]	
第25条 [先進医療保障のある共済契約から先進医療保障のない共済契約への変更]	
第26条 [年齢の計算]	
第27条 [年齢および性別の誤りの取扱い]	
第28条 [共済掛金の払込方法の変更]	
第29条 [共済契約者の住所の変更]	
8 共済契約関係者	89
第30条 [共済契約者の変更]	
第31条 [死亡時通知人の変更]	
第32条 [遺言による死亡時通知人の変更]	
第33条 [共済契約者または死亡時通知人の代表者]	
9 解約	89
第34条 [共済契約者による解約]	
10 共済契約の無効、取消し、解除および消滅	89
第35条 [共済金等の不法取得目的による無効]	
第36条 [詐欺または強迫による取消し]	
第37条 [告知義務]	
第38条 [告知義務違反による解除]	
第39条 [告知義務違反により共済契約を解除できない場合]	
第40条 [重大事由による解除]	
第41条 [共済契約の消滅]	
第42条 [共済金受取人による共済契約の存続]	
第43条 [被共済者の死亡]	
第44条 [返れい金]	
11 割りもどし金の割りもどし	91
第45条 [割りもどし金の割りもどし]	
12 時効	92
第46条 [時効]	
13 その他の事項	92
第47条 [組合の変更もしくは追加または共済事業の譲渡]	
第48条 [法令等の改正にともなう支払事由の変更]	
第49条 [共済契約者等に対する共済約款の変更の取扱い]	
14 全国共済農業協同組合連合会の共済責任	92
第50条 [全国共済連の責任開始]	
第51条 [組合の行為の取扱い]	
第52条 [全国共済連による保障の継続]	

第53条 [共済約款の規定の読みかえ]

第54条 [他の農業協同組合の共済契約の当事者への追加]

〔特 則〕

がん診断時共済掛金払込免除特則	94
転換条項	95

〔特 約〕

指定代理請求特約	98
----------------	----

〔別 表〕

別表 [請求書類]	100
別表 [後遺障害等級表]	102
別表 [重度要介護状態]	104
別表 [除外する事故]	105
別表 [悪性新生物]	106
別表 [公的医療保険制度]	107

がん共済約款

〔普通約款〕

1 用語の説明

第1条 [用語の説明ならびに悪性新生物および脳腫瘍の診断確定の要件]

(1) この共済約款において使用される用語の説明は、次のとおりとします。ただし、別途説明のある場合は、そのとおりとします。

(五十音順)

用語	説明
悪性新生物	別表〔悪性新生物〕の悪性新生物をいいます。
医科診療報酬点数表	手術、放射線治療、抗がん剤治療、ホルモン剤治療または在宅医療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき規定されている医科診療報酬点数表をいいます。
がん保障開始日	契約日からその日を含めて91日目をいいます。
共済掛金積立金	将来の共済金の支払のために、共済掛金の中から積み立てた積立金をいいます。
共済掛金の払込期間	契約日からその日を含めて共済証書に記載された共済掛金払込終了年齢に達する日の属する共済年度の末日までの期間をいいます。
共済契約	がん共済契約をいいます。
共済契約申込書	組合所定の共済契約申込書をいい、組合が認めた場合には、組合の使用にかかる電子計算機に備えられた電子媒体によるものを含みます。
共済月度	契約日または月応当日から翌月の月応当日の前日までの期間をいいます。
共済年度	契約日または契約応当日から翌年の契約応当日の前日までの期間をいいます。
契約応当日	契約日の年ごとの応当日をいいます。
後遺障害の状態	疾病または傷害が治癒した後に残存する精神的または身体的なき損状態であって、将来回復見込みのないものをいいます。
抗がん剤	被共済者に投与または処方された時点において厚生労働大臣の承認を受けている次のア、およびイ、のいずれにも該当する医薬品をいいます。 ア. 厚生労働大臣による製造販売の承認時に、被共済者が診断確定された悪性新生物または脳腫瘍の治療に対する効能または効果が認められたこと イ. 世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類のうち、L01（抗悪性腫瘍薬）、L03（免疫賦活薬）、L04（免疫抑制薬）またはV10（治療用放射性医薬品）に分類されること
抗がん剤治療	次のア、およびイ、のいずれにも該当するものをいいます。 ア. 抗がん剤を投与することにより、悪性新生物または脳腫瘍を破壊またはこれらの発育・増殖を阻止することを目的とした治療法であること イ. 公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表により抗がん剤にかかる薬剤料または処方せん料が算定されること
公的医療保険制度	別表〔公的医療保険制度〕の法律に基づく医療保険制度をいいます。
告知事項	共済金の支払事由および共済掛金の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち告知書で質問した事項をいいます。
告知書	組合所定の告知書をいい、組合が認めた場合には、組合の使用にかかる電子計算機に備えられた電子媒体によるものを含みます。

用語	説明
災害	<p>急激（注1）かつ偶発（注2）的な外来（注3）の事故による被害をいいます。ただし、別表〔除外する事故〕に該当する事故による被害を除きます。</p> <p>（注1）事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。（慢性、反復性または持続性が認められるものは該当しません。）</p> <p>（注2）事故の発生または事故による傷害の発生が被共済者にとって予見できないことをいいます。（被共済者の故意に基づくものは該当しません。）</p> <p>（注3）事故および事故の原因が被共済者の身体の外部から作用することをいいます。（疾病や疾病に起因する外因等身体の内部に原因があるものは該当しません。）</p>
在宅医療	<p>次のア、およびイ、のいずれにも該当するものをいいます。</p> <p>ア．病院または診療所に通院（注1）することが困難であると医師が判断し、かつ、計画的な医学管理のもとに医師または医師の指示による看護師、保健師、理学療法士等が定期的に被共済者の居宅等を訪問して、公的医療保険制度を利用した診療または看護等を行うこと</p> <p>イ．公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により在宅患者診療・指導料（注2）が算定されること</p> <p>（注1）医師による治療が必要であり、病院または診療所において、外来による診察、投薬、処置、手術その他の治療を受けることをいいます。</p> <p>（注2）往診料および救急搬送診療料を除きます。</p>
歯科診療報酬点数表	<p>手術、放射線治療、抗がん剤治療またはホルモン剤治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき規定されている歯科診療報酬点数表をいいます。</p>
死亡時通知人	<p>共済契約の申込みの際に、共済契約者が指定した者で、第43条〔被共済者の死亡〕により被共済者の死亡にかかる通知をする者をいいます。</p>
住所	<p>共済証書に記載された住所または居所をいいます。</p>
重度要介護状態	<p>別表〔重度要介護状態〕の状態に該当し、かつ、その状態が6か月以上継続して将来回復見込みのないものをいいます。</p>
手術	<p>次のア、またはイ、のいずれかに該当するものをいいます。</p> <p>ア．医師または歯科医師による悪性新生物または脳腫瘍の治療を目的とし、かつ、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料が算定されるもの（注1）をいいます。ただし、診断または検査（注2）のためのものは含みません。</p> <p>イ．医師または歯科医師による悪性新生物または脳腫瘍の治療を目的とし、かつ、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により輸血料が算定される骨髄移植術（注3）をいいます。</p> <p>（注1）公的医療保険制度に基づく歯科診療報酬点数表により手術料が算定されるもののうち、医科診療報酬点数表においても手術料が算定されるものを含みます。</p> <p>（注2）生検または腹腔鏡検査などをいいます。</p> <p>（注3）組織の機能に障害があるものに対し組織の機能の回復または付与を目的として骨髄幹細胞を輸注することをいい、末梢血幹細胞移植および臍帯血幹細胞移植についても骨髄移植とみなします。ただし、移植はヒトからヒトへの同種移植に限り、異種移植は含みません。</p>
先進医療	<p>別表〔公的医療保険制度〕の法律に基づく評価療養のうち、厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成18年厚生労働省告示第495号）第1条第1号に規定する先進医療（注）をいいます。ただし、療養を受けた日現在、別表〔公的医療保険制度〕の法律に規定する「療養の給付」に関する規定において給付対象となっている療養を除きます。</p> <p>（注）先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。</p>
第○級後遺障害	<p>別表〔後遺障害等級表〕の該当等級の後遺障害をいいます。</p>
月応当日	<p>契約日の月ごとの応当日をいいます。ただし、応当日がない月は、その月の末日とします。</p>
特定感染症	<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項、第3項もしくは第4項の感染症または同条第7項第3号の感染症（注）をいいます。</p> <p>（注）病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスである感染症であって、令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。</p>
入院	<p>医師または歯科医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師または歯科医師の管理下において治療に専念することをいいます。</p>
脳腫瘍	<p>頭蓋内に発生する新生物をいいます。</p>

用語	説明
払込期月	それぞれ次の期間をいいます。 ア. 第1回共済掛金の場合 契約日からその日を含めて契約日の属する月の翌月の末日までの期間 イ. 第2回以後の共済掛金の場合 契約応当日（注）の属する月の初日からその日を含めて末日までの期間 （注）共済掛金の払込方法が月払いの共済契約の場合には、月応当日とします。
払込免除契約	共済掛金の払込みが免除された共済契約をいいます。
病院または診療所	次のいずれかに該当するものをいいます。 ア. 医療法に規定された病院または患者を収容する施設を有する診療所 イ. 日本国外の医療施設であって組合がア. と同等と認めたもの
復活	失効した共済契約の効力をもとにもどすことをいいます。
放射線治療	医師または歯科医師による悪性新生物または脳腫瘍の治療を目的とし、かつ、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により放射線治療料が算定されるもの（注）をいいます。 （注）公的医療保険制度に基づく歯科診療報酬点数表により放射線治療料が算定されるもののうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料が算定されるものを含みます。
ホルモン剤	被共済者に投与または処方された時点において厚生労働大臣の承認を受けている次のア. およびイ. のいずれにも該当する医薬品をいいます。 ア. 厚生労働大臣による製造販売の承認時に、被共済者が診断確定された悪性新生物または脳腫瘍の治療に対する効能または効果が認められたこと イ. 世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類のうち、L02（内分泌療法）に分類されること
ホルモン剤治療	次のア. およびイ. のいずれにも該当するものをいいます。 ア. ホルモン剤を投与することにより、悪性新生物または脳腫瘍の発育・増殖を阻止することを目的とした治療法であること イ. 公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表によりホルモン剤にかかる薬剤料または処方せん料が算定されること

- (2) 悪性新生物および脳腫瘍の診断確定は、医師によって病理組織学的所見（注）によりなされることを要します。ただし、病理組織学的所見が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。
（注）生検を含みます。（2）において同様とします。

2 共済金の支払

第2条【がん治療月額共済金の支払】

- (1) この共済契約により組合が支払うがん治療月額共済金については、次のとおりとします。

共済金の種類	支払事由	共済金の額	共済金受取人
がん治療月額共済金	被共済者ががん保障開始日（注1）以後共済期間内に診断確定された悪性新生物または脳腫瘍の治療を直接の目的として、がん保障開始日以後共済期間内に次のア. からカ. のいずれかに該当したこと ア. 入院したこと イ. 手術（注2）を受けたこと ウ. 放射線治療を受けたこと エ. 抗がん剤治療を受けたこと オ. ホルモン剤治療を受けたこと カ. がん性疼痛等の緩和のための在宅医療を受けたこと	がん治療月額共済金額と同額	被共済者

- （注1）復活の場合は、最後の復活により責任が再開した時とします。ただし、最後の復活の時ががん保障開始日前である場合には、がん保障開始日とします。この条において同様とします。
（注2）「創傷処理」、「皮膚切開術」、「デブリードマン」、「骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的関節授動術」、「外耳道異物除去術」、「鼻内異物摘出術」および「抜歯手術」を除きます。
（2）共済契約者が法人の場合で、その共済契約者が死亡時通知人であるときは、（1）の規定にかかわらず、その共済契約者を共済金受取人とします。
（3）（1）および（2）の共済金受取人を変更することはできません。
（4）頭蓋内に発生した新生物であって、悪性新生物および脳腫瘍のいずれにも該当した場合には、脳腫瘍に該当したものとします。
（5）がん治療月額共済金の支払は、（1）の支払事由に該当した日の属する月ごとに1回とします。
（6）被共済者が入院（注1）中に、次の表の区分に該当した場合には、同表のとおり入院したものと（1）の規定を適用し

ます。

区 分	内 容
① 共済契約が失効した場合	入院した日からその日を含めて共済掛金の払込みがあった最終の共済年度の末日（注2）まで入院したものとします。
② 共済契約が解約または解除された場合	入院した日からその日を含めて解約または解除された日の前日まで入院したものとします。
③ 共済契約が消滅した場合	入院した日からその日を含めて消滅した日まで入院したものとします。
④ 共済期間が満了した場合	入院した日からその日を含めて満了した日まで入院したものとします。
⑤ 医師または歯科医師が退院してもさしつかえないと認定した場合	入院した日からその日を含めて退院してもさしつかえないこととなった日まで入院したものとします。

（注1）悪性新生物または脳腫瘍の治療を直接の目的とした入院に限ります。（6）において同様とします。

（注2）共済掛金の払込方法が月払いの共済契約の場合には、最終の共済年度の末日とします。

- (7) 被共済者が1の手術または放射線治療を2日以上にわたって受けた場合には、その手術または放射線治療の開始日をその手術または放射線治療を受けた日とみなします。
- (8) 被共済者が同一の手術または放射線治療を複数回受けた場合であって、これらの手術または放射線治療が医科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けたときでも手術料または放射線治療料が1回のみ算定されるものとして規定されている手術または放射線治療に該当するときは、(1)の規定にかかわらず、これらの手術または放射線治療のうち最初の手術または放射線治療についてのみ、手術または放射線治療を受けたものとします。
- (9) 被共済者が抗がん剤治療またはホルモン剤治療を受けた場合は、次のいずれかの日をその治療を受けた日とみなします。
- ① 医師または歯科医師が注射による抗がん剤またはホルモン剤の投与を行った日
 - ② 医師または歯科医師が抗がん剤またはホルモン剤の処方を行った日（注）
- （注）医師または歯科医師が処方せんの交付を行った場合はその日とし、紛失等により処方せんが再発行される場合は、最初の処方せんが交付された日とします。
- (10) 処方せんの交付が行われた場合でも、その処方せんに基づく抗がん剤またはホルモン剤の支給を受けていないときは、(1)の規定にかかわらず、その抗がん剤治療およびホルモン剤治療についてはがん治療月額共済金を支払いません。
- (11) 被共済者ががん治療月額共済金が支払われることとなる入院等（注）を同一の月に複数回受けた場合には、(1)の規定にかかわらず、その月のうち、最初に入院等を受けた日にがん治療月額共済金の支払事由に該当したものとします。
- （注）入院、手術、放射線治療、抗がん剤治療、ホルモン剤治療またはがん性疼痛等の緩和のための在宅医療をいいます。この条および次条において「入院等」といいます。
- (12) 被共済者の入院（注）中に共済期間が満了した場合に、その満了後もその入院の原因と同一の原因または直接の関係がある原因により継続して入院しているときは、(6)表中④中「満了した日」とあるのは「退院した日（その日前に医師または歯科医師が退院してもさしつかえないと認定した場合は、退院してもさしつかえないこととなった日）」と読みかえます。
- （注）悪性新生物または脳腫瘍の治療を直接の目的とした入院に限ります。
- (13) 組合は、がん治療月額共済金の支払事由が戦争その他の変乱によって異常に発生した場合で、その発生が共済掛金の計算の基礎に影響をおよぼすため、必要があるときは、組合の定める取扱いに基づき、がん治療月額共済金の一部を削減します。

第3条 【診断保障のある共済契約の場合のがん診断共済金またはがん治療一時金の支払】

- (1) 共済契約が診断保障のある共済契約の場合には、組合は、次のとおり、がん診断共済金またはがん治療一時金を支払います。

共済金の種類	支払事由	共済金の額	共済金受取人
① がん診断共済金	被共済者ががん保障開始日（注1）以後共済期間内にがん保障開始日前を含めて初めて悪性新生物または脳腫瘍に罹患したと診断確定されたこと	がん診断共済金額と同額	被共済者
② がん治療一時金	被共済者ががん診断共済金の支払事由に該当した日からその日を含めて1年を経過した日以後共済期間内に、診断確定された悪性新生物または脳腫瘍の治療を直接の目的として次のア. からカ. のいずれかに該当したこと ア. 入院したこと イ. 手術（注2）を受けたこと ウ. 放射線治療を受けたこと エ. 抗がん剤治療を受けたこと オ. ホルモン剤治療を受けたこと カ. がん性疼痛等の緩和のための在宅医療を受けたこと	がん診断共済金額×50%	

（注1）復活の場合は、最後の復活により責任が再開した時とします。ただし、最後の復活の時ががん保障開始日前である場合には、がん保障開始日とします。この条において同様とします。

- (注2)「創傷処理」、「皮膚切開術」、「デブリードマン」、「骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的関節授動術」、「外耳道異物除去術」、「鼻内異物摘出術」および「抜歯手術」を除きます。
- (2) 共済契約者が法人の場合で、その共済契約者が死亡時通知人であるときは、(1)の規定にかかわらず、その共済契約者を共済金受取人とします。
- (3) (1) および (2) の共済金受取人を変更することはできません。
- (4) 頭蓋内に発生した新生物であって、悪性新生物および脳腫瘍のいずれにも該当した場合には、脳腫瘍に該当したものとします。
- (5) がん診断共済金の支払は、共済期間を通じて1回とします。
- (6) 被共済者が入院(注1)中に、次の表の区分に該当した場合には、同表のとおり入院したものとして(1)の規定を適用します。

区 分	内 容
① 共済契約が失効した場合	入院した日からその日を含めて共済掛金の払込みがあった最終の共済年度の末日(注2)まで入院したものとします。
② 共済契約が解約または解除された場合	入院した日からその日を含めて解約または解除された日の前日まで入院したものとします。
③ 共済契約が消滅した場合	入院した日からその日を含めて消滅した日まで入院したものとします。
④ 共済期間が満了した場合	入院した日からその日を含めて満了した日まで入院したものとします。
⑤ 医師または歯科医師が退院してもさしつかえないと認定した場合	入院した日からその日を含めて退院してもさしつかえないこととなった日まで入院したものとします。

- (注1) 悪性新生物または脳腫瘍の治療を直接の目的とした入院に限ります。(6)において同様とします。
- (注2) 共済掛金の払込方法が月払いの共済契約の場合には、最終の共済年度の末日とします。
- (7) 被共済者が1の手術または放射線治療を2日以上にわたって受けた場合には、その手術または放射線治療の開始日をその手術または放射線治療を受けた日とみなします。
- (8) 被共済者が同一の手術または放射線治療を複数回受けた場合であって、これらの手術または放射線治療が医科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けたときでも手術料または放射線治療料が1回のみ算定されるものとして規定されている手術または放射線治療に該当するときは、(1)の規定にかかわらず、これらの手術または放射線治療のうち最初の手術または放射線治療についてのみ、手術または放射線治療を受けたものとします。
- (9) 被共済者が抗がん剤治療またはホルモン剤治療を受けた場合は、次のいずれかの日をその治療を受けた日とみなします。
- ① 医師または歯科医師が注射による抗がん剤またはホルモン剤の投与を行った日
 - ② 医師または歯科医師が抗がん剤またはホルモン剤の処方を行った日(注)
- (注) 医師または歯科医師が処方せんの交付を行った場合はその日とし、紛失等により処方せんが再発行される場合は、最初の処方せんが交付された日とします。
- (10) 処方せんの交付が行われた場合でも、その処方せんに基づく抗がん剤またはホルモン剤の支給を受けていないときは、(1)の規定にかかわらず、その抗がん剤治療およびホルモン剤治療についてはがん治療一時金を支払いません。
- (11) 被共済者ががん治療一時金が支払われることとなる入院等を受けた日からその日を含めて1年以内に入院等を受けた場合には、(1)の規定にかかわらず、その入院等についてはがん治療一時金を支払いません。
- (12) 前条(12)の継続して入院している期間中にがん診断共済金の支払事由に該当した日またはがん治療一時金が支払われることとなる入院等を受けた日からその日を含めて1年を経過した場合は、(1)および(2)によりがん治療一時金を支払いません。
- (13) 組合は、がん診断共済金またはがん治療一時金の支払事由が戦争その他の変乱によって異常に発生した場合で、その発生が共済掛金の計算の基礎に影響をおよぼすため、必要があるときは、組合の定める取扱いに基づき、がん診断共済金またはがん治療一時金の一部を削減します。

第4条【先進医療保障のある共済契約の場合のがん先進医療共済金およびがん先進医療一時金の支払】

- (1) 共済契約が先進医療保障のある共済契約の場合には、組合は、次のとおり、がん先進医療共済金およびがん先進医療一時金を支払います。

共済金の種類	支払事由	共済金の額	共済金受取人						
がん先進医療共済金	被共済者ががん保障開始日（注1）以後共済期間内に診断確定された悪性新生物または脳腫瘍により、がん保障開始日以後共済期間内に先進医療による療養を受けたこと	被共済者が受けた先進医療にかかる技術料（注2）に応じた次の表の額 <table border="1"> <tr> <td>先進医療にかかる技術料</td> <td>がん先進医療共済金の額</td> </tr> <tr> <td>1万円以上の場合</td> <td>先進医療にかかる技術料の額</td> </tr> <tr> <td>1万円未満の場合</td> <td>1万円</td> </tr> </table>	先進医療にかかる技術料	がん先進医療共済金の額	1万円以上の場合	先進医療にかかる技術料の額	1万円未満の場合	1万円	被共済者
先進医療にかかる技術料	がん先進医療共済金の額								
1万円以上の場合	先進医療にかかる技術料の額								
1万円未満の場合	1万円								
がん先進医療一時金	被共済者ががん先進医療共済金が支払われることとなる先進医療による療養を受けたこと	次のいずれか小さい額 ア. がん先進医療共済金の額の10%に相当する額（注3） イ. 30万円							

（注1）復活の場合は、最後の復活により責任が再開した時とします。ただし、最後の復活の時ががん保障開始日前である場合には、がん保障開始日とします。

（注2）被共済者が受けた先進医療に対する被共済者の負担額として、病院または診療所により定められた金額をいいます。（1）において同様とします。

（注3）1円未満の端数がある場合は、その端数を切り上げます。

（2）共済契約者が法人の場合で、その共済契約者が死亡時通知人であるときは、（1）の規定にかかわらず、その共済契約者を共済金受取人とします。

（3）（1）および（2）の共済金受取人を変更することはできません。

（4）頭蓋内に発生した新生物であって、悪性新生物および脳腫瘍のいずれにも該当した場合には、脳腫瘍に該当したものとします。

（5）先進医療による療養を受けたことにより支払われるがん先進医療共済金の額の合計額は、共済期間（注）を通じて2,000万円を限度とします。

（注）（8）によりがん先進医療共済金およびがん先進医療一時金が支払われることとなる期間を含みます。

（6）被共済者が1の先進医療による療養を2日以上にわたって受けた場合には、その先進医療による療養の開始日をその先進医療による療養を受けた日とみなします。

（7）被共済者が同一の先進医療において複数回にわたって一連の療養を受けた場合は、これらの一連の療養を1回の先進医療による療養とみなして（1）の規定を適用します。

（8）第2条 [がん治療月額共済金の支払]（12）の継続して入院している期間中にその入院にかかる治療を目的として被共済者が先進医療による療養を受けた場合は、組合は、その療養についても、本条（1）、（2）および（5）から（7）までによりがん先進医療共済金およびがん先進医療一時金を支払います。

（9）組合は、がん先進医療共済金およびがん先進医療一時金の支払事由が戦争その他の変乱によって異常に発生した場合で、その発生が共済掛金の計算の基礎に影響をおよぼすため、必要があるときは、組合の定める取扱いに基づき、がん先進医療共済金およびがん先進医療一時金の一部を削減します。

第5条 【共済金の支払請求】

（1）共済契約者または共済金受取人は、共済金の支払事由が生じたことを知った場合は、遅滞なく、組合に通知してください。

（2）共済金受取人は、共済金の支払請求をする場合は、遅滞なく、別表【請求書類】の必要書類を組合に提出してください。

（3）組合は、共済金の支払請求を受けた場合に必要と認めるときは、被共済者について組合の指定する医師または歯科医師の診断を求めることができます。

第6条 【支払時期および支払方法】

（1）組合は、共済金の請求があった場合は、請求に必要な書類が組合に到達した日の翌日以後30日以内に、組合が共済金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、共済金を支払います。

確認が必要な場合	確認事項
① 共済金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	悪性新生物または脳腫瘍にかかる診断、入院、手術、放射線治療、抗がん剤治療、ホルモン剤治療、がん性疼痛等の緩和のための在宅医療または先進医療による療養に該当する事実の有無
② 共済契約の効力の有無の確認が必要な場合	この共済約款に規定する無効、取消しまたは解除の事由に該当する事実の有無

（2）（1）の事項の確認をするため、次の特別な照会または調査が不可欠な場合には、（1）の規定にかかわらず、組合は、共済金の請求に必要な書類が組合に到達した日の翌日以後次のいずれかの日数（注）を経過する日までに共済金を支払います。この場合において、組合は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を共済金受取人に対して通知するものとします。

特別な照会または調査の内容	日 数
弁護士法その他の法令に基づく照会	180日
警察、検察、消防その他の公の機関による調査・捜査の結果の照会	180日
医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
災害救助法が適用された被災地域における調査	60日
日本国内で行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

(注) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

- (3) 共済金は、次のいずれかのうち共済金受取人が選択した方法により支払います。
- ① 組合または組合の指定する金融機関等にある共済金受取人が指定した口座に振り込む方法
 - ② 組合の事務所または組合の指定する場所で支払う方法
- (4) (1) または (2) の必要な事項の確認に際し、共済契約者、被共済者または共済金受取人が正当な理由なくこの確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1) または (2) の日数に含まれません。
- (注) 組合の指定した医師または歯科医師による診断に応じなかった場合を含みます。

3 共済掛金の払込免除

第7条【共済掛金の払込免除】

- (1) 組合は、被共済者が共済掛金の払込期間内に次のいずれかに該当した場合には、次の共済年度(注1)以後の共済掛金の払込みを免除します。
- ① 責任開始時(注2)以後に生じた災害を受けた日以後200日以内にその災害を直接の原因として第1級から第4級までの後遺障害の状態になった場合。この場合には、責任開始時に既にあった後遺障害の状態に、責任開始時以後に生じた災害を直接の原因とする後遺障害の状態が新たに加わって第1級から第4級までの後遺障害の状態になったときを含みます。
 - ② 責任開始時以後に生じた災害を受けた日以後200日以内にその災害を直接の原因として重度要介護状態になった場合
 - ③ 責任開始時以後に生じた特定感染症により第1級後遺障害の状態になった場合。この場合には、責任開始時に既にあった後遺障害の状態に、その時以後に生じた特定感染症による後遺障害の状態が新たに加わって第1級後遺障害の状態になったときを含みます。
 - ④ 責任開始時以後に生じた特定感染症により重度要介護状態になった場合
- (注1) 共済掛金の払込方法が月払いの共済契約の場合には、共済月度とします。(2)において同様とします。
- (注2) 復活の場合は、最後の復活により責任が再開した時とします。(1)において同様とします。
- (2) (1) により払込免除契約となった場合には、次の共済年度以後の共済掛金は、払込期月の契約応当日(注)ごとに払い込まれたものとして取り扱います。
- (注) 共済掛金の払込方法が月払いの共済契約の場合には、月応当日とします。
- (3) 次のいずれかにより被共済者が(1)①または②に該当した場合には、組合は、共済掛金の払込みを免除しません。
- ① 被共済者の故意または重大な過失により生じた災害
 - ② 被共済者の泥酔または精神障害の状態を原因として生じた災害
 - ③ 被共済者の犯罪行為により生じた災害
 - ④ 被共済者が法令に規定する運転資格を持たないで運転している間に生じた災害
 - ⑤ 被共済者が法令に規定する酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた災害
 - ⑥ 共済契約者の故意または重大な過失により生じた災害
- (4) 次のいずれかにより被共済者が(1)③または④に該当した場合には、組合は、共済掛金の払込みを免除しません。
- ① 被共済者の故意または重大な過失
 - ② 共済契約者の故意または重大な過失
- (5) (1) の状態が戦争その他の変乱によって異常に発生した場合で、その発生が共済掛金の計算の基礎に影響をおよぼすときは、組合は、共済掛金の払込みを免除しないことがあります。

第8条【共済掛金の払込免除請求】

- (1) 共済契約者は、被共済者が前条(1)に該当したことを知った場合は、遅滞なく、別表【請求書類】の必要書類を組合に提出して、共済掛金の払込免除の請求をしてください。
- (2) 組合は、共済掛金の払込免除の請求を受けた場合に必要と認めるときは、被共済者について組合の指定する医師または歯科医師の診断を求めることができます。
- (3) 組合は、共済掛金の払込みを免除した場合は、その旨を共済証書に表示します。
- (4) 組合は、(1)の共済掛金の払込免除の請求があった場合は、次の事項の確認を行います。
- ① 前条(1)、(3)または(4)に該当する事実の有無
 - ② この共済約款に規定する無効、取消または解除の事由に該当する事実の有無
 - ③ ①および②の事項の確認に必要な第6条【支払時期および支払方法】(2)の特別な照会または調査の内容
- (5) (4)の確認に際し、共済契約者または被共済者が正当な理由なくこの確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、この確認が終わるまで共済掛金の払込みを免除しません。
- (注) 組合の指定した医師または歯科医師による診断に応じなかった場合を含みます。

4 共済契約の責任開始

第9条【組合の責任開始】

- (1) 組合が共済契約の申込みを承諾した場合は、共済掛金の払込免除にかかる組合の共済契約上の責任は、申込みの時または告知の時のいずれか遅い時に開始します。
- (2) (1) により組合の責任が開始する日を契約日とし、共済期間はその日を含めて計算します。
- (3) がん治療月額共済金、がん診断共済金、がん治療一時金、がん先進医療共済金およびがん先進医療一時金の支払にかかる組合の共済契約上の責任は、がん保障開始日に開始します。

第10条【共済証書】

- (1) 組合は、共済契約の申込みを承諾した場合は、遅滞なく、共済契約者に対し、次の事項を記載した共済証書を交付します。
 - ① 組合名
 - ② 共済契約者の氏名または名称
 - ③ 被共済者の氏名および生年月日
 - ④ 死亡時通知人の氏名または名称
 - ⑤ 共済契約の共済金の支払事由および付加する特約の種類
 - ⑥ 共済期間
 - ⑦ 共済金額
 - ⑧ 共済掛金およびその払込方法
 - ⑨ 契約日
 - ⑩ 共済証書の作成日
- (2) (1) の共済証書には、組合が記名押印します。

第11条【がん保障開始日の前日以前に悪性新生物または脳腫瘍に罹患したと診断確定されていた場合の取扱い】

- (1) がん保障開始日の前日以前に被共済者が悪性新生物または脳腫瘍に罹患したと診断確定されていた場合には、第38条【告知義務違反による解除】および第40条【重大事由による解除】の規定は適用せず、共済契約は、無効とします。
- (2) (1) により共済契約が無効となった場合には、組合は、既に払い込まれた共済掛金の全部を共済契約者に払いもどします。ただし、被共済者が責任開始時前に悪性新生物または脳腫瘍に罹患したと診断確定されており、かつ、共済契約者または被共済者がその診断確定の事実を知っていた場合は、組合は、既に払い込まれた共済掛金は払いもどしません。
- (3) (2) の払いもどし金は、共済証書と引換えに、次のいずれかのうち共済契約者が選択した方法により払いもどします。
 - ① 組合または組合の指定する金融機関等にある共済契約者が指定した口座に振り込む方法
 - ② 組合の事務所または組合の指定する場所で支払う方法

5 共済掛金の払込みならびに共済掛金が払い込まれない場合の解除および失効

第12条【第1回共済掛金の払込み】

- (1) 第1回共済掛金は、第17条【共済掛金の払込経路】(1)の払込経路に従い、払込期月中に払い込んでください。
- (2) (1) により払い込むべき第1回共済掛金は、契約日から契約日の属する共済年度の翌共済年度の契約応当日の前日までの期間（注）に対応する共済掛金とします。
 - (注) 共済掛金の払込方法が月払いの共済契約の場合には、契約日から契約日の属する共済年度の翌共済年度の月応当日の前日までの期間とします。
- (3) 第1回共済掛金の払込猶予期間は、次のとおりとします。

共済掛金の払込方法	払込猶予期間
年払い	払込期月の翌月初日からその日を含めてその払込期月の翌々月の月応当日（注）まで
月払い	払込期月の翌月初日からその日を含めてその払込期月の翌月の末日まで

（注）契約日が契約日の属する月の末日の場合は、その払込期月の翌々月の末日とします。

- (4) 天災地変その他やむを得ない理由によって第1回共済掛金の払込みが一時困難であると認められる場合は、組合の定める取扱いに基づき、(3)の払込猶予期間を延長します。

第13条【第1回共済掛金が払込猶予期間の満了日までに払い込まれない場合の解除】

- (1) 払込期月中に第1回共済掛金が払い込まれない場合は、組合は、次の事項を共済契約者に通知します。
 - ① 前条(3)の払込猶予期間の満了日までに第1回共済掛金の払込みを要すること
 - ② 前条(3)の払込猶予期間の満了日までに第1回共済掛金が払い込まれなければ、その払込猶予期間の満了日の翌日に共済契約が解除となること
- (2) 前条(3)の払込猶予期間の満了日までに第1回共済掛金が払い込まれない場合は、共済契約は、その払込猶予期間の満了日の翌日に、将来に向かって、解除となります。

第14条【第2回以後の共済掛金の払込み】

- (1) 第2回以後の共済掛金は、第17条【共済掛金の払込経路】(1)の払込経路に従い、共済掛金の払込期間中、毎年1回（注）、払込期月中に払い込んでください。

- (注) 共済掛金の払込方法が月払いの共済契約の場合には、毎月とします。
- (2) (1) により払い込むべき第2回以後の共済掛金は、契約応当日からその契約応当日の属する共済年度の翌共済年度の契約応当日の前日までの期間(注)に対応する共済掛金とします。
- (注) 共済掛金の払込方法が月払いの共済契約の場合には、月応当日からその月応当日の属する共済年度の翌共済年度の月応当日の前日までの期間とします。
- (3) 第2回以後の共済掛金の払込猶予期間は、次のとおりとします。

共済掛金の払込方法	払込猶予期間
年払い	払込期月の翌月初日からその日を含めてその払込期月の翌々月の月応当日(注)まで
月払い	払込期月の翌月初日からその日を含めてその払込期月の翌月の末日まで

- (注) 契約応当日が払込期月の末日の場合は、その払込期月の翌々月の末日とします。
- (4) 天災地変その他やむを得ない理由によって第2回以後の共済掛金の払込みが一時的困難であると認められる場合は、組合の定める取扱いに基づき、(3)の払込猶予期間を延長します。

第15条【第2回以後の共済掛金が払込猶予期間の満了日までに払い込まれない場合の失効】

前条(3)の払込猶予期間の満了日までに第2回以後の共済掛金が払い込まれない場合は、共済契約は、その払込猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。

第16条【共済掛金が払い込まれないまま払込期月中または払込猶予期間中に共済金の支払事由または共済掛金の払込免除事由が生じた場合の取扱い】

- (1) 第1回共済掛金が払い込まれないまま、契約日からその日を含めて第1回共済掛金の払込猶予期間の満了日までにがん治療月額共済金、がん先進医療共済金またはがん先進医療一時金の支払事由が生じた場合には、組合は、第1回共済掛金が払い込まれるまで、がん治療月額共済金、がん先進医療共済金またはがん先進医療一時金を支払いません。
- (2) 第1回共済掛金が払い込まれないまま、契約日からその日を含めて第1回共済掛金の払込猶予期間の満了日までにがん診断共済金の支払事由が生じた場合には、組合は、支払うべき共済金から第1回共済掛金を差し引きます。ただし、支払うべき共済金が第1回共済掛金を下回る場合は、組合は、第1回共済掛金が払い込まれるまで、がん診断共済金を支払いません。
- (3) 第1回共済掛金が払い込まれないまま、契約日からその日を含めて第1回共済掛金の払込猶予期間の満了日までに共済掛金の払込免除事由が生じた場合には、組合は、第1回共済掛金が払い込まれるまで、共済掛金の払込みを免除しません。
- (4) 第2回以後の共済掛金が払い込まれないまま、その払込期月中の契約応当日(注)からその日を含めて第2回以後の共済掛金の払込猶予期間の満了日までにがん治療月額共済金、がん治療一時金、がん先進医療共済金またはがん先進医療一時金の支払事由が生じた場合には、組合は、第2回以後の共済掛金が払い込まれるまで、がん治療月額共済金、がん治療一時金、がん先進医療共済金またはがん先進医療一時金を支払いません。
- (注) 共済掛金の払込方法が月払いの共済契約の場合には、月応当日とします。(5)および(6)において同様とします。
- (5) 第2回以後の共済掛金が払い込まれないまま、その払込期月中の契約応当日からその日を含めて第2回以後の共済掛金の払込猶予期間の満了日までにがん診断共済金の支払事由が生じた場合には、組合は、支払うべき共済金から第2回以後の共済掛金を差し引きます。ただし、支払うべき共済金が第2回以後の共済掛金を下回る場合は、組合は、第2回以後の共済掛金が払い込まれるまで、がん診断共済金を支払いません。
- (6) 第2回以後の共済掛金が払い込まれないまま、その払込期月中の契約応当日からその日を含めて第2回以後の共済掛金の払込猶予期間の満了日までに共済掛金の払込免除事由が生じた場合には、組合は、第2回以後の共済掛金が払い込まれるまで、共済掛金の払込みを免除しません。

第17条【共済掛金の払込経路】

- (1) 共済契約者は、組合の承諾を得て、次のいずれかの共済掛金の払込経路を選択することができます。

共済掛金の払込経路	内 容
① 口座振替扱い	組合または組合の指定した金融機関等を通じて口座振替により払い込む方法
② クレジットカード扱い	組合の指定するクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
③ 持参扱い	組合の事務所または組合の指定する場所に持参して払い込む方法

- (2) (1) 表中①の場合、共済掛金は、組合の指定した日に、共済契約者の指定した口座(注)から共済掛金に相当する額を組合の口座に振り替えることにより払い込まれるものとします。ただし、組合の指定した日に共済掛金の口座振替が不能となった場合、共済掛金は、第12条【第1回共済掛金の払込み】(3)または第14条【第2回以後の共済掛金の払込み】(3)の払込猶予期間の満了日までに組合の事務所または組合の指定する場所に払い込んでください。
- (注) 組合または組合の指定した金融機関等にあるものに限りです。
- (3) (1) 表中②の場合、共済掛金は、組合が共済契約者の指定したクレジットカード(注)の有効性および利用限度額内であることを確認し、クレジットカード発行会社に共済掛金に相当する額を請求した時に払い込まれるものとします。ただし、組合がクレジットカード発行会社から共済掛金に相当する額を領収できなかった場合は、共済掛金は払い込まれなかったものとします。この場合は、共済掛金は、第12条(3)または第14条(3)の払込猶予期間の満了日までに組合の事務所または組合の指定する場所に払い込んでください。
- (注) 組合の指定するクレジットカード発行会社のものに限りです。
- (4) 共済契約者は、組合の承諾を得て、(1)の共済掛金の払込経路を変更することができます。
- (5) (1) 表中①または②の場合に、組合の定める取扱条件を満たさなくなったときは、共済契約者は、共済掛金の払込経路を他の払込経路に変更してください。この場合に、共済掛金の払込経路を変更するまでは、共済掛金は、組合の事務所または組合の指定する場所に払い込んでください。

第18条【共済掛金の払いもどし】

- (1) 共済掛金はその払込期月の契約応当日（注）の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに共済掛金の払込みを要しなくなった場合には、組合は、その払い込まれた共済掛金を共済契約者に払いもどします。
（注）共済掛金の払込方法が月払いの共済契約の場合には、月応当日とします。
- (2) 組合は、共済掛金の払込方法が年払いの共済契約が解約もしくは解除され、または消滅した場合は、払い込まれた共済掛金のうちまだ到来していない期間（注1）について、組合の定める取扱いに基づき計算した額を共済契約者（注2）に払いもどします。
（注1）1か月未満の端数は切り捨てます。
（注2）被共済者の死亡により共済契約が消滅する場合は、死亡時通知人とします。
- (3) 共済契約が払込免除契約である場合は、（2）の規定にかかわらず、共済掛金の払込免除事由に該当した日の属する共済年度の翌共済年度以後の共済掛金を払いもどしません。

第19条【共済掛金の前納または一括払い】

共済契約者は、組合の承諾を得て、次のとおり、将来の共済掛金をまとめて払い込むことができます。

- ① 共済掛金の払込方法が年払いの場合
 - ア. 将来の共済掛金の全部または一部を前納することができます。
 - イ. ア. の場合には、組合の定める率で割り引きます。
 - ウ. 前納共済掛金は、契約応当日ごとに共済掛金に充当します。
 - エ. 組合は、次のいずれかに該当する場合には、組合の定める取扱いに基づき、前納共済掛金の残額を共済契約者に組合の定める率で計算した利息をつけて払いもどします。
 - （ア）共済掛金の払込みを要しなくなった場合
 - （イ）共済掛金の払込方法が月払いに変更された場合
 - （ウ）天災地変その他やむを得ない理由により、共済契約者から払いもどしの請求があって、組合が承諾した場合
 - オ. 共済掛金に変更または訂正された場合には、前納共済掛金のうちまだ到来していない共済年度に対応する共済掛金について、次のとおり精算します。
 - （ア）変更または訂正前の共済掛金と変更または訂正後の共済掛金との差額を共済契約者に払いもどし、または共済契約者から追徴します。
 - （イ）（ア）の場合には、組合の定める率で計算した利息をつけて払いもどし、またはその率によって割り引いて追徴します。
- ② 共済掛金の払込方法が月払いの場合
 - ア. 3か月分または6か月分の共済掛金を一括払いすることができます。
 - イ. ア. の場合には、組合の定める率で割り引きます。
 - ウ. 組合は、次のいずれかに該当する場合には、組合の定める取扱いに基づき、一括払共済掛金のうちまだ到来していない共済年度に対応する共済掛金を共済契約者に払いもどします。
 - （ア）共済掛金の払込みを要しなくなった場合
 - （イ）共済掛金の払込方法が年払いに変更された場合
 - （ウ）天災地変その他やむを得ない理由により、共済契約者から払いもどしの請求があって、組合が承諾した場合
 - エ. 共済掛金に変更または訂正された場合には、一括払共済掛金のうちまだ到来していない共済年度に対応する共済掛金に過不足額があれば、その過不足額を共済契約者に払いもどし、または共済契約者から追徴します。

6 共済契約の復活

第20条【共済契約の復活】

- (1) 共済契約が失効した場合は、共済契約者は、その失効した日以後3年以内に、共済契約の復活を申し込むことができます。
- (2) 共済契約の復活を申し込む場合は、共済契約者は、別表【請求書類】の必要書類を組合に提出してください。
- (3) 組合が共済契約の復活を承諾した場合は、組合の共済契約上の責任は、復活の申込みの時までの払い込まれなかった共済掛金に相当する額（注1）を受け取った時（注2）に再開します。ただし、その復活の申込みの時ががん保障開始日前である場合には、がん治療月額共済金、がん診断共済金、がん治療一時金、がん先進医療共済金およびがん先進医療一時金の支払については、がん保障開始日から責任を開始します。
（注1）組合の定める取扱いに基づき計算した延滞利息を含みます。
（注2）告知の前に受け取った場合には告知の時とします。
- (4) 共済契約が復活した場合は、組合は、その旨を共済証書に表示します。

7 共済契約の変更

第21条【がん治療月額共済金額の減額】

- (1) 共済契約者は、組合の定める取扱いに基づき、がん治療月額共済金額を減額することができます。
- (2) (1)によりがん治療月額共済金額を減額する場合は、共済契約者は、別表【請求書類】の必要書類を組合に提出してください。
- (3) (1)によりがん治療月額共済金額が減額された場合は、その減額された部分は、第34条【共済契約者による解約】により解約されたものとみなします。
- (4) (1)によりがん治療月額共済金額が減額された場合は、組合は、その旨を共済証書に表示します。

第22条【共済契約が診断保障のある共済契約の場合のがん診断共済金額の減額】

- (1) 共済契約が診断保障のある共済契約の場合には、共済契約者は、組合の定める取扱いに基づき、がん診断共済金額を減額す

ることができます。

- (2) (1) によりがん診断共済金額を減額する場合は、共済契約者は、別表〔請求書類〕の必要書類を組合に提出してください。
- (3) (1) によりがん診断共済金額が減額された場合は、その減額された部分は、第34条〔共済契約者による解約〕により解約されたものとみなします。
- (4) (1) によりがん診断共済金額が減額された場合は、組合は、その旨を共済証書に表示します。

第23条〔共済掛金払込終了年齢の繰上げ〕

- (1) 共済契約者は、契約日から1年を経過した日以後であって、共済掛金の払込期間中に請求があった場合に限り、組合の定める取扱いに基づき、共済掛金払込終了年齢を繰り上げることができます。ただし、次の場合には、共済掛金払込終了年齢の繰上げはできません。
 - ① 共済掛金払込終了年齢が99歳の場合
 - ② 共済契約が払込免除契約である場合
- (2) (1) により共済掛金払込終了年齢を繰り上げる場合は、共済契約者は、別表〔請求書類〕の必要書類を組合に提出してください。
- (3) 共済掛金払込終了年齢を繰り上げた場合は、共済掛金積立金または共済掛金について、次のとおり精算します。
 - ① 組合の定める取扱いに基づき計算した繰上げ後の共済契約における共済掛金積立金に不足額がある場合は、共済契約者は、その不足額を払い込んでください。
 - ② 組合の定める取扱いに基づき計算した繰上げ後の共済契約における共済掛金に過不足額がある場合は、その過不足額を共済契約者に払いもどし、または共済契約者から追徴します。
- (4) 共済掛金払込終了年齢を繰り上げた場合は、組合は、その旨を共済証書に表示します。

第24条〔診断保障のある共済契約から診断保障のない共済契約への変更〕

- (1) 共済契約が診断保障のある共済契約の場合には、共済契約者は、組合の定める手続により、いつでも、共済契約を診断保障のない共済契約に変更することができます。
- (2) (1) の変更をする場合は、共済契約者は、別表〔請求書類〕の必要書類を組合に提出してください。
- (3) (1) により診断保障のない共済契約に変更された場合は、組合は、その旨を共済証書に表示します。
- (4) (1) により共済契約が診断保障のない共済契約に変更された場合に、変更時における変更前の共済契約の共済掛金の額と、変更後の共済契約の共済掛金の額とで差額があるときは、組合は、組合の定める取扱いに基づき、その差額を共済契約者に支払います。

第25条〔先進医療保障のある共済契約から先進医療保障のない共済契約への変更〕

- (1) 共済契約が先進医療保障のある共済契約の場合には、共済契約者は、組合の定める手続により、いつでも、共済契約を先進医療保障のない共済契約に変更することができます。
- (2) (1) の変更をする場合は、共済契約者は、別表〔請求書類〕の必要書類を組合に提出してください。
- (3) 先進医療による療養を受けたことにより支払われるがん先進医療共済金の額の合計額が共済期間を通じ、2,000万円に達した場合には、先進医療保障のある共済契約は、2,000万円に達した時に先進医療保障のない共済契約に変更されます。
- (4) (1) により先進医療保障のない共済契約に変更された場合は、組合は、その旨を共済証書に表示します。
- (5) (1) または (3) により共済契約が先進医療保障のない共済契約に変更された場合に、変更時における変更前の共済契約の共済掛金の額と、変更後の共済契約の共済掛金の額とで差額があるときは、組合は、組合の定める取扱いに基づき、その差額を共済契約者に支払います。

第26条〔年齢の計算〕

被共済者の年齢は、誕生日から起算して、満年をもって計算し、1年に満たない端数がある場合は、その端数を切り捨てます。

第27条〔年齢および性別の誤りの取扱い〕

- (1) 共済契約の申込みの日における被共済者の真正な年齢が組合の定める加入年齢の範囲外である場合は、組合は、共済契約を取り消すことができます。この場合、組合の定める取扱いに基づき、共済掛金の全部または一部を共済契約者に払いもどします。
- (2) (1) の払いもどし金については、第11条〔がん保障開始日の前日以前に悪性新生物または脳腫瘍に罹患したと診断確定されていた場合の取扱い〕(3)の規定を準用します。
- (3) (1) による共済契約の取消しは、共済契約者の住所にあてた書面による通知をもって行います。
- (4) 共済契約申込書に記載された被共済者の年齢または性別に誤りがあった場合に、共済契約の申込みの日における被共済者の真正な年齢が組合の定める加入年齢の範囲内であるときは、組合は、被共済者の真正な年齢または性別に基づいて共済掛金を訂正します。この場合に、既に払い込まれた共済掛金に過不足額があれば、組合の定める取扱いに基づき、その過不足額を共済契約者に払いもどし、または共済契約者から追徴します。

第28条〔共済掛金の払込方法の変更〕

- (1) 共済契約者は、組合の定める取扱いに基づき、共済掛金の払込方法を月払いまたは年払いに変更することができます。
- (2) (1) により共済掛金の払込方法を変更する場合は、共済契約者は、別表〔請求書類〕の必要書類を組合に提出してください。
- (3) (1) により共済掛金の払込方法が変更された場合は、その申込みにかかる共済年度から、共済掛金の払込方法を変更します。
- (4) (1) により共済掛金の払込方法が変更された場合は、組合は、その旨を共済証書に表示します。

第29条【共済契約者の住所の変更】

- (1) 共済契約者は、住所を変更した場合は、遅滞なく、組合に通知してください。
- (2) 共済契約者が(1)の通知を怠っていた場合には、組合が知った最終の住所あてに組合が発した通知は、その住所に通常到達すべき日において、その共済契約者に到達したものとみなします。

8 共済契約関係者

第30条【共済契約者の変更】

- (1) 共済契約者は、被共済者の同意および組合の承諾を得て、共済契約上の一切の権利義務を他人に承継させることができます。
- (2) 共済契約者を変更する場合は、共済契約者は、別表【請求書類】の必要書類を組合に提出してください。
- (3) 共済契約者が変更された場合は、組合は、その旨を共済証書に表示します。

第31条【死亡時通知人の変更】

- (1) 共済契約者は、被共済者が死亡するまでは、組合に対する通知により、死亡時通知人を変更することができます。この場合に、被共済者の同意を得なければ、その変更は、効力を生じません。
- (2) (1)の通知をする場合は、共済契約者は、別表【請求書類】の必要書類を組合に提出してください。
- (3) 死亡時通知人が変更された場合は、組合は、その旨を共済証書に表示します。
- (4) 死亡時通知人の変更は、(1)の通知が組合に到達した場合は、共済契約者がその通知を組合に発した時から、その効力を生じます。
- (5) (1)から(4)までの規定は、前条により共済契約者を法人に変更した場合で、第2条【がん治療月額共済金の支払】(2)、第3条【診断保障のある共済契約の場合のがん診断共済金またはがん治療一時金の支払】(2)および第4条【先進医療保障のある共済契約の場合のがん先進医療共済金およびがん先進医療一時金の支払】(2)により共済契約者が共済金受取人となるときに適用します。
- (6) 死亡時通知人が被共済者の死亡前に死亡した場合には、その死亡時以後に死亡時通知人の変更が行われたときを除き、死亡時通知人の死亡時の法定相続人を死亡時通知人とします。
- (7) 死亡時通知人が被共済者の死亡と同時に死亡した場合(注1)には、死亡時通知人の死亡時の法定相続人(注2)を死亡時通知人とします。
(注1) 死亡時通知人の死亡と被共済者の死亡との先後が明らかでない場合を含みます。
(注2) 死亡時通知人と同時に死亡した者は含みません。
- (8) (6)および(7)の場合において、死亡時通知人となった者の死亡時にその者の法定相続人がいないときは、死亡時通知人となった者のうち生存している他の者を死亡時通知人とします。
- (9) (6)から(8)までの場合において、死亡時通知人となった者が2人以上いるときは、その受取割合は、均等とします。

第32条【遺言による死亡時通知人の変更】

- (1) 前条に規定するほか、共済契約者は、被共済者が死亡するまでは、法律上有効な遺言により、死亡時通知人を変更することができます。この場合に、被共済者の同意を得なければ、その変更は、効力を生じません。
- (2) (1)の死亡時通知人の変更は、共済契約者が死亡した後、共済契約者の相続人(注)による通知が組合に到達しなければ、これをもって組合に対抗することができません。
(注) 遺言執行者がいる場合は、その者を含みます。(3)において同様とします。
- (3) (2)の通知をする場合は、共済契約者の相続人は、別表【請求書類】の必要書類を組合に提出してください。
- (4) 死亡時通知人が変更された場合は、組合は、その旨を共済証書に表示します。

第33条【共済契約者または死亡時通知人の代表者】

- (1) 共済契約者が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合には、その代表者は、他の共済契約者を代理するものとします。
- (2) 死亡時通知人が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合には、その代表者は、他の死亡時通知人を代理するものとします。
- (3) (1)もしくは(2)の代表者が定まらない場合または代表者の所在が不明である場合には、組合が共済契約者または死亡時通知人の1人に対してなした行為は、他の共済契約者または死亡時通知人に対しても効力を生じます。

9 解約

第34条【共済契約者による解約】

- (1) 共済契約者は、いつでも、将来に向かって、共済契約を解約することができます。
- (2) (1)の解約をする場合は、共済契約者は、別表【請求書類】の必要書類を組合に提出してください。

10 共済契約の無効、取消し、解除および消滅

第35条【共済金等の不法取得目的による無効】

共済契約者が共済金等(注)を不法に取得する目的または他人に共済金等を不法に取得させる目的をもって共済契約の締結または復活をした場合は、共済契約を無効とし、既に払い込まれた共済掛金は払いもどしません。

(注) 共済掛金の払込免除を含みます。

第36条【詐欺または強迫による取消し】

- (1) 共済契約者、被共済者または共済金受取人の詐欺または強迫によって共済契約を締結した場合には、組合は、共済契約を取り消すことができます。この場合には、既に払い込まれた共済掛金は払いもどしません。
- (2) 共済契約者、被共済者または共済金受取人の詐欺または強迫によって共済契約が復活した場合には、組合は、共済契約の復活を取り消すことができます。
- (3) (2) の場合は、復活の申込みの時に共済契約は消滅したものとし、その時以後に払い込まれた共済掛金(注)は払いもどしません。
(注) 復活の申込みの時までの払い込まれなかった共済掛金に相当する額および組合の定める取扱いに基づき計算した延滞利息を含みます。
- (4) (1) による共済契約の取消しおよび(2)による共済契約の復活の取消しは、共済契約者の住所にあてた書面による通知をもって行います。

第37条【告知義務】

共済契約者または被共済者は、共済契約の締結または復活の際、告知事項について、告知書により事実を告知しなければなりません。

第38条【告知義務違反による解除】

- (1) 共済契約者または被共済者が、故意または重大な過失によって前条の告知の際に事実を告げなかった場合または事実でないことを告げた場合は、組合は、将来に向かって、共済契約を解除することができます。
- (2) 組合は、共済金の支払事由または共済掛金の払込免除事由が発生した後に(1)により共済契約を解除した場合であっても、共済金を支払わず、または共済掛金の払込みを免除しません。また、既に共済金を支払い、または共済掛金の払込みを免除していた場合は、その共済金の返還を請求し、または免除していた共済掛金の払込みを請求することができます。
- (3) (2)の規定にかかわらず、解除の原因となった事実に基づかずに発生した共済金の支払事由または共済掛金の払込免除事由については、組合は、共済金を支払い、または共済掛金の払込みを免除します。
- (4) 組合は、(1)により共済契約を解除する場合は、書面によりその旨を共済契約者に通知します。ただし、共済契約者またはその住所が不明である場合、その他正当な理由によって共済契約者に通知できない場合には、被共済者または死亡時通知人に通知します。

第39条【告知義務違反により共済契約を解除できない場合】

組合は、次のいずれかに該当する場合には、前条による共済契約の解除をすることができません。

- ① 組合が、共済契約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていた場合または過失によって知らなかった場合。この場合には、次に掲げるときを含みます。
 - ア. 組合が、事実を告げることを妨げた場合
 - イ. 組合が、事実を告げないよう勧めた場合
 - ウ. 組合が、事実でないことを告げるよう勧めた場合
 - ② 組合が解除の原因となる事実を知った日以後1か月を経過した場合
 - ③ 共済契約が責任開始時(注1)の属する日以後2年以上継続した場合。ただし、その間に解除の原因となる事実に基づいて共済金の支払事由または共済掛金の払込免除事由が発生した場合(注2)を除きます。
 - ④ 責任開始時の属する日以後5年を経過した場合
- (注1) 復活の場合は、最後の復活により責任が再開した時とします。この条において同様とします。
(注2) 責任開始時前またはがん保障開始日前に原因が生じたことにより、共済金の支払事由または共済掛金の払込免除事由に該当しなかった場合を含みます。

第40条【重大事由による解除】

- (1) 組合は、次のいずれかに該当した場合には、将来に向かって、共済契約を解除することができます。
 - ① 共済契約者、被共済者または共済金受取人が、組合にこの共済契約に基づく共済金を支払わせること(注1)を目的として支払事由(注2)を生じさせ、または生じさせようとした場合
 - ② 共済金受取人(注3)が、この共済契約に基づく共済金の請求(注4)について、詐欺を行い、または行おうとした場合
 - ③ 共済契約者、被共済者または共済金受取人が、次のいずれかに該当する場合
 - ア. 暴力団、暴力団員(注5)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(注6)に該当すると認められること
 - イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - エ. 共済契約者または共済金受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - ④ 他の共済契約または保険契約との重複によって、被共済者にかかる共済金等の額の合計額が著しく過大であって、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - ⑤ 他の共済契約(注7)が重大事由により解除されたことにより、組合の共済契約者、被共済者または共済金受取人に対する信頼を損ない、この共済契約を継続することを期待しえない①から④までに掲げる事由と同等の事由が生じた場合
 - ⑥ ①から⑤までのほか、組合の共済契約者、被共済者または共済金受取人に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合
- (注1) 共済掛金の払込みを免除させることを含みます。
(注2) 共済掛金の払込免除事由を含みます。
(注3) 共済掛金の払込免除請求の場合は、共済契約者とします。

- (注4) 共済掛金の払込免除請求を含みます。
 (注5) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。
 (注6) ③において「反社会的勢力」といいます。
 (注7) 共済契約者、被共済者または共済金受取人が他の保険会社等との間で締結した保険契約または共済契約を含みます。
 (2) (1) による解除については、第38条【告知義務違反による解除】(4)の規定を準用します。
 (3) 組合は、(1)により共済契約を解除した場合において、(1)の事由が発生した時から解除した時まで生じた支払事由については、共済金を支払わず、または共済掛金の払込みを免除しません。また、既に共済金を支払い、または共済掛金の払込みを免除していた場合は、その共済金の返還を請求し、または免除していた共済掛金の払込みを請求することができます。

第41条【共済契約の消滅】

共済契約は、次の表の区分に応じて、同表の時に消滅します。

区 分	消滅する時
① 被共済者が死亡した場合	被共済者が死亡した時
② 被共済者ががん保障開始日(注1)以後共済期間内にがん保障開始日前を含めて初めて悪性新生物または脳腫瘍に罹患したと診断確定された日以後に共済契約が失効した場合	共済契約が失効した時
③ 共済契約が失効し、復活しないまま被共済者が悪性新生物または脳腫瘍に罹患したと診断確定された場合(注2)	被共済者が悪性新生物または脳腫瘍に罹患したと診断確定された時
④ 共済契約が失効し、復活しないまま失効した日以後3年を経過した場合	共済契約が失効した日以後3年を経過した時

- (注1) 復活の場合は、最後の復活により責任が再開した時とします。ただし、最後の復活の時ががん保障開始日前である場合には、がん保障開始日とします。
 (注2) 表中②により共済契約が消滅する場合および第11条【がん保障開始日の前日以前に悪性新生物または脳腫瘍に罹患したと診断確定されていた場合の取扱い】(1)により共済契約が無効となる場合を除きます。

第42条【共済金受取人による共済契約の存続】

- (1) 差押債権者、破産管財人その他の共済契約者以外の者で共済契約の解約をすることができる者(注)による共済契約の解約は、解約の通知が組合に到達した日の翌日以後1か月を経過した日に効力を生じます。
 (注) この条において「債権者等」といいます。
 (2) (1)の解約が通知された場合でも、通知の時に、共済契約者以外の者で、かつ、次のいずれかに該当した共済金受取人は、共済契約者の同意を得て、(1)の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が組合に到達した日に解約の効力が生じたとすれば組合が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、その旨を組合に通知したときは、(1)の解約はその効力を生じません。
 ① 共済契約者または被共済者の親族であること
 ② 被共済者であること
 (3) (2)の通知をする場合は、別表【請求書類】の必要書類を組合に提出してください。

第43条【被共済者の死亡】

第41条【共済契約の消滅】表中①により共済契約が消滅した場合は、死亡時通知人は、遅滞なく、別表【請求書類】の必要書類を提出し、組合に通知してください。

第44条【返れい金】

この共済契約には、共済契約が解約もしくは解除され、または消滅した場合の返れい金はありません。

11 割りもどし金の割りもどし

第45条【割りもどし金の割りもどし】

- (1) 組合は、組合の定める取扱いに基づき、共済契約に対する割りもどし金を共済契約者(注)に割りもどします。
 (注) 被共済者の死亡と同時に割りもどす場合は、死亡時通知人とします。
 (2) 組合は、(1)により割りもどされる割りもどし金を、組合の定める利率で計算した利息をつけて、共済契約が解約もしくは解除され、または消滅するまで据え置きます。
 (3) 共済契約者は、(2)の規定にかかわらず、組合の定める取扱いに基づき、いつでも、(2)により据え置かれた割りもどし金(注)の全部または一部の支払を請求することができます。
 (注) (2)の利息を含みます。この条において同様とします。
 (4) 据え置かれた割りもどし金を請求する場合は、共済契約者は、別表【請求書類】の必要書類を組合に提出してください。
 (5) 組合は、共済契約が解約もしくは解除され、または消滅した場合には、据え置かれた割りもどし金の全部を共済契約者(注)に支払います。
 (注) 被共済者の死亡により、共済契約が消滅する場合は、死亡時通知人とします。
 (6) (3)および(5)により支払われる割りもどし金については、第6条【支払時期および支払方法】(注)の規定を準用します。

す。
(注) (1) 表中①を除きます。

12 時効

第46条 [時効]

共済金、払いもどし金もしくは割りもどし金(注)の支払または共済掛金の払込みの免除を請求する権利は、これらを行することができる時から3年間行わない場合は、時効によって消滅します。
(注) 共済契約が解約もしくは解除され、または消滅した場合に支払われる割りもどし金に限ります。

13 その他の事項

第47条 [組合の変更もしくは追加または共済事業の譲渡]

- (1) 共済契約者は、組合の承認を得た場合には、共済契約(注)の内容の同一性を維持したまま、共済契約の当事者を他の農業協同組合に変更することができます。
(注) 特約が付加されている場合は、その特約を含みます。この条において同様とします。
- (2) (1)の変更をする場合には、共済契約者は、別表[請求書類]の必要書類を組合に提出してください。
- (3) (1)の変更をした場合には、組合は、その旨を共済証書に表示します。
- (4) 全国共済農業協同組合連合会(注)のみを当事者とする共済契約にあっては、共済契約者は、全国共済連の承認を得た場合には、他の農業協同組合を共済契約の当事者の地位に追加することができます。
(注) この条から第54条[他の農業協同組合の共済契約の当事者への追加]までにおいて「全国共済連」といいます。
- (5) (4)により追加された農業協同組合は、全国共済連と連帯して共済契約上の責任を負います。
- (6) (4)の追加をする場合には、共済契約者は、別表[請求書類]の必要書類を全国共済連に提出してください。
- (7) (4)の追加をした場合には、追加された農業協同組合は、その旨を共済証書に表示します。
- (8) 組合が共済事業の全部または一部を譲渡した場合は、その譲渡した共済事業にかかる共済契約については、次の表の区分に応じて、同表の者が共済契約の当事者となります。

区 分	共済契約の当事者となる者
他の農業協同組合に譲渡した場合	他の農業協同組合および全国共済連
全国共済連に譲渡した場合	全国共済連

- (9) (8)の共済事業の譲渡につき共済契約者が異議を述べた場合には、組合は、組合の定める取扱いに基づき、共済契約を解除することができます。
- (10) (9)による解除については、第38条[告知義務違反による解除](4)の規定を準用します。

第48条 [法令等の改正にともなう支払事由の変更]

- (1) 組合は、支払事由(注)にかかる公的医療保険制度の改正があり、その改正がこの共済契約の支払事由に影響をおよぼすため、必要がある場合は、農林水産大臣の承認を受けて、この共済契約の支払事由を変更することがあります。
(注) この共済契約のがん治療月額共済金、がん治療一時金、がん先進医療共済金およびがん先進医療一時金の支払事由とします。この条において同様とします。
- (2) 組合は、(1)の変更を行う場合は、契約条項変更日(注)から将来に向かってこの共済契約の支払事由を変更します。
(注) 農林水産大臣の承認を受けて定めた日をいいます。(3)において同様とします。
- (3) (1)および(2)によりこの共済契約の支払事由を変更する場合には、契約条項変更日の30日前までに共済契約者にその旨を通知します。

第49条 [共済契約者等に対する共済約款の変更の取扱い]

- (1) 全国共済連は、法令の改正、社会経済情勢の変化その他の事情により、共済契約の締結後、民法第548条の4第1項に基づいて、この共済約款を変更(注)することがあります。
(注) 組合が共済金を支払う場合または支払わない場合を定めた規定、共済契約者、被共済者、共済金受取人または死亡時通知人の義務を定めた規定および組合がこの共済契約を解除する場合を定めた規定等の変更を含みます。
- (2) 全国共済連は、(1)により共済約款を変更する場合には、その効力発生時期を定め、共済約款を変更する旨および変更後の共済約款の内容ならびにその効力発生時期を全国共済連のウェブサイトへの掲載その他の方法により周知するものとします。

14 全国共済農業協同組合連合会の共済責任

第50条 [全国共済連の責任開始]

- (1) 全国共済連は、共済契約の当事者として、組合と連帯して共済契約上の責任を負います。
- (2) (1)の全国共済連の責任は、組合の責任と同時に開始します。
- (3) (1)の規定にかかわらず、第53条[共済約款の規定の読みかえ]の適用がある場合を除き、共済約款に規定する共済掛金の払込み、告知、請求、申込み、申出、通知、書類の提出その他の共済契約に関する行為については、組合に対して行ってください。

第51条【組合の行為の取扱い】

- (1) 組合と共済約款の規定により権利義務を有する者との間でなされた共済契約に関する行為の効果は、全国共済連にも及びます。
- (2) 組合につき(1)の行為の無効または取消しの原因がある場合には、全国共済連についても無効または取消しの原因があるものとして取り扱います。

第52条【全国共済連による保障の継続】

組合は、次の表の区分に応じて、同表の時から、共済契約の当事者の地位を失い、全国共済連のみが共済契約の当事者となります。

区 分	全国共済連のみが共済契約の当事者となる時
農業協同組合法の規定による共済規程の承認取消しの処分を受けた場合	取消しの効力が生じた時
解散の議決をした場合または農業協同組合法の規定による解散の命令があった場合	解散の議決にかかる行政庁の認可の効力が生じた時または解散命令の効力が生じた時
破産法、民事再生法または農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律の規定による破産手続開始または再生手続開始の申立てがあった場合。ただし、その申立てが却下もしくは棄却され、または取り下げられた場合その他全国共済連が不相当な申立てと認めた場合を除きます。	申立ての時

第53条【共済約款の規定の読みかえ】

全国共済連のみが共済契約の当事者である場合には、「組合」とあるのは「全国共済連」と読みかえて、共済約款の規定を適用します。

第54条【他の農業協同組合の共済契約の当事者への追加】

- (1) 第52条【全国共済連による保障の継続】により全国共済連のみを当事者とすることとなった共済契約について、全国共済連は、全国共済連の定める取扱いに基づき、他の農業協同組合を共済契約の当事者の地位に追加することができます。
- (2) (1)の農業協同組合は、全国共済連との間で定めた日から、全国共済連と連帯して共済契約上の責任を負います。
- (3) (1)により他の農業協同組合を追加した場合は、(2)の日から第50条【全国共済連の責任開始】(3)の規定を準用します。

〔 特 則 〕

がん診断時共済掛金払込免除特則

第1条 [がん診断時共済掛金払込免除特則の付加]

この特則は、共済契約の申込みの際に共済契約者から申出があった場合に限り共済契約に付加することができます。

第2条 [共済掛金の払込免除]

- (1) 組合は、被共済者ががん保障開始日（注1）以後共済期間内にがん保障開始日前を含めて初めて悪性新生物または脳腫瘍に罹患したと診断確定された場合には、次の共済年度（注2）以後の共済掛金の払込みを免除します。
（注1）復活の場合は、最後の復活により責任が再開した時とします。ただし、最後の復活の時ががん保障開始日前である場合には、がん保障開始日とします。この条において同様とします。
（注2）共済掛金の払込方法が月払いの共済契約の場合には、共済月度とします。（2）において同様とします。
- (2) (1) により払込免除契約となった場合には、次の共済年度以後の共済掛金は、払込期月の契約応当日（注）ごとに払い込まれたものとして取り扱います。
（注）共済掛金の払込方法が月払いの共済契約の場合には、月応当日とします。
- (3) (1) の状態が戦争その他の変乱によって異常に発生した場合で、その発生が共済掛金の計算の基礎に影響をおよぼすときは、組合は、共済掛金の払込みを免除しないことがあります。

第3条 [共済掛金の払込免除請求]

- (1) 共済契約者は、被共済者が前条（1）に該当したことを知った場合は、遅滞なく、別表〔請求書類〕の必要書類を組合に提出して、共済掛金の払込免除の請求をしてください。ただし、診断保障のある共済契約の場合は、がん診断共済金の支払請求をもってこれにかえることができます。
- (2) 組合は、共済掛金の払込免除の請求を受けた場合に必要と認めるときは、被共済者について組合の指定する医師の診断を求めることができます。
- (3) 組合は、共済掛金の払込みを免除した場合は、その旨を共済証書に表示します。
- (4) 組合は、(1) の共済掛金の払込免除の請求があった場合は、次の事項の確認を行います。
 - ① 前条（1）に該当する事実の有無
 - ② この共済約款に規定する無効、取消または解除の事由に該当する事実の有無
 - ③ ①および②の事項の確認に必要な普通約款第6条〔支払時期および支払方法〕（2）の特別な照会または調査の内容
- (5) (4) の確認に際し、共済契約者または被共済者が正当な理由なくこの確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）には、この確認が終わるまで共済掛金の払込みを免除しません。
（注）組合の指定した医師による診断に応じなかった場合を含みます。

第4条 [組合の責任開始]

- (1) 組合ががん診断時共済掛金払込免除特則付契約（注）の申込みを承諾した場合は、第2条〔共済掛金の払込免除〕（1）による共済掛金の払込免除にかかる組合の共済契約上の責任は、普通約款第9条〔組合の責任開始〕（1）の規定にかかわらず、がん保障開始日に開始します。
（注）この特則が付加された共済契約をいいます。この特則において同様とします。
- (2) 組合ががん診断時共済掛金払込免除特則付契約の復活を承諾した場合は、第2条（1）による共済掛金の払込免除にかかる組合の共済契約上の責任は、復活の申込みの時までの払い込まれなかった共済掛金に相当する額（注1）を受け取った時（注2）に再開します。ただし、その復活の申込みの時ががん保障開始日前である場合には、がん保障開始日から責任を開始します。
（注1）組合の定める取扱いに基づき計算した延滞利息を含みます。
（注2）告知の前に受け取った場合には告知の時とします。

第5条 [がん診断時共済掛金払込免除特則の解約の禁止]

共済契約者は、この特則のみを解約することはできません。

転換条項

第1条【用語の説明】

この特則において使用される用語の説明は、次のとおりとします。ただし、別途説明のある場合は、そのとおりとします。
(五十音順)

用語	説明
充当部分	転換契約のうち、被転換契約の責任準備金に対応する部分をいいます。
診断部分	転換契約（注）のうち、がん診断共済金およびがん治療一時金を支払うこととなり、払込部分と同時に共済掛金の払込みを要する部分をいいます。 （注）診断保障のある共済契約に限ります。
先進医療部分	転換契約（注）のうち、先進医療による療養を受けた場合にがん先進医療共済金およびがん先進医療一時金を支払うこととなり、払込部分と同時に共済掛金の払込みを要する部分をいいます。 （注）先進医療保障のある共済契約に限ります。
転換契約	被転換契約から転換して締結する共済契約をいいます。
払込部分	転換契約のうち、払込期月に応じて払い込まれる共済掛金に対応する部分（注）をいいます。 （注）診断部分および先進医療部分を除きます。
被転換契約	転換契約に転換される共済契約をいいます。ただし、次の場合を除きます。 ア. 契約日以後2年を経過していない場合 イ. 被共済者ががん保障開始日（注）以後共済期間内にがん保障開始日前を含めて初めて悪性新生物または脳腫瘍に罹患したと診断確定された場合 ウ. 共済掛金の払込みが免除されている場合 （注）復活の場合は、最後の復活により責任が再開した時とします。ただし、最後の復活の時ががん保障開始日前である場合には、がん保障開始日とします。この条において同様とします。

第2条【転換契約の締結】

- この特則の規定は、被転換契約を転換することによって、転換契約を締結する場合に適用します。
- 転換契約を締結した場合は、被転換契約は、転換契約の責任開始時に消滅したものとします。
- (2)により被転換契約（注）が消滅した場合には、被転換契約の【返れい金の支払】の規定にかかわらず、組合は、被転換契約の返れい金を支払いません。
（注）契約日が平成28年4月1日前のものに限ります。（3）において同様とします。

第3条【転換契約の構成】

転換契約は、次の部分によって構成します。

- 払込部分
- 充当部分
- 診断部分
- 先進医療部分

第4条【被転換契約の責任準備金】

充当部分の責任準備金に充当される被転換契約の責任準備金は、組合の定める取扱いに基づき計算した被転換契約の共済掛金積立金とします。

第5条【転換契約のがん治療月額共済金額】

- 転換契約のがん治療月額共済金額は、次の算式によって算出した額とします。

$$\text{転換契約のがん治療月額共済金額} = \text{払込部分のがん治療月額共済金額} + \text{充当部分のがん治療月額共済金額}$$

- 充当部分のがん治療月額共済金額は、組合の定める取扱いに基づき、被転換契約の責任準備金の額に応じて算出します。
- (2)の場合に、その算出した充当部分のがん治療月額共済金額に組合の定める金額未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとし、組合は、その端数に対応する被転換契約（注）の責任準備金を返れい金として共済契約者に支払います。
（注）契約日が平成28年4月1日前のものに限ります。

第6条【払込部分、診断部分および先進医療部分の失効】

共済契約者が、転換契約について第2回以後の共済掛金を払い込まないで普通約款第14条【第2回以後の共済掛金の払込み】(3)の払込猶予期間が満了した場合は、転換契約のうち払込部分、診断部分および先進医療部分はその効力を失います。

第7条【転換契約の取消し】

- (1) 次の場合には、転換契約は締結されなかったものとし、被転換契約は消滅しなかったものとします。
- ① 転換契約の第1回共済掛金が普通約款第12条【第1回共済掛金の払込み】(3)の払込猶予期間の満了日までに払い込まれなかった場合
 - ② 転換契約のがん保障開始日の前日以前に被共済者が悪性新生物または脳腫瘍に罹患したと診断確定されていたことにより転換契約が無効となった場合
 - ③ 転換契約の締結の際の告知義務違反について、普通約款第38条【告知義務違反による解除】(1)により転換契約が解除されることとなった場合
 - ④ 被共済者が第1級から第4級までの後遺障害の状態または重度要介護状態になった場合で、被転換契約の責任開始時(注1)以後共済期間内に原因が生じたことにより、払込免除事由に該当しないとき(注2)
- (注1) 復活の場合は、最後の復活により責任が再開した時とします。
(注2) 転換契約が既に払込免除契約となっている場合を除きます。
- (2) (1)④の場合で、共済契約者が、組合の定める手続により、転換契約を継続する旨の申出を行ったときは、(1)の規定は適用しません。
- (3) 組合は、(1)により被転換契約が消滅しなかったものとされた場合には、組合の定める取扱いに基づき、次のとおり取り扱います。
- ① 転換契約に基づいて払い込まれた共済掛金(注1)と次の金額の合計額との差額を共済契約者に払いもどし、または共済契約者から追徴します。
 - ア. 第2条【転換契約の締結】(2)により被転換契約が消滅したものとされる時の属する日からその日を含めて本条(1)に該当することとなった日までの間に到来した被転換契約(注2)の共済掛金の払込期月(注3)において払い込まれるべき共済掛金(注4)
 - イ. 第5条【転換契約のがん治療月額共済金額】(3)の返れい金
 - ② 被転換契約により支払う共済金がある場合は、支払うべき共済金に①の払いもどすべき金額を加え、または支払うべき共済金から①の追徴すべき金額を差し引きます。

(注1) 転換契約について、割りもどし金の割りもどしがあつた場合は、その割りもどし金の額を差し引いた額とします。
(注2) 失効していたものを除きます。この場合に、被転換契約が転換契約である場合は、失効していたものとは、払込部分、診断部分または先進医療部分が失効していたものをいいます。
(注3) 被転換契約が共済掛金の払込猶予期間中に転換された場合は、その払込猶予期間にかかる共済掛金の払込期月を含みます。
(注4) 被転換契約が継続していたとした場合に割りもどされる割りもどし金の額を差し引いた額とします。
- (4) 共済契約者が(3)により追徴される金額を払い込まない場合は、被転換契約は、転換契約の申込みの時に被転換契約の普通約款の【共済契約者による解約】の規定により解約されたものとみなします。
- (5) (1)により被転換契約が消滅しなかったものとされた場合に、被転換契約の死亡共済金受取人(注)と(1)に該当したときにおける転換契約の死亡時通知人とが異なるときは、被転換契約の死亡共済金受取人は、その転換契約の申込みの時にその転換契約の死亡時通知人に変更されたものとします。
(注) 死亡時通知人を含みます。(5)において同様とします。
- (6) (1)により被転換契約が消滅しなかったものとされた場合に、転換契約上の一切の権利義務が既に普通約款第30条【共済契約者の変更】により他人に承継されていたときは、被転換契約上の一切の権利義務は、転換契約の申込みの時にその者に承継されたものとします。

第8条【普通約款の規定の適用上の特則】

- (1) 転換契約には、普通約款第2条【がん治療月額共済金の支払】、第21条【がん治療月額共済金額の減額】、第34条【共済契約者による解約】および第41条【共済契約の消滅】の規定は、払込部分および充当部分ごとに適用します。この場合において、払込部分または充当部分が解約もしくは解除され、または消滅したことによって転換契約のがん治療月額共済金額が5万円未満となったときは、同時に、共済契約は解約もしくは解除され、または消滅するものとします。
- (2) 転換契約には、普通約款第3条【診断保障のある共済契約の場合のがん診断共済金またはがん治療一時金の支払】の規定は、診断部分にのみ適用します。
- (3) 転換契約には、普通約款第4条【先進医療保障のある共済契約の場合のがん先進医療共済金およびがん先進医療一時金の支払】の規定は、先進医療部分にのみ適用します。
- (4) 転換契約には、普通約款第13条【第1回共済掛金が払込猶予期間の満了日までに払い込まれない場合の解除】および第15条【第2回以後の共済掛金が払込猶予期間の満了日までに払い込まれない場合の失効】の規定は適用しません。
- (5) 転換契約の契約日または契約応当日(注)からその日を含めて払込猶予期間の満了日までにがん治療月額共済金の支払事由が生じた場合で、払込部分が解約もしくは解除され、失効し、または消滅したときは、組合は、普通約款第16条【共済掛金が払い込まれないまま払込期月中または払込猶予期間中に共済金の支払事由または共済掛金の払込免除事由が生じた場合の取扱い】(1)および(4)の規定にかかわらず、充当部分のがん治療月額共済金額に対応するがん治療月額共済金を支払います。
(注) 共済掛金の払込方法が月払いの共済契約の場合には、月応当日とします。
- (6) 転換契約には、普通約款第20条【共済契約の復活】の規定は、払込部分、診断部分および先進医療部分に適用します。
- (7) 転換契約が普通約款第24条【診断保障のある共済契約から診断保障のない共済契約への変更】(1)により診断保障のない共済契約に変更された場合には、同時に、診断部分は消滅します。
- (8) 転換契約が普通約款第25条【先進医療保障のある共済契約から先進医療保障のない共済契約への変更】(1)または(3)により先進医療保障のない共済契約に変更された場合には、同時に、先進医療部分は消滅します。
- (9) 払込部分が解約もしくは解除され、または消滅した場合(注)には、同時に、診断部分および先進医療部分は消滅します。この場合には、普通約款第24条(1)および第25条(1)により診断保障および先進医療保障のない共済契約に変更されたものとみなします。
(注) (1)により共済契約が解約もしくは解除され、または消滅する場合を除きます。
- (10) 払込部分が解約もしくは解除され、または消滅した後の転換契約の共済掛金払込終了年齢を繰り上げることはできません。
- (11) 転換契約申込書に記載された被共済者の年齢または性別に誤りがあった場合は、組合は、被共済者の真正な年齢または性別に基づいて共済掛金および充当部分のがん治療月額共済金額を訂正します。この場合に、既に払い込まれた共済掛金または支払った責任準備金に過不足額があれば、組合の定める取扱いに基づき、その過不足額を共済契約者に払いもどし、または共済契約者から追徴します。

〔特 約〕

特約は、共済証書に記載された場合にのみ適用されます。

特約では、普通約款の規定による共済契約を「共済契約」または「主契約」といいます。

また、「(記載省略)」とあるのは、この共済契約には適用される場合がないことから条文の記載を省略したものです。

指定代理請求特約

第1条【用語の説明】

この特約において使用される用語の説明は、次のとおりとします。ただし、別途説明のある場合は、そのとおりとします。
(五十音順)

用語	説明
共済金等	第3条【特約の対象となる共済金等】により対象となる共済金、給付金もしくは年金または共済掛金の払込免除をいいます。
指定代理請求人	第4条【指定代理請求人の指定および変更】(1)により指定された者をいいます。

第2条【指定代理請求特約の付加】

この特約は、被共済者の同意を得て、共済契約者から申出があった場合に、組合の定める取扱いに基づき、主契約に付加することができます。

第3条【特約の対象となる共済金等】

この特約が付加されている主契約(注1)および主契約に付加されている特約において、次に規定するものをこの特約による代理請求の対象とします。

① 被共済者が受け取ることとなる、または被共済者と共済金、給付金もしくは年金の受取人が同一である場合はその受取人として受け取ることとなる共済金、給付金または年金(注2)。ただし、据え置かれたものを除きます。

② 被共済者と共済契約者が同一である場合の共済掛金の払込免除(注3)

(注1) 特則を含みます。

(注2) 被共済者が受け取ることとなる、または被共済者と共済金、給付金または年金の受取人が同一である場合はその受取人として受け取ることとなる共済金、給付金もしくは年金の支払または共済期間の満了と同時に支払われる共済金に準じる給付を含みます。

(注3) 共済契約が共済掛金の払込免除となる場合に支払われる共済金に準じる給付を含みます。

第4条【指定代理請求人の指定および変更】

(1) 共済契約者は、被共済者の同意および組合の承諾を得て、次の者のうちから、共済金等の受取人(注)の代理人として前条の共済金等を請求する者を1人指定してください。

① 次の範囲の者

ア. 被共済者の戸籍上の配偶者

イ. 被共済者の直系血族

ウ. 被共済者の兄弟姉妹

エ. 被共済者の3親等内の親族

② 次の範囲の者。ただし、共済金等の受取人のために共済金等を請求すべき適当な関係があると組合が認めた者に限ります。

ア. 被共済者と同居し、または被共済者と生計を一にしている者

イ. 被共済者の財産管理を行っている者

(注) 共済掛金の払込免除の場合は共済契約者とします。この特約において同様とします。

(2) 共済契約者は、被共済者の同意および組合の承諾を得て、(1)に規定する範囲内で、指定代理請求人を変更することができます。

第5条【指定代理請求人による代理請求】

(1) 共済金等の支払事由が発生した場合で、共済金等の受取人がその共済金等を請求できない特別な事情があるときは、請求時において前条(1)に該当している指定代理請求人が、遅滞なく、別表【請求書類】の必要書類およびその特別な事情の存在を証明する書類を組合に提出して、共済金等の受取人の代理人としてその共済金等の支払を請求することができます。ただし、故意に共済金等の支払事由を生じさせた者または故意に共済金等の受取人を請求できない特別な事情に該当させた者を除きます。

(2) 組合が、(1)により共済金等を指定代理請求人に既に支払っている場合は、重複してその共済金等の請求を受けても、組合はこれを支払いません。

第6条【指定代理請求特約の解約の禁止】

共済契約者は、この特約のみを解約することはできません。

第7条【指定代理請求特約を付加した場合の普通約款、特則および主契約に付加されている特約の共済金の代理請求の取扱い】

(1) この特約を主契約に付加した場合には、共済金等の代理請求については、この特約の規定により取り扱います。この場合、普通約款、特則および主契約に付加されている特約の規定による共済金の代理請求は取り扱いません。

(2) (1)の規定にかかわらず、共済金等の支払事由が発生した場合で、第4条【指定代理請求人の指定および変更】(1)の指定代理請求人がいないときには、普通約款、特則または主契約に付加されている特約の規定による共済金の代理請求(注)を取り扱います。

(注) 第1級後遺障害の状態もしくは重度要介護状態に該当したこと、公的介護保険制度による要介護認定を受け要介護2以上

に該当していると認定されたこと、身体障害者福祉法に定める障害の級別が1級、2級、3級もしくは4級の障害に該当し、身体障害者福祉法に基づき障害の級別が1級、2級、3級もしくは4級である身体障害者手帳が交付されたこと、器質性認知症と診断確定され、かつ、公的介護保険制度による要介護認定を受け要介護1以上に該当していると認定されたことまたは軽度認知障害もしくは器質性認知症と診断確定されたことにより支払われることとなる共済金および生活障害年金の代理請求に限ります。

第8条【普通約款、特則および主契約に付加されている特約の規定の準用】

- (1) この特約に規定されていない事項については、この特約に反するものを除き、普通約款、特則および主契約に付加されている特約の規定を準用します。
- (2) この特約が付加されている主契約については、普通約款の「告知義務違反による解除」の規定により共済契約を解除する場合に、正当な理由によって共済契約者、被共済者または共済金受取人のいずれにもその旨を通知できないときは、指定代理請求人に通知します。

第9条【主契約がこども共済契約（契約日が平成28年4月1日以後のものに限ります。）の場合の特則】

（記載省略）

〔別 表〕

別表【請求書類】

(1) 共済金等にかかる請求書類

請求の種類	必要書類
がん治療月額共済金またはがん治療一時金（診断保障のある共済契約に限ります。）の支払請求	(ア) 共済金支払請求書 (イ) 共済証書 (ウ) 被共済者の戸籍抄本または住民票の写しもしくは住民票記載事項証明書 (エ) 組合の指定した書式による医師の診断書 (オ) 組合の指定した書式による病院または診療所の入院証明書または手術証明書 (カ) 被共済者の印鑑証明書
がん診断共済金の支払請求（診断保障のある共済契約に限ります。）	(ア) 共済金支払請求書 (イ) 共済証書 (ウ) 被共済者の戸籍抄本または住民票の写しもしくは住民票記載事項証明書 (エ) 組合の指定した書式による医師の診断書 (オ) 被共済者の印鑑証明書
がん先進医療共済金およびがん先進医療一時金の支払請求（先進医療保障のある共済契約に限ります。）	(ア) 共済金支払請求書 (イ) 共済証書 (ウ) 被共済者の戸籍抄本または住民票の写しもしくは住民票記載事項証明書 (エ) 組合の指定した書式による医師または歯科医師の診断書 (オ) 先進医療にかかる技術料が記載されている先進医療による療養を受けた病院または診療所の発行する領収書 (カ) 被共済者の印鑑証明書
普通約款第7条〔共済掛金の払込免除〕(1)による共済掛金の払込免除請求	(ア) 共済掛金払込免除請求書 (イ) 共済証書 (ウ) 被共済者の戸籍抄本または住民票の写しもしくは住民票記載事項証明書 (エ) 組合の指定した書式による医師または歯科医師の診断書
がん診断時共済掛金払込免除特別第2条〔共済掛金の払込免除〕(1)による共済掛金の払込免除請求	(ア) 共済掛金払込免除請求書 (イ) 共済証書 (ウ) 被共済者の戸籍抄本または住民票の写しもしくは住民票記載事項証明書 (エ) 組合の指定した書式による医師の診断書
指定代理請求特約による共済金等の代理請求	(ア) 共済金等の請求書類 (イ) 被共済者および指定代理請求人の戸籍謄本 (ウ) 指定代理請求人の住民票の写しまたは住民票記載事項証明書 (エ) 指定代理請求人の印鑑証明書 (オ) 指定代理請求人が被共済者と生計を一にしている事実を証明する組合が認めた書類 (カ) 指定代理請求人が被共済者の財産管理を行っている者である場合は、契約書および財産管理状況の報告書の写し等その事実を証明する組合が認めた書類

(2) その他の請求書類

項 目	必要書類
共済契約の復活	(ア) 組合所定の申込書 (イ) 共済証書
がん治療月額共済金額の減額	(ア) 組合所定の申込書 (イ) 共済契約者の印鑑証明書 (ウ) 共済証書
がん診断共済金額の減額	
共済掛金払込終了年齢の繰上げ	
診断保障のある共済契約から診断保障のない共済契約への変更	
先進医療保障のある共済契約から先進医療保障のない共済契約への変更	
共済掛金の払込方法の変更	
解約	

項 目	必要書類
共済契約者の変更	(ア) 組合所定の通知書 (イ) 共済契約者の印鑑証明書
死亡時通知人の変更	(ウ) 共済証書
割りもどし金の請求	(ア) 組合所定の申込書 (イ) 共済証書 (ウ) 被共済者の戸籍抄本または住民票の写しもしくは住民票記載事項証明書 (エ) 共済契約者の印鑑証明書
被共済者の死亡	(ア) 組合所定の申込書 (イ) 共済証書 (ウ) 被共済者の戸籍抄本または住民票の写しもしくは住民票記載事項証明書 (エ) 死亡時通知人の印鑑証明書
遺言による死亡時通知人の変更	(ア) 組合所定の通知書 (イ) 共済契約者の戸籍抄本または住民票の写しもしくは住民票記載事項証明書 (ウ) 法律上有効な遺言書の写し (エ) 共済契約者の相続人であることを証明する書類 (オ) 共済契約者の相続人の印鑑証明書 (カ) 共済証書
共済金受取人による共済契約の存続	(ア) 組合所定の通知書 (イ) 共済契約の存続を通知する共済金受取人が共済契約者の親族または被共済者の親族であることを証明する書類（共済契約の存続を通知する共済金受取人が被共済者である場合は必要ありません。） (ウ) 共済契約の存続を通知する共済金受取人の印鑑証明書 (エ) 債権者等に所定の金額を支払ったことを証明する書類
組合の変更または追加	(ア) 組合所定の通知書 (イ) 共済証書

(3) 請求書類にかかる注意事項

注意事項
<p>① 共済契約者が法人で、その共済契約者が死亡時通知人である場合には、被共済者の印鑑証明書にかえて、共済契約者の印鑑証明書を必要書類とします。</p> <p>② 組合は、これらの書類のほか特に必要と認める書類の提出を求めることがあります。</p> <p>③ 組合所定の請求書、申込書または通知書以外の書類については、組合が認めた場合は、提出する必要はありません。</p> <p>④ 必要書類の提出については、組合が認めた場合には、組合の使用にかかる電子計算機の使用をもって書類の提出にかえることができます。</p>

別表 [後遺障害等級表]

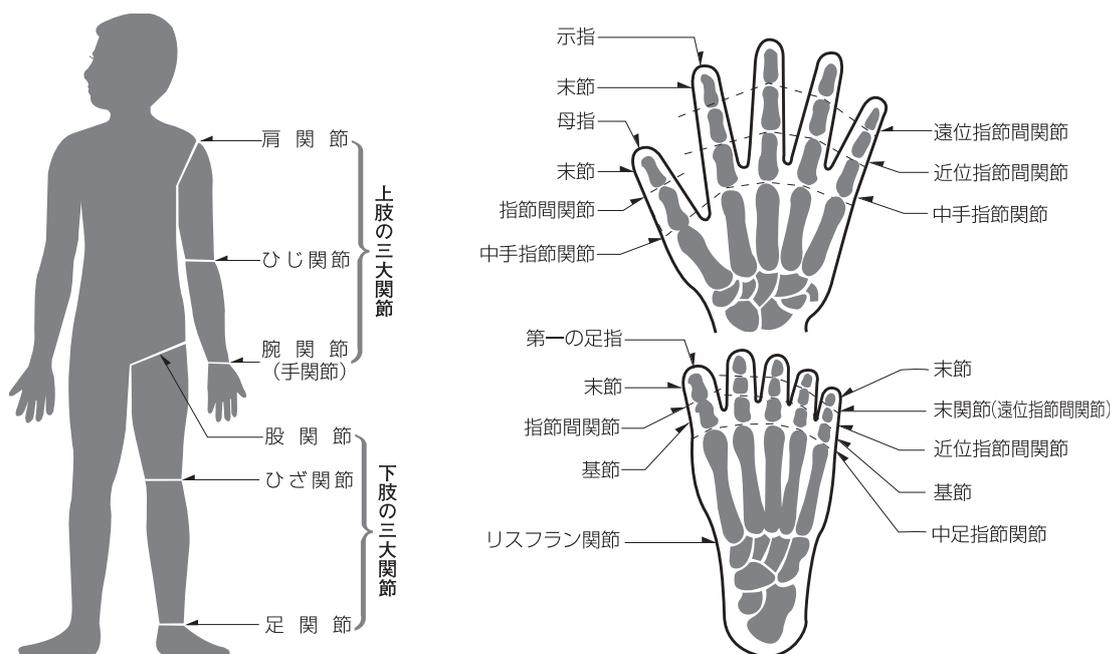
等級	後遺障害の状態
第1級	1. 両眼の視力が0.02以下になったもの 2. 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの 3. そしゃくの機能を廃したもの 4. 言語の機能を廃したもの 5. 両上肢の用を全廃したもの 6. 両手の手指の全部を失ったもの 7. 両下肢を足関節以上で失ったもの 8. 両下肢の用を全廃したもの 9. 精神に著しい障害を残し、労働能力が多少自分自身の用事を処理することができる程度のもので、終身にわたり全く労務につくことができないもの 10. 神経系統の機能に著しい障害を残し、労働能力が多少自分自身の用事を処理することができる程度のもので、終身にわたり全く労務につくことができないもの 11. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、労働能力が多少自分自身の用事を処理することができる程度のもので、終身にわたり全く労務につくことができないもの
第2級	12. 両眼の視力が0.06以下になったもの 13. 両耳の聴力を全く失ったもの 14. そしゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの 15. 1上肢を腕関節以上で失ったもの 16. 両手の手指の全部の用を廃したもの 17. 1下肢を足関節以上で失ったもの 18. 両足をリスフラン関節以上で失ったもの
第3級	19. 1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの 20. 1上肢の用を全廃したもの 21. 1下肢の用を全廃したもの 22. 両足の足指の全部を失ったもの 23. 精神に著しい障害を残し、労働能力が一般平均人以下に著しく低下しており、極めて単純で軽易な労務のほかにはつくことができないもの 24. 神経系統の機能に著しい障害を残し、労働能力が一般平均人以下に著しく低下しており、極めて単純で軽易な労務のほかにはつくことができないもの 25. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、労働能力が一般平均人以下に著しく低下しており、極めて単純で軽易な労務のほかにはつくことができないもの
第4級	26. 両眼の視力が0.1以下になったもの 27. 1眼の視力が0.02以下になったもの 28. 両耳の聴力が耳殻に接しなければ大声を解することができないもの 29. そしゃくの機能に著しい障害を残すもの 30. 言語の機能に著しい障害を残すもの 31. せき柱に著しい奇形を残すもの 32. せき柱に著しい運動障害を残すもの 33. 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの 34. 1手の母指および示指を含み4の手指を失ったもの 35. 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの

適用上の注意事項

- (1) 「労務」には、就学や家事その他日常生活に関する行為も含まれます。
- (2) 「労働能力」とは、「労務」を遂行する能力をいいます。
- (3) 「終身にわたり全く労務につくことができないもの」および「極めて単純で軽易な労務のほかにはつくことができないもの」における制限の程度は、日常生活動作の制限の程度、四肢の麻ひの程度、高次脳機能障害の程度等の精神または身体の状況により判定されます。
- (4) 傷害または疾病が治癒する前であっても、その障害の状態が第1級の状態に該当し、将来回復見込みのないものは、後遺障害の状態とみなす場合があります。この場合には、第1級9.、10. および11. 中「労働能力が多少自分自身の用事を処理することができる程度のもので、終身にわたり全く労務につくことができないもの」とあるのは「終身常時介護を要するもの」と読みかえます。
- (5) 第2級または第3級の後遺障害の状態の2以上に該当した場合（注）は、第1級後遺障害の状態に該当したものとみなします。
 （注）身体の同一部位に生じたものである場合を除きます。
- (6) (5) でいう身体の部位は、眼、耳、そしゃく・言語、精神・神経、胸腹部臓器、せき柱、上肢（注1）および下肢（注2）とし、両眼および両耳についてはそれぞれ同一部位とし、上肢および下肢については左右はそれぞれ他部位とします。
 （注1）手指を含みます。
 （注2）足指を含みます。
- (7) 備考
 - ① 眼の障害
 - ア. 視力の測定は、万国式試視力表により、矯正視力について測定します。
 - イ. 「失明」とは、明暗だけがようやく区別できるもの以下のものをいいます。

- ② 耳の障害
 ア. 聴力の測定は、オーディオメーターにより測定します。
 イ. 「聴力を全く失ったもの」とは、聴力レベルが90db以上のものをいいます。
 ウ. 「聴力が耳殻に接しなければ大声を解することができないもの」とは、聴力レベルが80db以上90db未満のものをいいます。
- ③ そしゃく（注1）・言語の障害
 ア. 「そしゃくの機能を廃したもの」とは、流動食以外は摂取できないものをいいます。
 イ. 「そしゃくの機能の著しい障害」とは、かゆ食またはこれに準ずる程度の飲食物以外は摂取できない程度のものをいいます。
 ウ. 「言語の機能を廃したもの」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。
 (ア) 語音構成機能の障害により4種の語音（注2）のうち、3種以上の発音ができないもの
 (イ) 声帯の全部の摘出により発音ができないもの
 (ウ) 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が全くできないもの
 エ. 「言語の機能の著しい障害」とは、語音構成機能の障害により4種の語音のうち、2種の発音ができないものをいいます。
 (注1) えん下を含みます。
 (注2) 口唇音、歯舌音、口がい音およびこう頭音をいいます。③において同様とします。
- ④ せき柱の障害
 ア. 「せき柱の著しい奇形」とは、通常の衣服を着用しても明らかにせき柱の変形がわかる程度以上のものをいいます。
 イ. 「せき柱の著しい運動障害」とは、せき柱の運動範囲が生理的運動範囲の1/2以下のものをいいます。
- ⑤ 上肢・手指の障害
 ア. 「上肢の用を全廃したもの」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。
 (ア) 上肢に完全麻ひを残すもの
 (イ) 上肢の3大関節（注1）に完全強直またはそれに近い状態を残すもの
 イ. 「上肢の関節の用を廃したもの」とは、上肢の関節に完全強直またはそれに近い状態を残すものをいいます。
 ウ. 「手指を失ったもの」とは、母指にあっては指節間関節、その他の手指にあっては近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
 エ. 「手指の用を廃したもの」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。
 (ア) 手指の末節の1/2以上を失ったもの
 (イ) 手指の中手指節関節または近位指節間関節（注2）の運動範囲が生理的運動範囲の1/2以下のもの
 (注1) 肩関節、ひじ関節および腕関節をいいます。
 (注2) 母指にあっては指節間関節とします。
- ⑥ 下肢・足指の障害
 ア. 「下肢の用を全廃したもの」および「下肢の関節の用を廃したもの」の解釈は、⑤に準じます。この場合、下肢の3大関節とは、股関節、ひざ関節および足関節をいいます。
 イ. 「足指を失ったもの」とは、足指の基節の1/2以上を失ったものをいいます。

関節などの説明図



別表【重度要介護状態】

次のいずれかの状態をいいます。

重度要介護状態
<p>(1) 日常生活において常時寝たきりの状態であり、日常生活動作が、次の①に該当し、かつ、②から⑤までのいずれか2以上に該当して他人の介護を要する状態</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ベッド周辺の歩行が自分ではできないこと ② 衣服の着脱が自分ではできないこと ③ 入浴が自分ではできないこと ④ 食器類または食物を選定し、または工夫しても、目の前に用意された食物を自分では摂取できないこと ⑤ 大小便の排せつ後のふきとりおよび始末が自分ではできないこと <p>(2) 認知症となり、意識障害によらないで次のいずれかに該当して他人の介護を要する状態</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 時間の見当識障害があること ② 場所の見当識障害があること ③ 人物の見当識障害があること

備 考

(1) 「認知症」とは、正常に成熟した脳が、脳内に後天的に生じた器質的な病変または損傷により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下した器質精神病（注）の状態をいいます。

（注）アルコール精神病および薬物精神病を除きます。

(2) 「見当識障害」とは、次のとおりとします。

区 分	内 容
時間の見当識障害	季節または朝、昼もしくは夜のいずれかの認識が常時できないこと
場所の見当識障害	今自分が住んでいる場所または今居る場所の認識が常時できないこと
人物の見当識障害	日ごろ接している家族または日ごろ接している周囲の人の認識が常時できないこと

別表【除外する事故】

除外する事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故に該当するか否かにかかわらず除外される事故をいいます。

項 目	除外する事故
(1) 疾病の発症等における軽微な外因	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪した場合における、その軽微な外因となった事故
(2) 疾病の診断・治療上の事故	疾病の診断または治療を目的とした医療行為、医薬品等の使用および処置における事故
(3) 疾病による障害の状態にある者の窒息等	疾病による呼吸障害、えん下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入またはえん下による気道閉塞または窒息
(4) 気象条件による過度の高温	気象条件による過度の高温にさらされる事故（熱中症（日射病・熱射病）の原因となったものをいいます。）
(5) 接触皮膚炎、食中毒等の原因となった事故	次の症状の原因となった事故 ① 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎 ② 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など ③ 細菌性またはウィルス性食中毒ならびにアレルギー性、食餌性または中毒性の胃腸炎および大腸炎

別表【悪性新生物】

(1) 悪性新生物とは、次により定義される疾病であって、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10 (2013年版) 準拠」に記載された分類項目中、次の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

疾病の定義	分類項目	基本分類コード
① 悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴付けられる疾病	口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物<腫瘍> 消化器の悪性新生物<腫瘍> 呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物<腫瘍> 骨及び関節軟骨の悪性新生物<腫瘍> 皮膚の黒色腫及びその他の皮膚の悪性新生物<腫瘍> 中皮及び軟部組織の悪性新生物<腫瘍> 乳房の悪性新生物<腫瘍> 女性生殖器の悪性新生物<腫瘍> 男性生殖器の悪性新生物<腫瘍> 腎尿路の悪性新生物<腫瘍> 眼、脳及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物<腫瘍> 甲状腺及びその他の内分泌腺の悪性新生物<腫瘍> 部位不明確、続発部位及び部位不明の悪性新生物<腫瘍> リンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物<腫瘍>、原発と記載された又は推定されたもの 独立した(原発性)多部位の悪性新生物<腫瘍> 真正赤血球増加症<多血症> 骨髄異形成症候群 リンパ組織、造血組織及び関連組織の性状不詳又は不明のその他の新生物<腫瘍>(D47)中の ・慢性骨髄増殖性疾患 ・本態性(出血性)血小板血症 ・骨髄線維症 ・慢性好酸球性白血病[好酸球増加症候群]	C00-C14 C15-C26 C30-C39 C40-C41 C43-C44 C45-C49 C50 C51-C58 C60-C63 C64-C68 C69-C72 C73-C75 C76-C80 C81-C96 C97 D45 D46 D47.1 D47.3 D47.4 D47.5
② 悪性腫瘍細胞が存在するが、上皮内に限局しており、組織への浸潤がない疾病	上皮内新生物<腫瘍>	D00-D09

(2) 上記(1)①において悪性新生物とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類-腫瘍学第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

第5桁性状コード
/3…悪性、原発部位 /6…悪性、転移部位 悪性、続発部位 /9…悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

(3) 上記(1)②において悪性新生物とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類-腫瘍学第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

第5桁性状コード
/2…上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性

別表【公的医療保険制度】

公的医療保険制度とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

公的医療保険制度の法律
1. 健康保険法 2. 国民健康保険法 3. 国家公務員共済組合法 4. 地方公務員等共済組合法 5. 私立学校教職員共済法 6. 船員保険法 7. 高齢者の医療の確保に関する法律

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

説明事項ご確認のお願い

この冊子は、ご契約に伴う大切なことから記載したものですので、かならずご一読いただき、内容を十分にご確認のうえ、ご契約をお申込みいただくようお願いいたします。

なお、後ほどお送りする共済証書とともに大切に保管し、ご活用ください。

告知義務について	P12
責任(保障)の開始について.....	P14
クーリング・オフ制度について.....	P16
共済金等をお支払いできない場合	P32
共済掛金のお払込み.....	P36
失効したご契約の復活.....	P38
共済掛金の払込方法	P40
ご契約の解約について	P42

などは、ご契約に際してぜひご理解いただきたいことからですので、ご説明の中でわかりにくい点がございましたら、ご加入先のJAまでお問い合わせください。